

避難行動要支援者の避難行動支援に
関する事例集

平成 29 年 3 月
内閣府（防災担当）

はじめに

避難行動要支援者対策について、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
 - ② 避難行動要支援者本人の同意を得て、又は条例の定めるところにより本人の同意を得ずに平時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
 - ③ 現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
 - ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えい防止のため必要な措置を講ずること
- などが定められ、平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。

内閣府では、避難行動要支援者名簿に関して市町村において留意すべき事項及び関連する参考となる事項について、平成 25 年 8 月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）を示したところですが、市町村がその取組を進めるに当たり参考となるよう、本事例集を作成しました。

災害発生時に避難行動要支援者の生命及び身体の安全を確保できるよう、引き続き市町村において、地域の特性や実情を踏まえた取組を進めるに当たり、本事例集も活用していただけると幸いです。

最後になりましたが、作成に御協力いただきました地方公共団体の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

目 次

I. 災害に備えた取組事例	1
1. 名簿作成における取組	1
(1) 住民が自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求められるような取組	1
• 広報紙・ホームページ等を活用した取組	1
• 住民全員への意向調査の実施	10
• 訪問による取組	11
• 窓口等における取組	16
• 市外避難者に対する取組	16
(2) 避難行動要支援者名簿の作成時における取組	17
• 避難行動要支援者名簿の様式における取組	17
• 地図による取組	19
• 分類をすることで配布しやすくする取組	20

(3) 本人同意を得るための取組	21
• 郵送による意向確認の際に制度説明を同封する取組.....	21
• 不同意者に定期的な再調査をする取組.....	26
• 郵送と訪問による取組	29
• 郵送調査による取組	35
• 窓口における取組.....	37
• 相談対応に関する取組	37
• 広報媒体を利用した取組	38
• 条例による取組.....	39
• 個人情報保護審査会に諮問する取組	65
(4) 名簿の更新を効率的に行うための取組	69
• システムを使った取組	69
• 複数部局・避難支援等関係者・他団体の協力により更新作業を行う取組	78
• 住民全体に調査を実施し更新作業を行う取組	80

2. 避難支援等関係者に関する取組	81
(1) 避難支援等関係者を確保するための取組.....	81
• 避難支援等関係者となる団体との協力.....	81
• 地域説明会の実施.....	84
• 防災訓練における周知活動.....	87
(2) 避難支援等関係者に対する安全確保に関する取組	89
• 避難支援等関係者に対する安全確保	89
(3) 避難支援等関係者に対する補償に関する取組	93
• 避難支援等関係者に対する補償.....	93
(4) 避難行動要支援者の活動を助ける取組.....	97
• マニュアル・手引き等の作成.....	97
• 名簿・個別計画における記載内容に関する工夫	112
• 地図情報を利用して、支援をしやすくする取組	116
• 避難支援等関係者になる団体への支援.....	120
• その他取組	124

(5) 避難支援後の避難所における避難支援等関係者による引継ぎに関する取組 125

- マニュアル等の作成 125
- 避難所における避難行動要支援者についての訓練の実施 126
- 事前の取り決め 128

(6) 名簿の管理に関する取組 129

- 協定書・受領書等の活用 129
- コピー偽造防止用紙の活用 135
- 名簿情報をスタンドアローンのパソコン上で管理 136
- その他管理に関する取組 138

3. 制度の周知・研修・訓練等に関する取組	140
(1) 制度の周知に関する取組	140
• 様々な広報媒体の活用	140
(2) 名簿を活用した研修・訓練に関する取組	153
• 避難行動要支援者に参加してもらう訓練の実施	153
• 避難行動要支援者に訓練参加を促す工夫.....	159
• 研修の実施	161
(3) 避難行動支援に係る地域づくりに関する取組	163
• 避難行動支援に係る地域づくりに関する取組	163

4. 外部との連携・協力に関する取組 169

- 近隣市区町村同士での連携..... 169
- 障害者団体以外の団体との連携・協力に関する取組..... 170
- 障害者団体以外の団体との連携・協力に関する取組..... 172

5. 災害時における取組	173
(1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組	173
• 協定書・受領書等の活用	173
• 防災ラジオの配布	178
• 戸別受信機の配備	180
• 連絡網を活用した取組	182
(2) 避難支援に関する取組	183
• 特殊な事情をもった避難行動要支援者にへの対応	183
• マニュアル等の作成	186
• 聞き取り・講習・訓練での避難支援方法の確認	189
(3) 安否確認に関する取組	191
• 安否確認の方法	191
• 安否確認を円滑に実施するための事前準備	198
• 安否確認を実施する基準	201

6. 名簿提供不同意者への対応に関する取組	203
(1) 発災時における対応に関する取組	203
• 名簿の提供以外の発災時における対応に関する取組.....	203
(2) 発災時における情報提供の判断の考え方に関する取組	204
• 発災時における情報提供の判断の考え方に関する取組.....	204
(3) 名簿の発災時における提供方法に関する取組	206
• 封をした状態での保管	206
• 紙媒体による事前準備	209
• その他提供方法.....	210

7. 個別計画に関する取組	213
(1) 策定方法に関する取組	213
• 策定方法に関する取組	213
(2) 策定時における避難支援等関係者の関わり方に関する取組	220
• 策定時における避難支援等関係者の関わり方	220
(3) 策定促進に関する取組	223
• 説明会の実施.....	223
• 外部に協力依頼・委託を行う	225
• 自治体独自の補助金制度	227
(4) 個別計画の更新・見直しに係る取組	228
• 平時の活動にあわせて更新・見直しを行う	228
• 定期的に更新・見直しを行う	229

Ⅱ. 災害対応事例	233
1. 地方公共団体による名簿を活用した対応事例	233
2. 避難支援等関係者による名簿を活用した対応事例	254
3. 認識された課題	265

Ⅲ. 避難行動要支援者名簿に掲載する者のうち「その他」の状況	283
Ⅳ. 各市町村において必要と認める名簿情報	286
Ⅴ. 資料	291
1. 災害対策基本法（抄）	291
2. 運用通知.....	294
3. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（概要）	306
4. 避難勧告等に関するガイドライン（概要）	308

I . 災害に備えた取組事例

I. 災害に備えた取組事例

1. 名簿作成における取組

(1) 住民が自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求められるような取組

【取組指針 P 16～18】

広報紙・ホームページ等を活用した取組

【取組の概要】

広報紙やホームページ等に避難行動要支援者名簿の制度を紹介し、その中で住民が自ら避難行動要支援者名簿に掲載を希望する場合にどのような手続きをすればよいかを案内する取組。

【具体的な取組事例】

《群馬県高崎市》

<取組内容>

福祉関係課、各支所市民福祉課、市民サービスセンター、長寿センター、公民館の窓口に制度説明リーフレット、同意不同意確認書及び返信用封筒を設置し、避難行動要支援者名簿への掲載を希望する人からの申請を随時受け付けるとともに、市広報誌に名簿掲載希望者の申請を受け付ける旨の記事を毎年掲載している。

～もしもの**災害**に備えて～

あなたのことを町内の区長、民生委員などにお知らせしてよいか、お聞きします。

あなたのことを知る人が多ければ、地震災害などの時に、あなたの身の安全を守ることや逃げる手助けをしてもらえることになり、あなたの命を守る可能性が高まります。

高崎市

市から区長や民生委員などに、あなたのことをお知らせしてよいか、お聞きしたいので、同封の確認書の提出をお願いします。

- | | |
|------------------|--|
| 1. 提出方法 | 同封の「確認書（あなたの情報の提供に関する同意・不同意確認書）」に記入のうえ、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。 |
| 2. 提出期限 | 平成28年12月19日(月)までにポストに投函してください。 |
| 3. 問い合わせ先 | |

区長や民生委員などにお知らせする、あなたのことは？

お知らせすることとは、次のあなたの情報となります。

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 氏名 | (4) 住所または居所 |
| (2) 生年月日 | (5) 電話番号その他の連絡先 |
| (3) 性別 | (6) 避難支援を必要とする事由 |

お知らせする、区長や民生委員などとは？

あなたのことをお知らせするのは、次の人たちです。

- (1) 自主防災組織や町内会（区長）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 消防・警察など

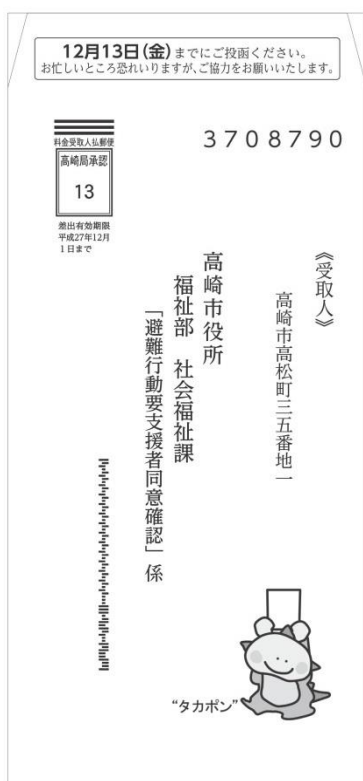
お知らせすることで…

あなたのことを、町内の区長や民生委員などにお知らせすることで、次の支援を受けることが可能となります。

1. 平常時…あなたの情報を基に、素早く避難するための準備や、日頃からの避難訓練などを行います。
2. 緊急時…次のような支援を行うようにします。
 - 避難勧告など、災害情報を伝えます
 - 安否の確認を行います
 - 避難場所への付き添いや介助を行います

※ただし、同意することにより、あなたへの支援が必ずなされることを保証するものではありません。

<返信用封筒>



<広報高崎平成 28 年 12 月 1 日号>

市政ニュース

緊急時に支援が必要な人の名簿を作成しています

要支援者名簿の作成にご協力を

市は、高齢者や障害のある人などのうち、災害時に一人で避難することが困難な人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。いざというときに備えて、個人情報に十分配慮しながら、各町内会の区長や民生委員などにこの名簿を提供します。

各町内会はこの情報を基に、すばやく避難するための準備や、日頃の避難訓練などを行います。緊急時には、①避難勧告などの災害情報を伝達②安否の確認③避難場所への付き添いや介助——などの支援を行います。

提供する個人情報は、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・避難支援などを必要とする理由です。提供する前には、必ず本人の同意を確認します。同意がない場合は、情報を提供しません。また提供後も個人情報の管理を徹底します。

確認書は 12 月 19 日までに返信してください

対象となる皆さんには、12月初旬に、簡単な説明資料や「同意・不同意確認書（確認書）」を送ります。確認書に記入し12月19日(月)までに、同封の返信用封

筒に入れて投かんしてください。

問い合わせは、社会福祉課（☎321-1243）か防災安全課（☎321-1352）、各支所の市民福祉課・地域振興課へ。

名簿登録の対象となる人

- 介護保険で要介護認定の1～5を受けている人
- 身体障害者手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級か2級の人
- 療育手帳の交付を受けていて、障害の程度がAの人
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の人
- 65歳以上で、自分で外出するのが難しい一人暮らしの人

※対象になっていない人で避難時に支援を受けたい（名簿に登録してほしい）場合は、本庁社会福祉課か障害福祉課（☎321-1245）、長寿社会課（☎321-1248）、介護保険課（☎321-1250）、各支所市民福祉課に連絡してください。

市から情報を提供する人

- 自主防災組織や町内会（区長）
- 民生委員・児童委員
- 消防署、消防団
- 警察署
- 市社会福祉協議会
- 避難支援に携わる関係者

【実施団体例】

北海道恵庭市

名簿掲載要件から漏れた者が、自ら希望すれば名簿掲載することができるよう市ホームページや広報等で周知した。

山形県山形市

制度について出前講座で説明を行った。また、電話等での相談に対しても対応する。

福島県郡山市

広報・HPを通じて、対象者として明記していない方が登録できるよう制度の周知を行っている。

茨城県水戸市

水戸市では、市で定める要件に該当しない登録希望者への対応として、庁内の防災、保健福祉部局の各窓口をはじめ、各地区に整備している市民センター等において、制度のパンフレットや申請書等を設置するとともに、随時、申請を受け付けている。また、制度の普及・啓発に向け、ホームページや市広報紙はもとより、福祉団体等の集会や地域の防災訓練など、多様な機会を通じて、制度の説明、登録の呼び掛けを推進している。

茨城県利根町

毎年町広報誌へ掲載し、避難行動要支援者名簿登録制度を広報し、全住民に対し名簿掲載方法の周知を図っている。

群馬県千代田町

自ら名簿への掲載を求めることができる仕組みづくりのため、町広報誌を使用して、制度周知を図っている。

埼玉県三郷市

制度の対象となるかた以外で、災害時の避難支援等に支援が必要なかたは、自ら申し出ることによって名簿に登録することができる。市のホームページや広報紙で登録の方法を案内している。

(登録できる方の例)

- ・ 75 歳以上で 75 歳未満の家族と同居しているが、日中・夜間独居のかた
- ・ 緊急通報システム、配食サービス等の見守りサービスを受けているかたや地域包括支援センターで把握しているかたで避難支援が必要と判断されるかた
- ・ 自分一人で避難することが困難な妊産婦や乳幼児
- ・ 日本語の理解が不十分、又は環境に不慣れな外国人
- ・ 民生委員・児童委員による見守りを受けているかた など

埼玉県寄居町

毎年度更新する。広報掲載。

千葉県松戸市

平成 24 年度から名簿情報の提供に同意いただいた方の名簿の作成に取り組み、平成 28 年度に市内全域の名簿が完成した。今後、制度の対象となる方及び、制度の対象となる方以外で、災害時の避難等に支援が必要な方は、自ら申し出ることによって随時、名簿に登録することができる。市のホームページや広報紙で登録の方法を案内するとともに、町会・自治会への回覧、掲示板へのポスター掲示などを活用して周知を図っている。

また、名簿の管理について、個人情報の手引きを作成し、名簿情報を地域の避難支援など関係者に提供する際に配付している。

http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/anzen_anshin/sonae/bousai_taisaku/20161026.html

東京都杉並区

杉並区では、発災時の災害時要配慮者支援のため「地域のたすけあいネットワーク制度」を実施している。当制度への登録は、避難行動要支援者名簿への登載、関係機関への個人情報的事前提供同意を兼ねている。杉並区では当制度普及のため、避難行動要支援者名簿登載者については、年に 1 回登録勸奨通知を送付している。また、名簿登載者以外にも普及させるため、地域団体等が主催する勉強会、避難訓練等の場で制度の概要について説明を行い、チラシ等の配布を行っている。

神奈川県川崎市

川崎市災害時要援護者避難支援制度について、公式ウェブサイトや各種広報において周知し、区役所の窓口にある申込書にて登録を申込みされた方を名簿に掲載している。

富山県滑川市

年に1・2回、市の広報に要援護者台帳のお知らせを載せたり、市のホームページに登録の案内を載せたりして、民生委員等を通さなくても、自ら申請することができる。

山梨県上野原市

広報・ホームページにおいて名簿に掲載するものを明示し、その者以外でも手挙げでも掲載できる旨お知らせしている。また、避難支援等関係者への説明会において地域で気になる方がいる場合は制度の趣旨を説明のうえ手挙げしてもらうよう促している。

岐阜県大野町

広報「おおの」、大野町ホームページでの制度周知啓発により、対象外となっている者が申請を希望した際に対応できる。

滋賀県守山市

広報・ホームページをはじめ、障害、高齢担当課において、窓口での手帳の申請・更新などの手続きの際、避難行動要支援者に避難行動要支援者登録制度の内容について周知し、登録を勧奨している。また、各自治会における防災訓練などで出前講座を実施し、制度の周知をしている。

登録申請書には障害や介護の状態や緊急時連絡先等を記載してもらい、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員に名簿と登録申請書記載の詳細情報も併せて提供し、避難支援体制づくりを促進している。また、消防機関にも提供することにより、迅速な救助への利用を可能としている。なお、提供はいずれも紙媒体で年に1回更新している。

京都府長岡京市

広報紙（特集記事）及び自治会によるチラシ戸別回覧での周知により、掲載を希望する本人からの申し出を促している（年1回、8月）。

大阪府島本町

広報誌やチラシ等により周知している。

大阪府熊取町

消防庁「避難行動要支援者名簿に掲載する者」から漏れた者が、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができるよう、町広報紙やホームページ、自治会の回覧板を利用し、避難行動要支援者支援制度について周知している。

奈良県生駒市

広報紙に掲載、自治会の回覧で事業の概要説明文と合わせて、希望者は問い合わせるよう周知している。

奈良県上牧町

町、広報誌に掲載を行う。町内に転入時に、要配慮者支援に関する手引きを配布し、説明している。

和歌山県串本町

定期的に広報掲載することにより、避難行動要支援者名簿掲載該当者、及びその家族に対し周知を行う。

鳥取県若桜町

要支援者台帳登録の取組について、広報紙で広報を行い、希望される方は掲載ができるようにしている。

岡山県備前市

HPや広報誌に掲載することで、漏れた者が掲載を求めることができるよう周知する。

広島県庄原市

行政文書で名簿登録の希望があれば申し出るよう広報する。

徳島県松茂町

保健相談センター等の関連施設に寄せられる相談の中で、災害時の健康相談等、要支援者に該当する内容があった際には、避難行動要支援者名簿の案内をするとともに、名簿管理課へ連絡を入れる連携を図っている。

香川県琴平町

広報誌、HP、チラシ等により制度を周知する。県内の特別支援学校で防災についての講演を行い、その際保護者に周知した。

福岡県筑後市

要援護者支援制度に関する説明会を開催。対象外の者でも希望があれば掲載、計画を作成する。

佐賀県佐賀市

市報で制度周知を図る。制度概要チラシと登録申請書を市民向けの出前講座等で配布し、登録が必要な人の登録を促してもらう。

大分県杵築市

緊急キットの申請用紙に名簿掲載同意を付して受付している。

住民全員への意向調査の実施

【取組の概要】

住民全員に対して意向調査を行い、自ら地方公共団体に赴いて意思表示ができない方も漏れなく、容易に避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる取組。

【具体的な取組事例】

《大阪府阪南市》

＜取組内容＞

日常の見守り、声掛けから災害時の安否確認等を行う登録制度を実施しており、2年に1度、市広報誌に登録申請書を折り込み、全戸配布している。登録者は、その他支援を必要とする方として名簿に掲載しており、必要とする方が自ら掲載を求めることができるよう、登録申請書は、料金受取人払により郵送で申請できるようにしている。

市広報誌への折り込み方としては、登録申請書兼制度周知チラシとして、A3両面刷りのものを2つ折りで折り込んでいる。また、全戸配布の方法としては、民間の配布業者への委託により、各戸にポスティングをしている。

【実施団体例】

三重県南伊勢町

南伊勢町見守り支援対象者登録制度について、地域へ出向き説明会を開催するなどして制度の周知を図り、避難行動要支援者だけでなく対象外の方であっても希望する場合は避難行動要支援者同様、名簿への掲載が可能のため、区や民生児童委員の協力も得ながら「南伊勢町見守り支援対象者登録制度届出書兼同意書」の提出を呼びかけている。

訪問による取組

【取組の概要】

市の職員が直接避難行動要支援者に該当しそうな方のところに赴き、直接対話することで状況等を把握し、かつ制度について理解を深めていただくことで名簿への掲載を希望していただくという取組。

【具体的な取組事例】

《和歌山県和歌山市》

<取組内容>

- ①市の HP へ制度について掲載している
- ②市の調査員が名簿掲載対象者宅を訪問調査に行った際、対象者以外の家族のうち避難が困難であると思われる場合において登録を勧める
- ③民生委員が避難行動に支援が必要であると判断した場合に、市へ状況を説明し、市の調査員が訪問を行い、支援が必要であると判断した場合に登録することができる

<取組のきっかけ・経緯>

平成 26 年 4 月に高齢者・地域福祉課が災害対策基本法の改正をきっかけに上記を開始した。精神障害者の対象者に関する管轄は県の管轄であり、災害対策基本法では市町村は「県へ情報提供を求めることができる」と明記されているが、県が回答しなければならないと明記されていないため、調整に苦慮した。開始当初、郵送にて、対象者の個人情報提供に関する意向確認を行うが、高齢者が多く、制度を理解されないまま返送されず、意向確認ができない対象者がいた。また、市へ届けている住所に居らず、実際は施設へ入所している方が多数いた。

<取組の効果・今後について>

1 件 1 件戸別訪問することで、条件的には対象外であるが、実際は避難行動を要する状況である潜在的な方を掘り起こすことができている。また、自治会へ提供する名簿を単位自治会ごとや、民生委員の担当地域ごとに出力することで、余分な個人情報の流出防止にも努めている。

実施しているなかで、対象者を訪問し、意向確認を行う際、制度の説明を行い、自助の大切さ等を理解していただくことに努めているが、災害が発生したら必ず助けに来てくれるのか、助けに来てくれないなら必要ない、という意見や、対象者の配偶者が条件的には対象外であるが、実際は避難行動を要する状況であった場合に登録ができてよかったという意見もある。さらに、制度の趣旨を理解せず返送しなかった高齢者に対して、戸別訪問を行い制度の説明を行うことで、制度が理解できてよかったという意見もある。

今後に向けて、対象者の個別計画を地域と連携して作成することと、居所不明の対象者に対する意向確認や、住民票を住家においたまま施設に入所している対象者の把握をしていきたいと考えている。

和歌山市災害時要援護者登録制度のご案内

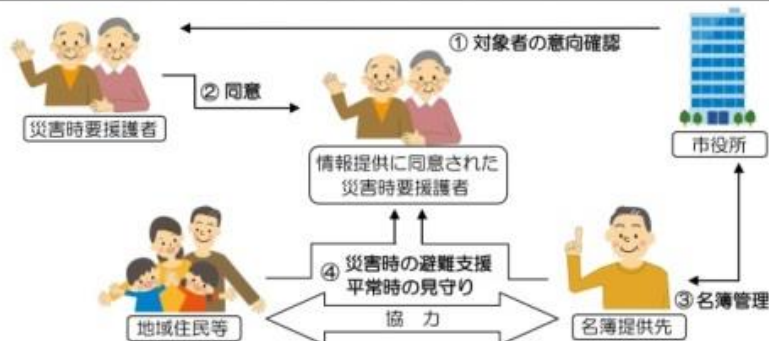
◇ 和歌山市災害時要援護者登録制度とは

高齢・障害等の理由で災害時に自力避難が困難な方の名簿をあらかじめ作成し、災害発生時の避難支援活動や安否確認に役立てる制度です。



◇ 制度のしくみは

名簿掲載対象者で名簿情報の外部提供に同意された方については、平常時から地域の自治会、民生委員、消防団などに名簿情報を提供し地域と連携して災害に備えます。



※ 地域による支援は住民自身の安全確保が前提となります。災害時は地域住民が被災されることも考えられるため、同意により必ずしも支援が保証されるものではありません。

◇ 名簿掲載対象者は

在宅で市内に居住する以下の要件のいずれかを満たす方です。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 特定医療費（指定難病）受給者証を所持する者で重症認定を受けている者
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する者で重症認定を受けている者
- ⑦ 上記以外で避難支援が特に必要とされる者

※施設等入所者は対象外（自宅での生活となった場合、申出によりいつでも名簿掲載が可能です）。

◇ 名簿記載の情報は

氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、避難支援等を必要とする事由

※避難支援等を必要とする事由とは、上記①～⑦を指します。



◇ 名簿提供先は

情報提供に同意された方の名簿情報は下記の組織・団体等に提供します。

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| ・和歌山市消防局 | ・和歌山県警察の各警察署 | ・和歌山市社会福祉協議会 |
| ・自治会（自主防災会） | ・民生委員 | ・和歌山市消防団 |

◆ どうして市が名簿を作成するの？

平成26年4月から災害対策基本法により災害時に自ら避難することが困難であり特に支援が必要な方の名簿作成が市町村に義務付けられました。

◆ 名簿整備の目的は？

東日本大震災で多数の高齢者や障害者が犠牲となったことを教訓に、地域と連携して災害発生時に実行性のある避難支援がなされることを目的としています。

◆ これまでも名簿を作成していたの？

本市では平成20年度から任意の名簿として災害時要援護者名簿の整備を進めてきましたが、災害対策基本法の改正により、平成26年4月からは法に基づく名簿の整備を行うこととなりました。従来は希望者の申請による登録方式でしたが、今後は市が名簿掲載対象者を名簿に掲載し、名簿情報を地域の名簿提供先に外部提供することについて意向確認を行います。そのうえで、情報提供に同意される方の名簿情報を平常時から地域の名簿提供先に提供します。

◆ 名簿はどのように活用されるの？

災害発生時の避難支援活動や安否確認で活用されることを想定しています。

◆ 必ず同意しなければならないの？

ご本人の同意は、名簿情報を事前に地域の名簿提供先に提供しておくために必要となるものです。事前の提供を希望されない場合は、同意いただく必要はありません。

◆ 同意したら助けにきてくれるの？

この制度の目的は、行政による災害時の支援には限界があることから、支援が必要な方の情報をあらかじめ地域の名簿提供先に提供し、地域による支援が受けやすい体制を整えるというものです。ただし、地域による支援は住民自身の安全確保が前提となります。災害により地域住民が被災されることも考えられるため、同意により必ずしも支援が保証されるものではありません。

※ 災害発生時、支援を受ける方が避難自体を拒否されると、避難支援を円滑に行うことができません。自力避難が困難な方においても、まずは避難する意志を持つことが大切です。

※ 必要な携帯品をまとめておくなど、普段からできる範囲の備えを進めていただくようお願いします。

◆ 同意しないとどうなるの？

平常時から名簿情報を外部提供することはありません。ただし、災害時や災害発生のおそれがある時には、名簿掲載対象者①～⑦（表面参照）のいずれかに該当する方の名簿情報を避難支援関係者等に提供することがあります。

◆ 個人情報は守られるの？

この制度に携わる人には守秘義務があり、個人情報を適切に取り扱うこととされています。また、名簿情報を避難支援や安否確認などの目的以外に利用することも禁じられています。

【お問い合わせ先】和歌山市 高齢者・地域福祉課 援護福祉班
電話 073-435-1063 FAX 073-435-1268

【実施団体例】

北海道むかわ町

訪問等で必要者を把握している。

鹿児島県天城町

高齢者 65 歳以上の方を対象に調査訪問し希望者の登録を行った。その後、登録をしている方で、自主避難できる方は名簿から本人の同意を得て除外した。また、地域の在宅福祉アドバイザーの座談会へ出席し、登録対象となりえる方の情報をもらい、本人へ訪問して同意を得て登録を行った。在宅で介護を受けている方に関しては、居宅介護事業所のケアマネに情報をもらい登録の手続きを行っている。障害の認定、サービスを利用されている方々については、郵送で登録案内を行い、同意・希望された方で登録している。

窓口等における取組

【取組の概要】

住民が地方公共団体の窓口を訪問した際に避難行動要支援者名簿について説明したのち、名簿への掲載を案内する取組。

【実施団体例】

群馬県伊勢崎市

広報紙での制度の周知や、福祉部局の関係する窓口で案内を行っている。

埼玉県上尾市

障害福祉課を訪れた市民に対し、避難行動要支援者名簿について説明し、必要に応じて危機管理防災課へ案内してもらっている。

三重県玉城町

窓口等、様々なタイミングで支援に係る手続きを周知し、登録を促している。

市外避難者に対する取組

今後起こり得る災害において、市外への避難をされる方がいた場合における対応として、参考となる事例として、南相馬市の事例を紹介する。

【実施団体例】

福島県南相馬市

基準日に市外避難者として扱われた者を、本人の希望により別途名簿登録を行った。

南相馬市は、住基上、市内に居住している者の中にも、市外へ自主避難をされている者が数千人いる。自主避難者が市内へ戻って来た際は、住基法上の転入ではなく、別の届出を行うことを定めているが、その届出を本人が失念し、市民として住民サービスが十分受けられない場合も散見されるものである。今回、名簿を作成する際には「市外への自主避難者を除いて」作成したため、登録から漏れてしまったものであるが、実態は市内で生活していたことが確認できたため、追加で名簿登録を行ったもの。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成時における取組

【取組指針 P 16～19】

避難行動要支援者名簿の様式における取組

【取組の概要】

避難行動要支援者名簿自体の様式を工夫することによって、混乱が予想される発災時の状況においても確実な名簿の活用ができるようにする取組。

【具体的な取組事例】

《福岡県北九州市》

<取組内容>

北九州市では、事業の実効性を高めるために、身体的要件だけでなく、危険度の高い地域の方を避難行動要支援者名簿に掲載することとしている。

<取組のきっかけ・経緯>

事業開始に当たり関係部局で構成する「北九州市避難行動要支援者避難支援事業推進本部」を設置することとなり、そこでの検討の中で対象者の要件など基本的な考え方を定め、平成 26 年 5 月から開始している。

<取組の効果・今後について>

避難行動要支援者名簿に掲載するものとして、身体的要件だけでなく、危険度の高い地域の方を対象としており、具体的には、土砂災害特別警戒区域、水防計画に定める浸水想定区域、津波浸水想定区域などの地理的要件を加えている。

なお、民生委員等からの情報により自力避難が困難なものがいれば、地域の中で話し合い本人から情報提供に係る同意が得られれば、要件にかかわらず名簿に追加できるとしている。そのような点をふまえ、今後事業を継続する中で要件によらない、地域による名簿づくりの仕組みが促進されることを期待している。

北九州市では事業の実効性を高めるため、地理的要件を設けているが、いつかはこの要件を廃止していくことを考えており、そのことによる地域の反応や事業の実効性が薄れていくことを危惧している。

【実施団体例】

茨城県ひたちなか市

現在、配布している避難行動要支援者名簿に関しては、システム処理により同一の様式で出力し自主防災会に提供しているが、一部の自主防災会より依頼があり、自主防災会が使用しやすい名簿に加工する等の対応を行っている。

埼玉県川口市

情報を A3 横長で見開きページに収め、字を大きめに読みやすいようにする。

埼玉県狭山市

同意確認書の様式を両面から片面に変更。記入項目を見直し（メールアドレスや自治会名等は除いた）を行った。年 1 回実施する名簿登載対象者への送付時は、事前に「住所・氏名・生年月日・性別」と管理コードを印字し対象者の誤り等を防ぐ。

東京都足立区

平成 28 年度より避難行動要支援者支援システムを構築し、避難行動要支援者名簿登載対象者の効率的な把握を行っている。さらに、システム上の帳票である「災害時安否確認申出書」を名簿登載者宛てに配布・記入を依頼し、発災時における安否確認等に活かすための名簿登載者情報（安否確認連絡先、普段の居場所等）の収集に努めている。「災害時安否確認申出書」の記載内容をシステムに取り込むことにより、民生・児童委員、警察署、消防署、消防団等の外部機関へ提供している避難行動要支援者名簿に反映される仕組みになっている。

愛知県豊田市

住基や介護認定情報等を組み合わせ、名簿に掲載する者を自動抽出するシステムを導入している。また、同意確認書や提供名簿等の必要書類の自動作成・出力も可能となっている。

和歌山県みなべ町

同意の有無、要支援者情報、避難場所、支援時の留意事項などの情報が一目でわかるようコンパクトにまとめて記載している。

地図による取組

【取組の概要】

集めた名簿情報を地図上に落とし込むことによって、管理しやすくし、実際の避難行動支援の際に迅速に対応できるようにする取組。

【具体的な取組事例】

《熊本県御船町》

<取組内容>

名簿システム管理を業者へ委託し、要支援者の情報（氏名、性別、生年月日などの住民情報のほか、本人の申し出による緊急連絡先、避難協力者情報、かかりつけ医の情報など）、地図情報、担当民生委員情報など正確に管理できるようにしている。システムについては、地域福祉支援システムというものを活用しており、平成 23 年 3 月に導入を行った。

【実施団体例】

栃木県宇都宮市

避難行動要支援者名簿管理システムに、要支援者の地図情報及び地区（連合自治会）情報を付加しており、地図上での把握及び地区ごとの判別を行うことができる。

静岡県清水町

住基システム等の基幹システムからデータ取り込み、及びゼンリン地図と連携した支援システムの導入。

兵庫県芦屋市

自主防災組織が管轄する地域ごとに名簿を地図に落とし込んでいる。また、避難支援の程度を段階分け（A～C）している。区分けは下記の通り。

- A：誰かの援助がないと避難できない。
- B：誰かの誘導があれば、一緒に避難できる。
- C：自分で避難できる。

分類をすることで配布しやすくする取組

【取組の概要】

避難行動要支援者名簿の情報の中に一定の基準に基づく分類の紐づけを行い、発災時に配布する際に迅速かつ正確な実施ができるような取組。

【具体的な取組事例】

《広島県広島市》

<取組内容>

本市では、避難行動要支援者名簿に民生区名や小学校区名、地区社会福祉協議会名（それぞれ約 100 地区）の情報を追加することで、地域ごとに避難行動要支援者名簿を分割できるようにしており、これにより、各地域の避難支援等関係者（民生委員・児童委員、町内会・自治会、自主防災組織、地区社会福祉協議会など）に対して必要最小限の名簿情報を提供することを可能としている。また、避難行動要支援者名簿登録者の一人一人に、住基記録システムで個人を識別するための番号と紐付けした管理番号を割り振っており、死亡や転居等の情報管理を行う際に役立てている。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 28 年度から避難行動要支援者名簿の登録対象者の範囲を拡大したこと。

【実施団体例】

和歌山県和歌山市

名簿の印刷時に対象者を住所順で出力することで、自治会で共有しやすくしている。また、年に 3 回程度避難支援等関係者が保有する名簿を更新することで、新しい情報を保つようにしている。避難支援等関係者との共有名簿を活用しやすいように、民生委員のエリアごと、自治会のエリアごと、警察署の管轄エリアごとに出力することとし、不必要な個人情報流出防止のため、このような出力をしている。

(3) 本人同意を得るための取組

【取組指針 P 20～22】

郵送による意向確認の際に制度説明を同封する取組

【取組の概要】

郵送による意向確認を行う際に、制度の仕組や受けられる支援等が記載された文書を同封し、制度について十分な理解を得ていただき、そのメリットを把握してもらうことで、より多くの同意を得られるようにする取組。

【具体的な取組事例】

《愛知県豊田市》

<取組内容>

住基情報をもとに、対象者宅へ直接同意確認書を郵送している。その際「名簿制度の案内ちらし」や「よくある質問」を同封し同意につながるよう取組んでいる。

また、1年おきに、不同意者や未返信者に対して同意確認を行い、同意者を確保できるよう進めている。平成28年10月末時点で、対象者約7,500人中約6,000人が同意している（同意率80%）なお、ちらしの詳細は以下のとおりである。

○掲載項目

- ・制度目的
- ・具体的な対象者の要件
- ・名簿に掲載する内容
- ・名簿の提供先
- ・個人情報の取扱い
- ・名簿を活用した支援のイメージ
- ・地域支援者の目的と役割
- ・自助、共助、公助の取組

○よくある質問の例

- ・同意確認の方法
- ・同意すれば必ず支援してもらえるか
- ・個人情報の取扱いの不安
- ・同意後の支援内容

市民の皆様へ

高齢者や障がい者の方々を災害時に支援するための

避難行動要支援者名簿制度

について

～ 自助・共助・公助の連携による支援体制づくり ～

豊田市では、災害時に自力での避難がむずかしいと思われる方々（避難行動要支援者）の生命・身体を守るため、「避難行動要支援者名簿」を作成しました。

災害時には行政が可能な限り公的支援（公助）を行います。それだけでは限界があります。災害を乗り越えるためには、日頃から顔の見える関係づくりに努めるなど、自分で行う（自助）とともに、地域の助け合い（共助）が大切です。

この制度の趣旨にご理解いただき、地域の方や要支援者の方々が安心して暮らせる地域づくりにご協力いただきますようお願いいたします。



★豊田市

1 対象となる人は？

避難行動要支援者とは、災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要とされる方です。

豊田市では下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。



在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方
(施設や病院などに長期入所、入院されている方を除く)

- ①介護保険における要介護3～5の認定者
- ②ひとり暮らし高齢者等登録者
- ③豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- ④身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
- ⑤上記に準ずる方で登録を希望する者



*⑤で登録を希望する場合は、「名簿登録依頼書」(市役所で配布又は市ホームページに掲載)を記入後に、市に提出してください。

2 名簿の内容は？

住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を載せた名簿を作成します。

- ①住所、②氏名、③生年月日、④性別、⑤電話番号、⑥緊急連絡先
- ⑦避難支援を必要とする理由(介護度、障がいの部位など)

3 名簿の提供先は？

避難行動要支援者の方々が災害時の避難等の際に可能な限り地域で支援が受けられるよう、対象者本人の同意を得た上で、市が日頃から名簿を以下の方々へ提供します。

【提供先(避難支援等関係者)】

自治区、自主防災会、民生委員、地域包括支援センター(65歳以上の方のみ)、消防団、警察(豊田市地域防災計画で定める避難支援等関係者)

日頃から出す名簿については、情報提供について同意された方の名簿のみとなりますが、緊急時には命を守ることを最優先とし、不同意の方の名簿も関係機関へ情報提供することがあります。(※ただし、必ずしも支援が約束されるものではありません)



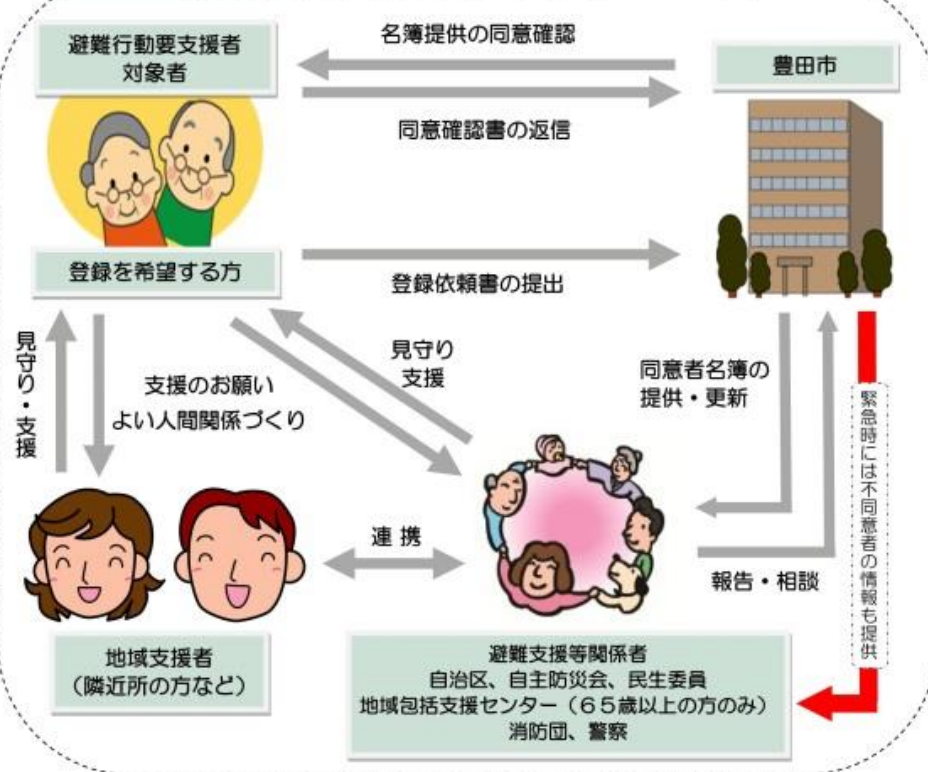
4 個人情報の取り扱い？

個人情報については、市及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿提供時には市が個人情報の取り扱い説明を実施します。

5 名簿を活用した支援とは？

同意していただいた方の名簿情報を自治区等に提供することで、日頃の見守りや地域の支援体制づくり、災害時の避難誘導等に活用します。

避難行動要支援者名簿の活用（イメージ）



6 地域支援者とは？（隣近所の助け合い「近助」）

地域支援者とは、要支援者への普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した時に、情報を伝えたり、一緒に避難する等の支援に心がけていただく方です。

しかし、決して責任を伴うものではありません。普段からよい近所付き合いに心がけ、自分の命、家族の命を最優先として、可能な範囲で支援をお願いします。



災害に備えて (豊田市防災基本条例の基本理念)

市民一人ひとりの災害への取組

自助

災害時に、市民一人ひとりが自分の身を守ることができるよう、平時から準備や心構えをしておく。(家具の転倒防止・避難路の確認・非常持出品の準備など)



共助

近所の交流や避難訓練などを通じて、地域の防災体制を構築しておく。
災害時には、できる範囲で要支援者やケガをしている人などの避難を支援する。



地域の取組

公助

避難行動要支援者の情報を共有し、災害を想定した準備を行う。
災害時には、市役所、消防、警察などにより救助活動や支援物資の提供などを行う。



行政機関の取組

制度に関することのお問い合わせ

豊田市 市民福祉部 地域福祉課

TEL 34-6984 FAX 34-6793

(平日 午前8時30分から午後5時15分まで)

不同意者に定期的な再調査をする取組

【取組の概要】

一度、意向確認をしたのちに、一定の期間ごとに繰り返し、郵送によって意向確認を行う取組。

【具体的な取組事例】

《島根県浜田市》

<取組内容>

○郵送による意向確認

避難行動要支援者名簿に登録された対象者へは、避難支援等関係者への情報提供の意向確認を郵送で行っている。対象者には、郵送した「浜田市避難行動要支援者名簿外部提供等同意書」の『同意します』『同意しません（照会は毎年してください）』『同意しません（今後の照会は不要です）』のいずれかを選択後、返信用封筒を使って返送していただいている。

『同意しません（照会は毎年してください）』を選択した方と、『返送が無い方』へは年1回の意向確認を行っている。『同意しません（今後の照会は不要です）』を選択した方へも、一定年数経過後に確認を行う予定である。

○障害者手帳取得時などの意向確認

障害者手帳取得や更新時などに、窓口で、「浜田市避難行動要支援者名簿外部提供等同意書」による意向確認を行っている。これは、制度内容などを対象者に直接説明することができ、理解していただきやすくなるので行っている。

<同意書>

(様式1)

この用紙を返信してください

浜田市避難行動要支援者名簿
外部提供等同意書

浜田市長 様

災害対策基本法に基づく標記の名簿の取扱いについては、下記のとおりです。

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	
住所			
避難支援等を必要とする事由	ア	イ	ウ
	介護保険の認定（要介護3～5）を受けている	障がいに関する手帳を所持している	浜田市災害時要援護者支援制度に登録済みである
	（注）この情報は避難支援等関係者へは提供しませんので、個別計画作成時に情報提供をお願いします		

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、支援が必ずなされることを保証できるものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

このことを理解した上、避難支援等関係者に私の氏名、年齢、性別、住所の情報を提供し、災害時における個別計画の作成など、地域の避難行動のために使用することに、

<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません(照会は毎年してください) <input type="checkbox"/> 同意しません(今後の照会は不要です)	} 該当項目に☑をご記入ください		
平成 年 月 日 氏名 _____			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

太枠の中で該当する項目にご記入ください。

※注意事項※

- 1 同意の意思表示については、**取下げの届出がない限り継続するものとします。**
 - 2 浜田市内で転居された場合は、**新住所地の避難支援等関係者へ情報提供をします。**
 - 3 施設入所等により、長期にわたり住所地に本人が不在の場合は避難支援等関係者への名簿提供は行いませんので、「☑同意しません」を選択してください。
 - 4 「☑同意しません(照会は毎年してください)」を選択された方には、毎年、意思確認を行います。照会不要の場合は「☑同意しません(今後の照会は不要です)」を選択してください。
- ※ただし、「☑同意しません(今後の照会は不要です)」と選択された方であっても、状況確認のために平成33年度には、意思照会をさせていただきますのでご了承ください。

【実施団体例】

栃木県下野市

身体障害者手帳 1 級、2 級、療育手帳 A 1、A 2、精神保健福祉手帳 1 級を新たに取得した方やそれらの手帳を持って転入した方で名簿に未登録の方に対して、手帳交付のタイミング等に合わせ個別に郵送にて名簿登録の案内を行っている。また、案内済だが不同意者の方に対しても定期的（1 年に 1 回程度）に再度確認として名簿登録の案内を行う予定。

千葉県習志野市

年に一度、それまでの不同意者に対し、郵送にて同意とするかどうかの確認を取っている。新規の名簿登載者に対しては、郵送にて、「不同意の申し出をするか」及び「施設入所や家族同居等の為、対象外とするか」を確認している。

神奈川県大和市

同意調査は年に一回実施しているが、新規対象者のほか、過去の調査で不同意・未提出だった者に対しての再調査を同時に実施している。再調査については、調査年度から 3 年前の不同意者に対して毎年実施するようにしている。

愛知県豊田市

定期的に不同意者や未返信者に対して同意確認を行い、同意者を確保できるよう進めている。

郵送と訪問による取組

【取組の概要】

まず、郵送によって意向確認をしたのち、各地方公共団体ごとの基準に基づいて個別訪問をし、より効率的な訪問調査を行う取組。

【具体的な取組事例】

《栃木県高根沢町》

<取組内容>

平成 23 年度地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用し、災害時要援護者名簿管理システムを導入。以前から町社会福祉協議会で把握していた独居高齢者・高齢者のみの世帯の情報管理システムに上乘せする形で、町が把握する要介護者・障害者の情報も加えた要援護者について、災害発生時に何らかの支援を必要とする方々の台帳を管理し、地域の支援者や関係機関の協力を得ながら支援活動が円滑に進められるよう体制を整備することとした。

<取組のきっかけ・経緯>

東日本大震災においては、本町でも建物の倒壊など甚大な被害を受けた。これを機に、地域における要援護高齢者や障害者等の情報を管理し、災害が発生し、避難が必要な時に、地域住民の協力を得ながら安全に避難誘導、安否確認をするための体制づくりの必要性がクローズアップされたことによる。

要援護者の情報を把握している健康福祉課が主管課となり、要援護者の訪問調査、要援護者台帳への登録業務については町社会福祉協議会に委託して事業を進めている。

新たに名簿登録要件になった方全員に、郵送により名簿登録制度についてお知らせし、登録の意向を確認している。そこで登録を希望するという回答があった方について、専任の調査員（要援護者台帳整備業務を町社会福祉協議会に委託しており、「調査員」は訪問調査のために社協が採用している者で、専門職としての特に資格を持っている方ではない）が戸別訪問し、詳細な調査を行うとともに、併せて登録された情報を地域の支援者に提供することの同意を得ている。個別訪問することで、制度の理解を得やすく、登録の進捗・本人の同意に繋がっているものと考えている。

実際、新たに登録要件に該当する方に郵送で登録の意向を確認するに当たり、登録制度についてのリーフレットを同封してお知らせしているが、書面だけでは詳細まで理解していただくのは難しい方もいる。訪問時に個別に制度についての説明をすることで、内容を理解したうえで登録するかどうか判断していただける。また、地域の支援者への情報提供についても、活用方法を理解していただいたうえで同意の可否を確認している。

<取組の効果・今後について>

工夫しているところとしては、独居高齢者や高齢者世帯については、民生委員など地域の支援者からの情報を得ている点である。要介護3以上、身体障害1・2級、精神障害1級、療育手帳Aの新規登録者については、情報を管理している健康福祉課から「登録の意向確認」の文書を送付し、登録を希望する方について、社会福祉協議会の訪問員が訪問し、制度の説明と詳細な調査、支援者への情報提供にかかる同意確認等を行っている。制度開始当初、この手順を経ずに、健康福祉課からの情報を基に社会福祉協議会の訪問員が訪問しており、個人情報漏えいではないかとの問題に発展してしまった事例があったため、まず情報を管理している健康福祉課が趣旨の説明をし、意向を伺ったうえで訪問するという手順になった。

また、登録後の対応として、登録した情報は、平時の見守りに活用していただくために、台帳に登録されている詳細な情報を各担当地区の民生委員に提供している。また、基本的な情報を名簿として警察署と消防署に提供している。登録者本人には、登録情報を入れた「緊急情報キット」を配布し、緊急時に備えて保管していただくとともに、災害時の避難の際にも携帯していただくようお願いしている。

要援護者登録制度の本来の目的は、地域の支援者の協力を得て災害弱者の支援にあたることだと思うが、本町は自治会の加入率が低く、地域との連携体制の整備が最も大きな課題となっている。

今後については、現在の名簿管理システムは住民情報と連動していないため、登録者等の異動の反映が手作業であり、最新の情報にしておくことが困難な状況である。このあたりのシステムのバージョンアップが必要であると感じている。さらに、地図情報との連動も、局地的な災害等には有効であることから、こちらも取り組む必要があるのではないかと考えている。

高根沢町災害時要援護者登録制度のご案内

災害から自分の身を守りましょう！

災害時に支援が必要な方の名簿づくりをします。

災害が発生した時や災害のおそれがあるとき、自力で避難することが難しい高齢者や障がいをお持ちの方など（災害時要援護者）に対して、災害（避難）情報の伝達や避難場所への誘導などの支援が必要となります。

高根沢町では、支援を必要とする方を把握するために、災害時の支援を希望される方の名簿をつくり、地域の支え合い・助け合いによって、災害時要援護者を支援できる仕組みづくりを推進します。

災害時要援護者登録制度の仕組み（イメージ）



1 対象となる方

災害時に、家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援が受けられない在宅の方で、高根沢町にお住いの次の①から⑥に該当される方が対象です。

※住所・氏名・お体の状況等の個人情報を、地域の支援者や組織の方に提供することに同意が必要です。

- ① ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ② 身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④ 療育手帳A1・A2をお持ちの方
- ⑤ 介護保険における要介護3以上の認定を受けている方
- ⑥ その他上記以外で援護が必要とされる方

2 登録の方法

高根沢町の住民基本台帳などから、対象者をリストアップし、高根沢町社会福祉協議会の調査員や民生委員、相談支援員などが訪問し説明させていただきます。同意された方については、支援に必要な基本情報をお伺いし登録します。原則として、本人による登録としますが、本人ができない場合は、配偶者・扶養義務者・保護者などによる代理登録ができます。

※台帳からのリストアップは、現実の状況と差が出る可能性があります。ご近所や知り合いで気になる方がおりましたらご連絡ください。



3 地域への情報提供

登録いただいた情報にもとづいて、町で名簿を作成し、地域で支援にあたる方々（地域の役員、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防署、消防団、警察署、地域災害時支援者など）に提供します。

地域では、あらかじめ「支援が必要な方をどのように避難させるか」を話し合っておくなど、地域における避難支援に役立てていただくこととなります。

4 おねがい

この制度は、普段からの地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害発生の予想は困難であり、すべての場合に万全の体制がとれるわけではありません。すぐに登録者への安否確認や支援活動ができないおそれもあります。できる範囲の支援をお願いするもので、支援する方が責任を負うものではありません。

支援を希望される方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

5 登録内容が変更になった場合

登録された内容は、常に最新の情報に更新する必要があります。登録内容の変更や、支援の必要がなくなった場合は、高根沢町社会福祉協議会へご連絡ください。

【実施主体】高根沢町健康福祉課（高根沢町石末 2053）
TEL 028-675-8105 FAX 028-675-8988
【実施団体】高根沢町社会福祉協議会（高根沢町石末 1825）
TEL 028-675-4777 FAX 028-675-6953
【協力】高根沢町在宅福祉ネット 高根沢西地域包括支援センター
高根沢町障害児者生活支援センターすまいる

【実施団体例】

北海道泊村

各地域会から提供された避難行動要支援者情報を元に訪問し、名簿を作成して関係機関に提供すること等を説明した。また避難支援者についても訪問し、避難支援に当たって、強制的なものではなく、自分の命を最優先で守り、安全を確保した後に支援を行うものであることを説明した。

茨城県美浦村

65歳以上の住民で、身体障害者の方や独居の方を訪問して、説明する。対象者に書類を郵送するだけでは、理解を得ることは難しく登録に至らない。直接会うことで、行政側の住民把握にも繋がる。

山梨県笛吹市

要支援者と思われる方を対象に、通知により「災害発生時に支援を必要とするか?」「情報開示に同意していただけるか?」を確認し、同意確認ができた方のお宅を区役員が訪問し、登録様式への記入等の作業を行い、名簿登録を行う。登録様式にも同意確認の書名欄を設け情報開示の同意確認を行う。

奈良県奈良市

郵送にて同意書を発送し、同意の有無を記入後返信いただく。同意の有無が不明確な場合は、電話等で確認する。

奈良県吉野町

平成28年11月に避難行動要支援者を対象に本人同意を確認するためのダイレクトメールを発送。平成29年1月末より、他課の職員の協力を得て、訂正分、未回収分について、訪問による、回収等を実施。

鳥取県若桜町

役場職員が集落の全戸訪問を年1回行い、該当者には一人ずつ丁寧に事業の説明をして同意をとる様になっている。

高知県大豊町

福祉部局が避難行動要支援者（要配慮者）に対して、制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報の提供について、「避難支援者への情報提供に関する同意書」をもって同意確認を行う。なお、重度の認知症や障がい等により本人の意思確認が困難な場合は、親権者や法廷代理人等からの同意をもって本人の同意に替える。同意書は郵送にて提出していただくよう通知する。返送のない方には、個別に対応し状況把握をする。避難支援等関係者にも制度説明し、周知を図る。

福岡県北九州市

毎年新規対象者に対してダイレクトメールによって、調査票を送付している。調査票の中で同意確認をとることとしているが、未返信者が多く、その場合は、職員によって電話でのききとりや訪問するなどの追跡調査を実施している。

郵送調査による取組

【取組の概要】

避難行動要支援者に該当する者、もしくは、該当しうる者に対して郵送による意向確認を行う取組。

【実施団体例】

北海道岩見沢市

避難行動要支援者の避難支援制度について、毎年1回、対象となる方に郵送により案内を実施。制度の利用を希望する方については、意思確認のため、平時からの避難支援等関係者への名簿提供についての同意書（郵送時同封）を返信用封筒（郵送時同封）で返送してもらうことで、本人の同意確認を行っている。この際に、回答がなく本人の同意確認が行えなかった場合には、次年度の案内時に再度郵送による意思確認を行っている。

岩手県大槌町

手上げ方式による名簿作成でなく、福祉部局等で保有する情報を基に仮名簿を作成し、その後に名簿登載者（本人）への登録届出及び同意（意思確認）等を取っている。意思確認とは、以下の3つから意思を示してもらうことである。

- ①平常時の避難支援関係者への名簿情報提供についての同意
- ②平常時の避難支援関係者への名簿情報提供についての不同意
- ③名簿からの登載削除

上記①②の意思表示をもって、本人より個人情報（氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別の内容、緊急連絡先等）を記載した届出を受ける。なお、仮名簿登載者に対しては、郵便により上記に係る書類を送付している。

埼玉県熊谷市

平成27年度、地域防災計画に定める避難行動要支援者のうち、76歳以上の約1万人に対し、制度の周知文書と事前提供同意書を返信用封筒付きで送付した。未送付の要支援者に対しても、順次送付していく予定。

神奈川県開成町

毎年6月を登録・更新の強化月間として位置づけ取組を行っている。更新された名簿をもとに登録されていない要配慮者への個別通知を防災訓練前に行っている。

愛知県半田市

名簿登録対象者には、要支援者名簿に登録させる旨の通知を行い、同封の同意書及び返信用封筒を用いて、平時から地域の避難支援関係機関に対して名簿情報を提供することの同意を得ている。

※通知時期は1年に2回の名簿データ作成時であり、新しく登録要件を満たす方だけでなく、返事をいただいていない方へも引き続き制度の案内・名簿情報を提供することの同意を確認している。

兵庫県尼崎市

平成27年度に、避難行動要支援者全員に対し同意確認書及び返信用封筒を郵送し、また、平成28年度は、新たに避難行動要支援者となった方全員に対し同意確認書及び返信用封筒を郵送し、同意確認を行った。

熊本県八代市

避難行動要支援者名簿登録者で、避難支援等関係者への情報提供について本人の同意が得られていない方に対して、同意確認書を郵送し、同意・不同意の意向を記入の上、返信用封筒にて返送してもらう。今年度同意確認書発送対象者は新規名簿登録者及び前年度までの同意確認書未回答者3,214人と前年度までの不同意者516名の合計3,730人。不同意者に対しては、2～3年に1度同意確認書を発送する予定であったが、前回（平成27年10月）発送した後熊本地震が発生したため、地震の影響も考慮し、今年度も意思確認を行うこととした。

窓口における取組

【取組の概要】

窓口で障害者手帳の交付を受けた人に名簿の説明を行い、本人同意の確認を行う取組。

【実施団体例】

群馬県高崎市

新たに要介護認定を受けたり、障害者手帳を交付された人等を対象として、名簿説明チラシ、同意不同意確認書及び返信用封筒を同封したダイレクトメールを毎年送付している。また、障害福祉課の窓口で重度の障害者手帳の交付を受けた人に名簿の説明を行い、本人同意の確認を行っている。

島根県浜田市

障害者手帳取得時、対象者へ「避難行動要支援者名簿外部提供同意書」の記入を窓口で依頼する。

相談対応に関する取組

【取組の概要】

制度の内容への質問や、個別計画の作成について相談があった場合は、個別に対応を行う取組。

【実施団体例】

滋賀県彦根市

災害時避難行動要支援者制度を毎月月初に更新し、新たに名簿に掲載された者に対して制度の案内パンフレットと制度への登録（情報提供の同意及び個別計画の作成）案内をしている。また、制度の内容への質問や、個別計画の作成について相談があった場合は、個別に対応を行っている。

広報媒体を利用した取組

【取組の概要】

広報媒体を利用し、同意に関する情報を発信することで同意の促進を図る取組。

【実施団体例】

埼玉県春日部市

ホームページや広報紙に、災害時要援護者避難支援制度へ登録する場合、個人情報や避難支援等関係者に情報提供されることに同意することが条件となっていることを掲載し、周知している。

愛知県豊明市

広報及び改正後災害対策基本法に位置付けられる対象者宛個人通知に、同意の必要性について、記載している。

【参考】

「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（抄）

（平成 25 年 6 月 21 日付け府政防第 559 号、消防災第 246 号、社援総発 0621 第 1 号）

第一 災害対策基本法の一部改正関係

IV 災害予防

5 避難行動要支援者名簿（法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで関係）

（3）名簿の利用及び提供（法第 49 条の 11 関係）

② 平常時における名簿情報の外部提供（第 2 項）

工) 条例による特例措置

本項に基づく名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。

このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当する。

条例による取組

【取組の概要】

本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、地方公共団体が条例で特に定めることで、同意を要しないこととする取組。

北海道石狩市

○石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例

平成 27 年 12 月 17 日条例第 37 号

(名簿情報の提供)

第 4 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難支援等（石狩北部地区消防事務組合にあっては、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する任務を含む。第 6 条及び第 7 条において同じ。）の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により名簿情報の提供について同意しない旨を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則

平成 27 年 12 月 28 日規則第 45 号

(名簿情報の提供に係る不同意の方法)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供不同意申出書（別記第 1 号様式）により申し出る方法とする。

2 条例第 4 条第 2 項の規定により、避難支援等関係者（条例第 2 条第 3 号に規定する避難支援等関係者をいう。）への名簿情報（条例第 4 条第 1 項に規定する名簿情報をいう。以下同じ。）の提供について同意しない旨を申し出た者が、当該申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供不同意撤回申出書（別記第 2 号様式）により申し出なければならない。

避難行動要支援者名簿情報提供不同意申出書

年 月 日

石狩市長 様

私は、石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例第4条第2項の規定に基づき、災害の発生に備えるため、平常時の名簿情報の提供に同意しない旨を申し出ます。

1 申出者（本人）

ふりがな			性別	男・女
氏名				
生年月日				
住所	石狩市			
連絡先	電話番号			
	FAX番号			

2 代理人（代理人が申し出る場合のみ記載願います。）

ふりがな			本人との 関係	本人からみて
氏名				
住所	<input type="checkbox"/> 申出者（本人）と同居 <input type="checkbox"/> 申出者（本人）と別居（下欄に記入願います。）			
連絡先	電話番号			
	FAX番号			

備考

- 1 住所の欄は、建物名、部屋番号等まで記入願います。
- 2 代理人が申し出る場合は、代理人であることを証する書類の写しの添付を求める場合があります。

避難行動要支援者名簿情報提供不同意撤回申出書

年 月 日

石狩市長 様

私は、石狩市避難行動要支援者名簿に関する条例第4条第2項の規定に基づき、災害の発生に備えるため、平常時の名簿情報の提供に同意しない旨を申し出ておりましたが、これを撤回する旨を申し出ます。

1 申出者（本人）

ふりがな			性別	男・女
氏名				
生年月日				
住所	石狩市			
連絡先	電話番号			
	FAX番号			

2 代理人（代理人が申し出る場合のみ記載願います。）

ふりがな			本人との関係	本人からみて
氏名				
住所	<input type="checkbox"/> 申出者（本人）と同居 <input type="checkbox"/> 申出者（本人）と別居（下欄に記入願います。）			
連絡先	電話番号			
	FAX番号			

備考

- 住所の欄は、建物名、部屋番号等まで記入願います。
- 代理人が申し出る場合は、代理人であることを証する書類の写しの添付を求める場合があります。

○千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（抄）

平成 25 年 12 月 19 日条例第 40 号

（名簿情報の提供）

第 5 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

○我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例（抄）

平成 27 年 3 月 24 日条例第 6 号

（名簿情報の提供）

第 5 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

○我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則（抄）

平成 27 年 3 月 31 日規則第 18 号

（名簿情報の提供の拒否）

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める方法は、避難行動要支援者又はその代理人が、我孫子市避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（様式第 5 号）を市長に提出する方法とする。

2 前項の申出書を提出した避難行動要支援者又はその代理人は、当該申出を撤回しようとするときは、我孫子市避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回届出書（様式第 6 号）により市長に届け出なければならない。

我孫子市避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書

年 月 日

我孫子市長あて

私は、避難支援等関係者に対し、平常時において避難行動要支援者名簿の情報を提供されることを拒否します。

1 名簿登録者

ふりがな			性別	男・女
氏名				
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
住所又は居所	我孫子市			
連絡先	電話	自宅		
		携帯		
	FAX			
	メール			

2 代理人（代理人が申出をする場合に、記載すること。）

ふりがな				
氏名				
名簿登録者との関係	(名簿登録者から見た関係)			
住所				
連絡先	電話	自宅		
		携帯		
	FAX			
	メール			

※ 代理人による申出の場合、連絡は全て代理人を通じて行います。

我孫子市避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回届出書

年 月 日

我孫子市長あて

私は、避難支援等関係者に対し、平常時において避難行動要支援者名簿の情報を提供されることについて拒否の申出をしましたが、避難支援等関係者への提供が必要となったため、拒否の申出を撤回します。

1 名簿登録者

ふりがな			性別	男・女
氏名				
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
住所又は居所	我孫子市			
連絡先	電話	自宅		
		携帯		
	FAX			
	メール			

2 代理人（代理人が届出をする場合に、記載すること。）

ふりがな				
氏名				
名簿登録者との関係	(名簿登録者から見た関係)			
住所				
連絡先	電話	自宅		
		携帯		
	FAX			
	メール			

※ 代理人による届出の場合、連絡は全て代理人を通じて行います。

○渋谷区震災対策総合条例（抄）

平成8年3月29日条例第19号

第七節 災害時要援護者の援護（節名改正…18年47号）

（災害時要援護者の援護）

第36条 区長は、震災発生時に災害時要援護者を救助し、又は援護する体制が地域において整備されるよう、必要な助成及び助言を行わなければならない。（一部改正…18年47号・25年9号）

2 区長は、災害時要援護者が被災した場合において、必要と認めるときは、区立福祉施設等の介護可能な施設で、当該災害時要援護者に対し、適切な援護を行わなければならない。（一部改正…18年47号）

3 区長は、第1項に規定する体制の整備又は前項の援護を行うため、災害時要援護者に係る個人情報（渋谷区個人情報保護条例（平成元年渋谷区条例第40号。以下「保護条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）のうち区規則で定めるものについて、保護条例第14条第2項の規定により目的外利用をし、又は自主防災組織、消防団、消防署、警察署及び民生委員（以下これらを「自主防災組織等」という。）並びに区規則で定めるものに対して、保護条例第15条第2項の規定により外部提供をし、必要な個人情報を共有させることができる。（追加…18年47号）

4 区長は、第1項の規定による救助又は援護を行うため、震災対策基礎調査（区内の全建築物を対象に実施した建築物の倒壊危険度及び危険箇所を明らかにする調査をいう。）に基づく建築物の個別情報（区規則で定める倒壊危険度の建築物に係るものに限る。以下同じ。）を、自主防災組織等及び区規則で定めるものに対して、提供することができる。この場合において、区長は、当該個別情報に個人情報に該当するものが含まれるときについても、当該個人情報を自主防災組織等及び区規則で定めるものに対して、保護条例第15条第2項の規定により外部提供をすることができる。（追加…18年47号）

○渋谷区震災対策総合条例施行規則（抄）

平成8年3月29日規則第23号

（災害時要援護者の援護）

第26条

3 条例第36条第3項の規定により、目的外利用をし、又は外部提供をし、共有させることができる個人情報のうち区規則で定めるものは、次のとおりとする。ただし、区内在住の単身世帯者で、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護二以上の要介護認定を受けているもの又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けているもの（視覚障害、下肢障害又は体幹障害の障害程度がそれぞれ二級以上のものに限る。）の個人情報に限る。（本項追加…

19年36号）

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 連絡先
- 六 身体の状態

4 条例第36条第3項の規定により、個人情報について外部提供をし、共有させることができる相手方として区規則で定めるものは、次に掲げる者とする。（本項全部改正…

28年15号）

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により作成された渋谷区地域防災計画で定める二次避難所である福祉施設の管理者
- 二 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により作成された渋谷区介護保険事業計画で定める地域包括支援センターの管理者

三 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定により作成された渋谷区
高齢者保健福祉計画で定めるセーフティネット見守りサポート事業の安心見守りサポ
ート協力員

○茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（抄）

平成 27 年 3 月 30 日条例第 1 号

第 5 章 避難行動要支援者に対する支援

（名簿情報の提供）

第 22 条 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、長野県警察、諏訪広域消防、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員（以下「民生委員」という。）、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、長野県警察、諏訪広域消防及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

2 前項後段の規定にかかわらず、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者へ名簿情報を提供することができる。

○津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（抄）

平成 27 年 6 月 25 日条例第 31 号

（名簿情報の提供）

第 3 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、津市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- （1）避難行動要支援者が当該名簿情報の提供に関し、規則で定めるところにより拒否の申出をしていない場合
- （2）前号の拒否の申出をした場合であっても、津市防災会議において、避難支援等の実施のために名簿情報の提供が必要であると認める場合
- （3）第 1 号の拒否の申出をした場合であっても、津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、市長が避難支援等の実施を支援するために名簿情報の提供が必要であると認める場合

○津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則（抄）

平成 27 年 6 月 30 日規則第 39 号

（名簿情報の提供に係る拒否の申出等）

第 2 条 条例第 3 条第 1 号の拒否の申出（次項において「拒否申出」という。）は、避難行動要支援者又はその代理人（以下「避難行動要支援者等」という。）が、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（第 1 号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 避難行動要支援者等は、拒否申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回申出書（第 2 号様式）を市長に提出するものとする。

○箕面市災害時における特別対応に関する条例（抄）

平成 24 年 3 月 28 日条例第 1 号

（避難支援等のための体制整備等）

第 6 条の 2 市長は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。）に記載し、又は記録された情報（拒否を申し出た者の情報を除く。次項において「名簿情報」という。）を避難支援等関係者（同法第 49 条の 11 第 2 項に規定する避難支援等関係者をいう。次項において同じ。）に提供するものとする。

2 避難支援等関係者は、名簿情報を提供された者の避難支援等（災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難支援等をいう。）が円滑に実施されるようにするため、当該名簿情報を利用して、必要な体制の整備又は事業若しくは活動をすることができる。

○明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（抄）

平成 28 年 3 月 24 日条例第 6 号

（名簿情報の提供）

第 3 条 市長は、災害の発生に備え、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

○明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則（抄）

平成 28 年 8 月 15 日規則第 49 号

（名簿情報の提供に係る拒否の申出等）

第 5 条 市長は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する前に、避難行動要支援者に対し、名簿情報の提供の拒否を申し出る機会を与えなければならない。

2 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める方法は、避難行動要支援者又はその代理人（以下「避難行動要支援者等」という。）が、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（様式第 1 号）を市長に提出する方法とする。

- 3 避難行動要支援者等は、条例第3条第2項の規定による拒否の申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回申出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

様式第1号（第5条関係）

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書

年 月 日

（宛先）明石市長

（〒 - ）

住 所

申出人 氏 名 ⑩

電 話

避難行動要支援者との続柄

明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例第3条第2項の規定により、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、拒否の申出をします。

ふりがな		性 別	男・女
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
住 所 又 は 居 所			
自 治 会 名			
連 絡 先	自宅電話番号		
	携帯電話番号		
	FAX 番号		
	メールアドレス		

様式第2号（第5条関係）

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回申出書

年 月 日

（宛先）明石市長

（〒 - ）

住 所

申出人 氏 名 ⑩

電 話

避難行動要支援者との続柄

避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて拒否の申出をしましたが、明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第5条第2項の規定により拒否の申出を撤回します。

ふりがな		性 別	男・女
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
住 所 又 は 居 所			
自 治 会 名			
連 絡 先	自宅電話番号		
	携帯電話番号		
	FAX 番号		
	メールアドレス		

○宮崎市避難行動要支援者名簿に関する条例（抄）

平成 27 年 3 月 20 日条例第 5 号

（名簿情報の提供）

第 3 条 市長は、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供しないものとする。

○宮崎市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則（抄）

平成 27 年 3 月 31 日規則第 15 号

（名簿情報の提供を拒否する方法等）

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（様式第 1 号）を提出する方法とする。

- 2 条例第 3 条第 2 項の規定により、避難支援等関係者への名簿情報の提供の拒否の申出をした者が、当該申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回申出書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

様式第1号

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書

宮崎市長 殿

私は、宮崎市避難行動要支援者名簿に関する条例第2条第1項の避難行動要支援者名簿に記載されていることを確認しましたが、避難支援等関係者に対し平常時に名簿情報を提供されることを拒否するので、同条例第3条第2項の規定により申し出ます。

申出日 年 月 日

1 申出者（本人）

フリガナ			性別	男・女
氏名				
生年月日	年 月 日			
住所	宮崎市			
	建物名・部屋番号等			
連絡先	電話	—	—	
	携帯電話	—	—	

2 代理人（代理人が提出する場合のみ記載）

フリガナ			本人との関係	本人から見て
氏名				
住所	宮崎市			
連絡先	電話・携帯	—	—	

○都城市避難行動要支援者名簿に関する条例（抄）

平成 28 年 12 月 26 日条例第 48 号

（名簿情報の提供）

第 5 条 市長は、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合において、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供しないものとする。

都城市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則（抄）

平成 28 年 12 月 26 日規則第 55 号

（名簿情報の提供を拒否する方法等）

第 2 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書(様式第 1 号)を提出する方法とする。

- 2 条例第 5 条第 2 項の規定により避難支援等関係者への名簿情報の提供の拒否の申出をした者が、当該申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回申出書(様式第 2 号)を提出しなければならない。

様式第1号（第2条関係）

都城市長 宛て

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書

私は、都城市避難行動要支援者名簿に関する条例第4条第1項の避難行動要支援者名簿に記載されていることを確認しましたが、避難支援等関係者に対し平常時に名簿情報を提供されることを拒否するので、同条例第5条第2項の規定により申し出ます。

申出日 年 月 日

1 申出者（本人）

フリガナ			性別	男・女
氏名				
生年月日	年 月 日			
住所	都城市			
	建物名・部屋番号等			
連絡先	電話			
	携帯電話			

2 代理人（代理人が提出する場合のみ記載）

フリガナ		本人との関係	本人から見て
氏名			
住所	都城市		
連絡先	電話・携帯		

様式第2号（第2条関係）

都城市長 宛て

避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回申出書

私は、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供の拒否を撤回するので、その旨を申し上げます。

申出日 年 月 日

1 申出者（本人）

フリガナ			性別	男・女
氏名				
生年月日	年 月 日			
住所	都城市			
	建物名・部屋番号等			
連絡先	電話			
	携帯電話			

2 代理人（代理人が提出する場合のみ記載）

フリガナ		本人との 関係	本人から見て
氏名			
住所	都城市		
連絡先	電話・携帯		

○日之影町福祉情報の取扱いに関する条例

平成 28 年 9 月 2 日日之影町条例第 12 号

(名簿情報の提供)

第 7 条 町長は、災害の発生に備え、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、次に掲げる団体、者又は機関（以下「団体等」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供することができる。この場合において、第 1 号から第 5 号までに規定する団体等へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下次項において同じ。）の同意を要しないものとする。

- (1) 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 3 項の地域包括センター
- (3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項の市町村社会福祉協議会
- (4) 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 53 条第 1 項の警察署
- (5) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条の消防本部、消防署及び消防団
- (6) 前各号に定めるもののほか、地域における支え合い活動に携わる関係者として規則で定めるもの

2 前項の規定による名簿情報の提供は、規則で定めるところにより調整する名簿を書面で提供することにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 2 号に規定する地域包括センター又は同項第 3 号に規定する市町村社会福祉協議会から申出があった場合は、オンライン結合（町長が管理する電子計算機と町長以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、町長が保有する名簿情報を町長以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）により名簿情報を提供することができる。この場合において、これらの者は、名簿情報の漏えいの防止その他名簿情報の安全管理を図るために必要な措置を講じなければならない。

個人情報保護審査会に諮問する取組

【取組の概要】

個人情報保護審査会に名簿作成に伴う個人情報の取扱いを諮問し、本人同意を原則不要とした取組。

【具体的な取組事例】

《神奈川県秦野市》

<取組内容>

避難行動要支援者は、「支援がなくては避難ができない方」とされているため、本市の対象範囲についても介護・障害の区分を「全面的な支援が必要な方や介助者が必要な方」とし、その対象となる方の情報について、本人同意を得ず、平時から支援者への情報提供について、諮問している。その後、本人に対する意向確認を行い、そこで提供拒否の意向を示された方に関しては提供をしていない。精神障害者の方については対象外としている。

<取組の効果・今後について>

避難行動要支援者名簿を支援者に提供する前に、名簿掲載に関する拒否確認の通知を送り、拒否する人は、市に連絡してもらうことにしたが、他の障害者に比べ精神障害者からの拒否の意思表示が少なかった反面、一部の精神障害者からは名簿に絶対載せないでくれという強い意見があった。そのため、秦野市情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けてはいるものの、掲載後に支援者となる自治会・自主防災会・民生委員とトラブルになることを避けるために、精神障害者については、同意方式にした。

<秦野市個人情報保護条例>

○秦野市個人情報保護条例（抄）

第 2 章 実施機関における個人情報の保護(第 6 条－第 15 条)

(利用及び提供の制限)

第 13 条 実施機関は、保有個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的でその保有個人情報を利用し、又は本人以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認め利用し、又は提供するとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、審査会に諮問し、その意見を聴いたうえで必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第 3 号又は第 4 号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その目的等必要な事項を本人に対して文書により速やかに通知しなければならない。ただし、審査会に諮問し、その意見を聴いたうえで通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

<説明資料（避難行動要支援者の避難支援対策手引）>

(2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者登録名簿は、平常時から自治会・自主防災会、民生委員児童委員等の避難支援等関係者に提供し、情報を共有し連携を図ることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、秦野市個人情報保護条例上の規定を根拠とし、原則として本人の同意を得ずに、支援等に必要な情報を同名簿に掲載し、避難支援等関係者に提供します。

なお、避難行動要支援者の要件⑥に該当する「上記以外で自治会・自主防災会、民生委員児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した人」については、「避難行動要支援者登録申請書兼情報提供同意書」（22ページ参照）を市に提出することにより同名簿に掲載します。

(3) 避難行動要支援者の名簿掲載拒否確認

(2)に関わらず、避難支援等関係者へ平常時提供する名簿情報への掲載を希望しない場合は、市に申し出ることにより、その名簿から除外します。

(4) 避難支援等関係者の協力団体

避難支援のアドバイスを行うなど、避難支援等関係者に協力する次の関係機関を協力団体とします。協力の内容については、今後協定の締結などにより、具体的に定めます。

協力団体

- ・ 秦野市介護支援専門員協会
- ・ 秦野市指定特定相談支援事業所

6 個人情報の保護

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、法律上、秘密保持義務が課せられていますので、その取扱いには十分注意が必要です。

そこで、名簿はできるだけ施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限にすることで、名簿が紛失しないよう管理を徹底する必要があります。

【実施団体例】

北海道苫前市

名簿作成の準備段階で、町の個人情報保護審査会に名簿作成に伴う個人情報の取扱い（関係機関への開示等）を諮問し、必要な情報開示であるとの判断をいただき、本人同意を原則不要として名簿の作成を行った。

(4) 名簿の更新を効率的に行うための取組

【取組指針 P 19～20】

システムを使った取組

【取組の概要】

システムを用いて、市内部及び関係機関から収集した情報との連携を図ることによって、より効率的な名簿情報の更新を行う取組。

【具体的な取組事例】

《岩手県軽米町》

<取組内容>

要支援者の情報と地図情報を合わせて管理できるシステムを導入し活用している。具体的には、地理情報システムというもので、住宅地図上に要支援者や支援者、民生委員、指定避難場所等のデータを重ねて表示するシステムである。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 25 年 3 月要支援者担当部署（健康福祉課）が中心となり、防災担当課（総務課）と協議の上、実施することとした。導入に当たっては、財源の確保が課題となり、財源については、地域支え合い体制づくり事業費を活用することとした。システムについては、業者による説明会や随時の相談ができたため、導入をスムーズにすることができた。また、システム導入前に、近隣の市町村を視察し参考にした。

<取組の工夫・効果・今後について>

力を入れた点としては、要支援者担当課、防災担当課及び社会福祉協議会で要支援者の情報を閲覧・編集できるようにしたことである。また、一人暮らし高齢者を中心とする対象者の年 1 回の実態把握を社会福祉協議会へ依頼しており、随時、情報を更新している。さらに、ID やパスワード管理を行い、住宅地図のみ閲覧することもでき、他の業務でも活用することができる。システム導入前と比べて、情報の更新・管理がしやすくなり、また、災害等発生時に名簿や地図をもとに安否確認や避難の促しに活用している。

課題としては、住基システム等とは連動しておらず、更新は随時、手入力で行っている状況であること。町の人口、対象者数から考えると、手入力でも可能な範囲ではあるが、情報の正確さを考えると不安がある。名簿の更新において、一人暮らしの高齢者については年 1 回確認をしているが、その他の対象者については関係機関と連携しながら状況を把握し、適切な更新に努めていきたい。

《島根県浜田市》

<取組内容>

平成 26 年度 Ruby 導入促進支援補助金を使って開発した避難行動要支援者名簿システムに、市関係部署及び関係機関から収集した情報（住民基本情報、障がい者情報、介護保険情報など）を取り込み避難行動要支援者名簿の更新を行っている。

避難支援等関係者への名簿の一斉更新は年 1 回とし、名簿の差し替えは、本庁又は各支所の窓口などや、民生児童委員については地区民児協定例会で行っている。

要支援者が新たに避難支援等関係者への名簿提供に同意したり、名簿対象者でなくなった場合などには、関係する避難支援等関係者へ加除名簿を随時配布している。

※加除名簿とは、新規同意者名簿、名簿掲載非該当者名簿(死亡、転出、名簿要件非該当、同意取下げ者)、市内転居者名簿のことであり、毎月データの更新をしている。

<取組の工夫・効果・今後について>

浜田市の状況にあったオリジナルのプログラムを作成するため、Ruby 導入促進支援補助金を活用することにした。

また、関係者名簿の更新の際に気を付けていることとしては、個人情報の取扱いに注意していただくことを関係者へ周知するという点である。

名簿全体の差し替えは、支援関係者が多いため更新を年 1 回としている。

《愛知県豊田市》

<取組内容>

①名簿管理システムの運用

市区町村（福祉部局）が主体となり、名簿管理システムを活用して、住基異動（死亡、転出など）や介護認定、障害者手帳の情報を自動抽出できるようにしている。また、抽出された情報をもとに、名簿提供者に対して変更通知を自動出力できるシステムとなっており、毎月定期的名簿の更新を行っている。

○自動抽出についての詳細

手順① 以下の項目を各データベースから毎月自動抽出する

- ・毎月1日時点の住民基本情報（住所、氏名、年齢）
- ・前月までの住民票異動情報（死亡、転出、転居など）
- ・介護認定情報
- ・障害者手帳情報

手順② 抽出したデータをシステムに取り込み、対象要件にあてはまる者（対象からはずれる者）かどうかを突合作業

手順③ システムの突合結果に基づき、同意確認書等の帳票をシステムから自動出力

②居宅訪問等による状況確認

市から提供された名簿情報をもとに、自治区関係者、民生委員等が対象者宅を訪問し、詳細の状況確認をしている。居所訪問は地域に任せているため、特に対象者選定等の基準はない。毎月新しく同意された方の情報を地域に提供しており、その都度可能な範囲で訪問をお願いしている。住基異動を伴わない転居や訪問入所などは市でも把握することが困難なため、地域の訪問活動による把握をお願いしている。

【実施団体例】

北海道旭川市

障害者福祉、高齢者福祉、難病患者に対する医療費助成を所管する部署から避難行動要支援者の特定に必要な情報と住基データを照合できるシステムを導入している。

北海道岩内町

住基と連動したシステムを導入することにより、名簿更新の効率化が図られた。

北海道湧別町

福祉部局で管理運用する要援護者支援システム（GIS システム）による要支援者の把握、更新を定期的に行っている。

北海道日高町

住民記録システムと連携し、発災時に対象者をリストアップできる体制を構築している。

北海道日高市

システムを導入し、住民情報、障害者情報・介護情報をそれぞれ担当課から提供を受け、システムに取り組むことにより更新作業を行う。

宮城県村田町

要支援者の名簿の更新を効率的に行うために「村田町要援護者支援システム」を導入し、定期的に対象者の更新を行っている。

秋田県秋田市

地理情報システムを活用した標記システムで避難行動要支援者情報を管理している。また、当該システムは住民基本台帳と連動しており、住所変更や死亡等の情報が比較的早く更新されるほか、新規登録も容易に行える。

福島県須賀川市

要支援者管理システムと住基・介護システムを連携させることで名簿登録者の異動に速やかに対応している。

栃木県宇都宮市

名簿情報を管理・更新するためのシステムを導入している。さらに住基システムと連携し、死亡情報の反映や、障がい・要介護等の区分や連合自治会ごとの管理・出力が可能となった。

群馬県太田市

住基システムと連携した避難行動要支援者台帳管理システム導入により、対象者名簿を定期的に更新している。

群馬県高崎市

住民基本台帳情報をベースとして、高齢者、障害者及び一人暮らし高齢者等の個人台帳管理を行う市の基幹システムに、避難行動要支援者システムを構築し、避難行動要支援者名簿の登録や更新を電算処理し、効率的な名簿管理を行っている。

群馬県伊勢崎市

台帳システムを導入し、名簿の印刷や候補者の抽出等をできるようにしている。

埼玉県飯能市

災害時要援護者システムの導入により、避難行動要支援者の管理が効率化された。

埼玉県伊奈町

手管理・紙管理では限界があるので、システムを導入し、効率化を計った。

埼玉県越生町

民生・児童委員に名簿を渡し、登録者の現状を適宜報告してもらおう。システムにより管理。他部署のシステムとも連携し、更新を行う。

千葉県館山市

災害時要支援者名簿のシステムを活用し、住民基本台帳その他データを定期的に更新し、死亡・転出・転居や介護・障害その他関係データを定期的に取り込み更新を行う。

東京都品川区

避難行動要支援者名簿の登録者及び対象者等の情報をシステムによって一括管理することで、死亡・転居等によるデータ更新や対象者の新規追加、名簿の印刷等を効率化している。

東京都板橋区

避難行動要支援者名簿の更新は、従来より職員の手作業（Excel の関数、Access 等データベースの活用等）で行っていたが、28年度より、名簿情報の一元化・更新作業のシステム化を主な目的として、「板橋区避難行動要支援者名簿管理システム」を構築した。このシステムの導入により、担当職員の業務負担の大幅な軽減及び効率的な名簿情報更新が可能となった。

東京都足立区

平成28年度より避難行動要支援者支援システムの運用を開始した。庁内の住記システム、介護システム、福祉システム等と連動しているため、要介護認定や身体障害者手帳・愛の手帳の交付、死亡・区外転出等の情報を効率的に集約し、名簿情報を更新することが可能である。現在、システム内の名簿情報に関する更新を月に1回の頻度で行い、庁内の関係部署間で名簿情報を共有している。

東京都粕江市

障がい情報の管理を行っている総合システムの中に避難行動要支援者名簿の台帳管理DBを構築することにより、従来は本人からの申し出でのみ情報の更新が可能であったが、障がいに関する情報、住民基本台帳情報、要介護情報等がリアルタイムで更新できるようになった。

東京都東大和市

避難行動要支援者名簿の更新については、住基システムとデータ連携を行っていることにより、住基情報が日次で反映されている。そのため、名簿登録者の住基異動により更新作業が円滑に行えている。

長野県佐久市

要支援者の各種情報を一元管理し、住基情報、障害者手帳情報、介護保険情報のデータを連携することにより、台帳登録作業を効率的に行っている。

岐阜県岐阜市

避難行動要支援者の情報を管理・運用するシステムを導入し、福祉システムから高齢、介護、障害者のデータを取り込み、住民記録システムの転出入、死亡などの異動情報を反映させて、名簿を最新の情報に更新している。

岐阜県瑞穂市

住民基本台帳情報システムと連動し、転入・転出・転居・死亡などの異動が随時、更新される。障がい手帳資格情報、介護認定情報をデータ転送により、一括更新を行うことができる。

岐阜県下呂市

住基システムと連携した管理システム導入により最新の情報を反映した管理体制が構築できることを考慮しシステム導入を計画している。

静岡県清水町

住基システム等の基幹システムからデータ取り込みを可とした支援システムを運用している。

愛知県西尾市

住民基本台帳の異動情報が自動反映出来るようにしている。難病患者情報の更新に合わせて、介護度情報なども取り込んで対象者の更新をしている。

愛知県尾張旭市

避難行動要支援者名簿については、住基情報と連動した避難行動要支援者台帳システムで管理している。なお、障害情報、介護情報は担当課が毎月情報をシステムに入力することで更新している。

愛知県豊明市

住民基本台帳と連携した独自システムを活用し、市内高齢者台帳が作成されており、新規名簿登録の際には、要支援者の全情報を入力する必要はなく、氏名、生年月日、住所等について、当該台帳から引用することができるため、入力誤りや入力にかかる手間を省くことができている。また、既登録者の転出や死亡等による資格喪失について、自動的に名簿から削除する仕組みとなっているため、削除漏れ等が起きないようにしている。

滋賀県彦根市

災害時避難行動要支援者名簿システムで管理し、庁内の他システムと連携することにより、毎月バッチ処理により名簿を更新できる仕組みを作っている。

兵庫県淡路市

要介護者管理システムを導入しており、住民基本台帳情報、障害者手帳情報、要介護認定情報を連携させて反映させている。

島根県出雲市

福祉関係情報システム及び住民登録システム間のデータ連携により、脂肪、転出、施設住所、転居を把握し異動リストを2ヵ月に1回作成している。

岡山県倉敷市

市で保有する住民記録情報や障害者情報等と連携することにより、新たに避難行動要支援者となる者を抽出している。転出や死亡、転居等の住民登録の変更をシステムにより名簿に反映している。

広島県福山市

避難行動要支援者の名簿を管理するシステムと住民基本台帳を管理するシステムを連携することにより、死亡・転居等の住民記録の異動を反映している。地域の取組団体、民生委員・児童委員、本人や家族からの連絡により名簿情報に変更のあった場合には更新を行っている。また、5年に1度、地域の取組団体へ地域の避難行動要支援者全員分の名簿を提供し、更新を行っている。

徳島県阿南市

避難行動要支援者名簿の作成及び更新を効率的に行うため、システムを導入した。本システムは、住民基本台帳システムと連動しているため、更新は毎日行われている。

愛媛県松前町

現在まで関係課担当者が手作業で行っていた名簿登録情報をシステムに登録するとともに、新規対象者を抽出を行い案内を送付する。返送された「避難行動要支援者確認書」の記載内容を入力し名簿作成を行う。

高知県土佐市

避難行動要支援者名簿登録システムを導入し、定期的に名簿の追加・削除・修正等の更新を行っている。

高知県南国市

対象者の情報を管理するためのシステムに住基、介護度や各種障害の最新情報を自動で取り込めるようにしており、名簿の作成を効率的に行っている。

高知県香美市

要支援者をシステム管理している。

長崎県諫早市

登録された避難行動要支援者については、住民情報システムによる住民番号を特定し、当該住民番号に紐づく各システムから、住民情報のほか要介護認定情報、障害等級等最新の情報を定期的に更新している。

熊本県天草市

システムを導入し、住民基本台帳（転入出・死亡）及び福祉システム（要介護・障がい）との連携を図っている。

大分県別府市

平成 27 年度に名簿管理システムを導入し、運用を行っている。

宮崎県日之影町

役場と社会福祉協議会間で、住民基本台帳を活用した定期的な名簿更新（福祉支援システム）を運用している。

http://www3.e-reikinet.jp/hinokage/d1w_reiki/428901010012000000MH/428901010012000000MH/428901010012000000MH.html

鹿児島県肝付町

住民記録システムと連動した避難行動要支援者名簿システムとすることで常に最新の情報に基づいた要支援者名簿とできるため、その改修に取り組んでいる。

複数部局・避難支援等関係者・他団体の協力により更新作業を行う取組

【取組の概要】

単独の部局で、もしくは市町村のみで避難行動要支援者の情報を把握しきることは困難であるため、名簿を管理している部局だけでなく他部局の情報を集められる体制を整えたり、避難支援等関係者や他団体から情報を得られる体制を整えたりする取組。

【具体的な取組事例】

《高知県大豊町》

<取組内容>

福祉部局が名簿情報を最新の状態に保つよう努めている。避難支援等関係者に町からあらかじめ提供する名簿は、原則として年1回、先に提供している名簿と差し替え更新する。名簿は町の関係部局で把握している台帳を基本とし、町が把握していない情報は、県やその他の機関の協力を得るなどして情報収集し管理している。

<取組の工夫・効果・今後について>

台帳ではわからない情報を得るために、社会福祉協議会、ケアマネージャー、自治会長などと連携して情報収集に努める。

【実施団体例】

北海道別海町

実施要綱にて、町は登録名簿の内容を最新に保つため、調査又は要支援者への聞き取りを行い、変更が生じた場合は避難支援等関係者へ変更内容を報告することを定めている。

また、各町内会長及び民生委員へ名簿の内容等に変更が生じた場合には、随時、報告をお願いする旨、協力依頼を行っている。

福島県いわき市

名簿の更新についてはが3ヵ月ごとに行っている。名簿に掲載する者のデータを所有する所管課にデータ提供を依頼し、集約したデータを住基情報と突合し名簿を更新している。

栃木県下野市

民生委員には提供した名簿をもとに日常の安否確認を兼ねて訪問を依頼、訪問の際に名簿登録情報を確認してもらい、変更がある場合はその都度連絡をもらい更新を行う。

埼玉県熊谷市

名簿情報の更新については、住民基本台帳との照合等を随時行っているが、避難支援等関係者である民生委員への名簿の配付及び説明を単身高齢者台帳の内容確認と同時期に行うことで、要支援者に係る長期入院や施設入所等に関するより多くの情報を得ることができるとしている。

住民全体に調査を実施し更新作業を行う取組

【取組の概要】

地方公共団体における作業量は多くなってしまいが、定期的に住民全体に調査を行うことで、避難支援を求める人への確実な調査を行う取組。

【具体的な取組事例】

《鳥取県若桜町》

<取組内容>

役場職員が年1回、町内全戸訪問している。

<取組のきっかけ・経緯>

平成22年に始めたが、要支援者を加えたのは平成26年からになる。始めるに当たり、民生委員なのか、自治会なのか、役場職員なのかといったように、誰が訪問するのかといったことや、要援護者台帳に登録する範囲、記入内容についてどうするか決める点において課題があった。当初は、職員の事務内容理解度と個人情報の問題で登録しない人がいたが、役場職員は集落担当者が決まっており、要援護者台帳に登録する内容の業務であるためスムーズに取り組むことができた。

<取組の工夫・効果・今後について>

工夫した点としては、前もって自治会長、民生委員に話をさせていただいた点と、2人一組で訪問し、理解を得るよう心掛けた点である。実際の効果として、救急出動などで広域消防が出動し緊急情報カードを使ったなどといった情報が役場包括支援センターに入ってくるため、要支援者の情報が共有できている。

職員を1名増員し要援護者の情報を更新しているが、更新が遅れがちになっている点は課題である。今後は、要支援者ネットワーク作りや、自治会、近所の方々、民生委員、消防、警察、包括支援センター、防災係等でネットワーク作りを行いたいと思っている。

【実施団体例】

愛知県東郷町

既に名簿に記載されている方も含め、町内すべての対象者へ3年に一度、申請書を送付して、もう一度確認の意味も込めて提出してもらっている。

2. 避難支援等関係者に関する取組

(1) 避難支援等関係者を確保するための取組

【取組指針 P 20～22】

避難支援等関係者となる団体との協力

【取組の概要】

実際に避難支援等関係者となる団体に対してあらかじめ協力を依頼して、平時より連携を行うことで確実な避難支援等関係者の確保をしていく取組。

【具体的な取組事例】

《沖縄県南城市》

<取組内容>

日常から見守りを行う方を決めて、必要に応じて支援を行っている。また、支援員が個人では難しい地域においては、鉄工所、クリーニング店、スポーツ用品店、タイヤ販売店、介護事業所、観光センター、自動車整備工場など、近所の企業に協力をお願いしている。

<取組のきっかけ・経緯>

支援員が不足していることと、地域での見守りが必要となったため、平成 26 年 5 月から上記の活動を行っている。

【実施団体例】

秋田県三種町

不定期ながら、社会福祉協議会主導のもと、小地域支え合い活動の担い手育成事業を展開し、住民同士の支え合い活動を推進している。

茨城県水戸市

水戸市では、避難支援等関係者の空白地区を無くすとともに、一定の団体や機関に支援が偏ることが無いよう、下記の者を避難支援等関係者として位置付けており、各団体の会議等において、丁寧に制度の趣旨を説明し御理解を得ているところ。今後、より一層の連携を図りながら、起こり得る災害の種別や災害リスクなど、地域の特性と実情に応じた支援体制を構築していく。水戸市においては、現時点で避難支援等関係者の空白地域はない。

[水戸市の避難支援等関係者]

- ・市職員
- ・自主防災組織
- ・消防本部
- ・消防団
- ・民生委員
- ・警察署
- ・地域支援センター
- ・社会福祉協議会

千葉県習志野市

民生、児童委員と習志野市独自の制度である高齢者相談員が市内全域を担当地区ごとに区分し、避難行動要支援者の受け持ちをお願いしている。

東京都渋谷区

災対法で定める消防機関、都道府県警察、自主防災組織、民生委員の他に、見守りサポート協力員、地域包括支援センターに名簿が提供できる規定を整備している。

東京都練馬区

区内 99 か所にある小中学校を避難拠点（避難所+防災拠点）と位置付けている。避難拠点に災害時要支援者名簿を設定して、避難拠点に参集した区職員、学校職員、地域住民で構成される避難拠点運営連絡会・民生委員等で協力して安否確認を行う。災害ボランティア制度を活用し、登録された対象者が災害時避難拠点に参集し、名簿による安否確認、避難後の支援等を補助する。

東京都西東京市

居宅介護支援事業者、指定特定相談支援事業者と契約を結び、利用者の中から避難行動要支援者の対象になっている者を抽出し、その個別支援計画を作成する業務委託を行っている。

新潟県新発田市

自主防災組織の立ち上げなどの組織化に 2 万円、組織化後の資機材購入等に上限 14 万円の市単独補助事業を実施している。

長野県須坂市

市内にある 69 の全ての自治会において、区長、民生児童委員、消防団員、保健指導員等の関係機関や団体等により、ネットワーク会議を組織し、見守りの対象となる世帯に対して、当該世帯と親しい方等を含め、地域全体で支援する体制を整えている。

徳島県つるぎ町

各民生委員の担当地区内に 2～10 名程度避難支援を呼びかけ、ボランティアとして協力員をお願いしている。災害時には避難の声かけ、誘導、引率等に支援協力していただき、各民生委員への状況報告をしていただいている。

広島県廿日市市

避難支援等関係者のうち、中心となる組織を町内会等の自治組織に依頼し、町内会等未加入者についても民生委員に仲介役となっただき、町内会等による避難支援活動を依頼している。

町内会等による避難支援者登録に際しては、個人支援に加えて団体支援を推進している。町内会の中には10数世帯単位の「班」が形成されており、災害時には班単位で要援護者の避難支援が実施できるような体制づくりを自治組織に依頼している。

熊本県天草市

地域支援者については、要支援者本人やその家族からのご依頼により、承諾を得た方を登録することとしているが、事情により困難な場合がある。

その場合は、本事業は地域における共助の取組みであることを説明し、自治会や自主防災組織といった地域の中で話し合っただきことを地域関係者に対してお願いしている。

地域説明会の実施

【取組の概要】

地域における説明会を実施し、避難行動要支援者名簿に関する取組を説明したり、避難支援等関係者になっていただくよう呼びかけをしたりすることで、直接説明をして制度理解を深めてもらったうえで、避難支援等関係者になってもらえるような取組。

【具体的な取組事例】

《大阪府豊中市》

<取組内容>

市内41小学校区ごとに避難支援等関係者への事業説明会を概ね6,7,8月の3カ月をかけて実施した。本市での既存事業である「豊中市災害時要援護者安否確認事業」では安否確認実施機関として、民生・児童委員会、校区福祉委員会へ依頼していたものを、新たな事業では避難支援等関係者として、自主防災組織や地域自治組織等、その他各種団体にも拡充できる旨を説明し、協力を依頼している。当初は説明内容にボリュームがありすぎ、思うように伝わらなかったが、繰り返し実施する中で伝えるポイントが押さえられるようになった。

<取組の工夫・効果・今後について>

この取組みへの工夫として、既存事業から取り組んでいただいていた民生・児童委員会と校区福祉委員会に、説明会日時や会場の設定、当日の参加団体への案内等を依頼した。また、豊中市社会福祉協議会へはこの事業にかかる地域調整業務を委託しているため、地域との連絡や資料印刷等の準備を依頼した。その結果、説明会当日までの準備への負担が軽減され、限られた期間、職員数でも全校区への説明会の実施に対応することができた。

説明会の中で特に力を入れた点は、この事業が災害時の取組みではあるが平常時からの福祉活動や地域コミュニティの形成が重要であるという内容の説明であり、既存団体である民生・児童委員会と校区福祉委員会の福祉団体には引き続き関わっていただき、さらに校区全体で取り組んでいただくように依頼した。

各校区ごとに説明会を開催することで、より多くの避難支援等関係者へ事業説明ができたことと、質疑応答や校区ごとの課題抽出ができたため、大規模な説明会や資料配布のみでの周知に比べて非常に効果はあった。また、説明会実施後、避難支援体制の構築に向けて地域内で積極的な連携体制がとられている校区が出てきている。

【実施団体例】

北海道帯広市

地区連合町内会や単位町内会に対し、災害時要援護者支援の制度周知を行い、支援体制の構築を呼びかけている。

北海道名寄市

防災意識の向上を図るため、町内会連絡協議会や各町内会に出向いた際に、町内会での体制の重要性を説明し、自主防災組織の設立を促したり、設立済みの町内会へは、補助金の有効活用についても説明している。また、各町内会へ北海道地域防災マスターの認定講習への参加も促し、意識の高揚を図っている。

東京都品川区

区の事業である“しながわ防災学校”のコースの一部に、要配慮者に関する内容を盛り込み受講生を公募することで幅広く支援者を募り、避難支援等関係者の獲得に努めている。

東京都立川市

年1回、市内の全自治会長に呼び掛け、地域別に支援制度に関する説明会を開催している。

東京都東大和市

東大和市において、避難行動要支援者の避難支援は地域の方が主な担い手となり、自治会及びマンション管理組合が中心となると考えている。そのため、毎年行われる自治会長会議及びマンション管理組合理事長会議において、事業周知を行い、避難支援等関係者の確保に努めている。また、必要に応じ、自治会の会議に出向き、説明会及び意見交換会を実施している。

兵庫県尼崎市

避難行動要支援者名簿情報を提供する避難支援等関係者については、自治会・町内会等に所属していないマンション管理組合も提供先として想定している。

広島県福山市

地域へ出向き避難行動要支援者制度の出前講座を開催し、地域住民へ制度の周知を図り、避難支援等関係者の確保に取り組んでいる。市の広報紙及びホームページによる啓発も行っている。

山口県田布施町

消防、防災担当部局と連携し、地域防災組織の会合時に避難支援等関係者確保の必要性を説明している。

防災訓練における周知活動

【取組の概要】

地域で行われる防災訓練の際に実際に避難行動要支援者に参加してもらったり、訓練後等に名簿に関する説明を実施したりすることで、避難支援等関係者を確保する取組。

【具体的な取組事例】

《埼玉県春日部市》

<取組内容>

春日部市は199の自治会がある中で、196の自治会で自主防災組織が設立されており、毎年、ほぼすべての組織で自主防災訓練を行っている。訓練のなかで災害時要援護者避難支援制度等の説明を通じて、自助・共助の取組の啓発を行い、避難支援等関係者の積極的な確保に努めている。

また、自治会連合会に加盟していない地区が行う防災訓練への職員派遣や、年度ごとに自主防災組織のない自治会等を選定し、既存の自主防災組織と一緒に訓練に参加する防災訓練の実施、自主防災組織がない自治会に職員が訪問し、組織設立の必要性を説明するなど、自助・共助の取組みへの意識を啓発し、避難支援等関係者の確保に努めている。

更に、市ホームページや広報紙に災害時要援護者避難支援制度について掲載し、周知活動を行っている。

<取組の工夫・効果・今後について>

防災対策課職員等が、各地区で行われる自主防災訓練に出向き、災害時要援護者避難支援制度について説明するとともに、媒体を通じた周知活動を継続することにより、制度を導入する自治会が年々増加しており、要援護者への避難支援体制が着実に構築されてきている。今後も訓練時や様々な機会において周知活動を行い、避難支援体制を広げていき、自助・共助の取組みへの強化を図っていく。

【実施団体例】

山梨県笛吹市

平時から登録台帳を書く地区の区長、民生委員・児童委員とも情報開示をしている。このため、台帳は平時からの見守りにも役立てていただいたり、地区の防災訓練にも役立てている。過疎、コミュニケーション不足等により近隣支援者との結びつけができない方については、地区の一時避難所へ避難してきた方が、台帳に基づき安否確認、避難誘導を行うよう、訓練を通じて各地区において確認している。

京都府綾部市

各自治会に防災訓練の実施を依頼する際、避難行動要支援者の支援を取り組んでいただくよう依頼している。実際の避難訓練を行うだけでなく、地域の要支援者の支援について検討したり、図上訓練を行ったりしていただいている。

福岡県柳川市

避難行動要支援者の避難の仕組みづくりのため、地域において防災マップや緊急連絡網の作成や避難訓練を実施し、最終的には個別計画策定推進につなげている。

(2) 避難支援等関係者に対する安全確保に関する取組

【取組指針 P 28】

避難支援等関係者に対する安全確保

【取組の概要】

発災時には避難支援等関係者も避難行動要支援者と同様に被災者になる中で、避難支援等関係者自身の安全も確保できるように、安心して避難支援等関係者になっていただくための取組。

【具体的な取組事例】

《千葉県旭市》

<取組内容>

旭市津波避難計画は、平成 25 年 3 月に策定し、平成 28 年 2 月に一部修正を加えている。

<以下、旭市津波避難計画を基に記載>

・発災時は、津波情報をもとに「退避時刻」を設定する。

「退避時刻」 = 「津波到達予想時刻」 - 「退避時間」 - 「安全時間 15 分」

例えば、津波到達予想時刻が 15 時 30 分と発表された場合、退避時間 10 分かつ安全時間 15 分とする場合、退避時刻は 15 時 5 分となる。退避時間については、主な活動現場から浸水想定区域外への退避経路を設定し、その経路距離を移動速度で除して算定する

(東日本大震災における避難車両の速度は平均 9 km/h である)。また、安全時間については、確実に退避するために見込む余裕時間で、約 15 分と設定する。

・退避時刻に達した際には、直ちに退避を開始する。

・退避時刻前に危険を察知した場合は、住民と一緒に率先避難を開始する。

・救命胴衣を着用し、1 班 3 名以上で活動する。 等

* 1 班とは 1 グループの意味であり、特段事前に決められたものではない。

《東京都目黒区》

＜取組内容＞

地域避難所から安否確認や避難支援に向かう民生児童委員、包括支援センター職員、地域住民、介護・福祉サービス事業所職員、区職員等の安全確保を図るため、ヘルメットやメッシュのベスト、ヘッドライト、防水ライト、軍手などを各地域避難所に28年度と29年度の2か年で配備することとした。以下各地域避難所に配備している（配備予定である）ものの一覧であり、現在配備中である。

品 名	
1	非常用持出袋
2	スベリ止め付き軍手
3	サバイバルホイッスル
4	災害用メッシュゼッケンベスト
5	防じんマスク
6	水性サインペン
7	ヘルメット
8	ポケットコート
9	防水ライト
10	アルカリ単2乾電池（防水ライト用）
11	LFDヘッドライト
12	アルカリ単3乾電池（ヘッドライト用）

【実施団体例】

北海道様似町

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の安全が大前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施することとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先することとしているほか、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図っている。

北海道夕張市

地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者等の安全確保に配慮する。また避難支援等関係者等による避難支援等に関し、法的な責任や義務を負うものではないことを避難行動要支援者に周知する。

宮城県色麻町市

危険判断基準について講習し、防災機関との連携について講習している。

栃木県宇都宮市

自分の身の安全を確保した上で、災害の状況により、可能な範囲で支援を行うように説明している。

埼玉県蕨市

全体計画及び周知用パンフレットに、実災害時に、支援者が要支援者を支援できなくても、責任を負うものではないと明記することで、支援者になることへの抵抗を和らげている。

千葉県千葉市

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、もしくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害対策基本法第 65 条第 1 項、第 84 条第 1 項に基づき損害補償の対象となる旨を、避難行動要支援者支援体制構築実施マニュアルに記載している。

大阪府大阪市

要支援者の情報の収集に際して、支援等関係者に対しては、要支援者の避難支援等に関して責任を負うものではないこと、また、要支援者に対しては、災害時の支援を保証するものではないことについて理解してもらうことで、支援等関係者の負担感を軽減するよう取り組んでいる。

兵庫県川西市

「安否確認等のためのリスト登録について」の内容に以下を記載している。

「『安否確認等』は、『救助』ではありません。また、災害の状況等により『安否確認等』が実施できるとは限りません。安否確認等を行ったときに、ご本人が被災されている場合、地域で可能と判断した場合には、できる限りの必要な措置をとりますが、『救助』は、原則、消防、警察等で行っていただきます。そのために関係機関への速やかな連携を地域で行っていきます。」

和歌山県みなべ町

避難支援の手引きを作成し、その中へ支援者となっても支援を行う法的義務を負わない事や、自身の安全を確保した上で可能な範囲での支援活動を行う事などを明記している。

宮崎県宮崎市

趣意書や個別避難支援計画書で「必ず支援できるものではない」と但し書きをしている地域もある。説明会やマニュアル等で、避難支援等関係者や支援者に対して、災害時はまず自分や家族の安全確保を最優先とし、支援は可能な範囲で行えばよいこと、法的義務を負うものではないことを伝えている。

(3) 避難支援等関係者に対する補償に関する取組

【取組指針 P 28】

避難支援等関係者に対する補償

【取組の概要】

発災時、避難支援等関係者が避難支援等を行った際に損害を生じてしまった場合、その損害を地方公共団体の制度として補償する取組。

【具体的な取組事例】

《熊本県小国町》

<取組内容>

地震津波・風水害ともに、福祉課を中心とした「避難行動支援者支援班」を設置し、安全確保に努めている。

「災害救助等に協力した民間協力者の災害給付に関する条例」

地震津波・風水害ともに、町の災害発生時に災害救助等に協力した民間協力者がその災害によって生じた損害を補償し、民間協力者の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るための町独自の条例あり。(給付制限あり)

弔慰金(死亡した場合 200万円)

災害見舞金(障害の程度によって100万円又は30万円)

入院見舞金(入院し、又は通院した場合)入院又は通院1日につき2,000円。

ただし、20万円を限度とする。

[Http://www1.g-reiki.net/aso-oguni/reiki_honbun/q445RG00000702.html](http://www1.g-reiki.net/aso-oguni/reiki_honbun/q445RG00000702.html)

<取組のきっかけ・経緯>

平成25年9月に条例制定を行い、総務課総務係(防災担当部署)が担当している。議員からの提案を受けて、条例化したことがきっかけであり、「自助・共助・公助」が叫ばれる中、中山間地域である本町は都市部に比べて、まだ、近所のつながりや地域のつながりは強く、いざとなれば、近所の高齢者の救助や避難支援をしてくれる方は多い。しかし、もしもその行動でけが等をした場合に補償的なものがなく、東日本大震災の影響もあったため、その仕組みづくりを行ったが、先進的な事例がなかったため、手探り状態で始めることとなった。

【実施団体例】

北海道長沼町

ご近所あんしんネットワーク支援協力者に対してボランティア活動保険に加入。補償内容は賠償・傷害補償・天災危険補償。

北海道別海町

支援者は大規模災害時には要支援者と同様に支援者又はその家族が被災することも鑑み、支援者に対し安否確認及び救援活動の義務を課さないことを要綱に定めている。

青森県青森市

避難支援者として個別計画に記載されているかたで、一定の条件を満たしたかたは、災害時の避難支援活動中の万一のケガ等に対して、市が加入するボランティア活動保険を適用している。適用条件は、要支援者の親族（3親等以内）及び同居者でないかたである事、個人として避難支援者となっているかたである事、ボランティア活動保険に既に参加していないかたであることの3つ。

宮城県色麻市

危険判断基準について講習し、防災機関との連携について講習する。法的に消防隊等からの支援要請を受けた場合のみとしている。

埼玉県春日部市

自主防災訓練時に、訓練参加者（避難支援等関係者含む）がけが等を負った場合の補償制度に加入。

千葉県千葉市

避難行動要支援者名簿を提供している団体において、災害対策基本法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる旨を説明している。また、千葉市における「千葉市ボランティア補償制度」について説明し、避難支援等関係者の避難支援中におけるケガや事故の補償の対象について案内している。

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/documents/leaflet280401kaitei.pdf>

千葉県旭市

発災時は、津波情報をもとに「退避時刻」を設定する（「退避時刻」＝「津波到達予想時刻」－「退避時間」－「安全時間 15 分」）。退避時刻に達した際には、直ちに退避を開始する。退避時刻前に危険を察知した場合は、住民と一緒にあって率先避難を開始する。救命胴衣を着用し、1 班 3 名以上で活動する。

新潟県小千谷市

小千谷市自主防災組織連絡協議会（事務局：市危機管理課）が自主防災会等の活動の活性化と充実を図ることを目的として、平時及び災害時に活動した際の損害を補償するため、自治会活動保険（賠償責任保険）に加入している。なお、市単独では自治会活動保険に加入できないため、市が自主防災組織連絡協議会に対し、保険加入費用を負担金として納入している。補償の対象は、平時又は災害時の自主防災会活動中に起こった事故等で、損害が発生した場合によるもの。

愛知県知多市

まちづくり活動補償制度（平時）、ボランティア活動保険、消防団員等公務災害補償条例の整備を行っている。

大阪府大阪市

要支援者の情報の収集に際して、支援等関係者に対しては、要支援者の避難支援等に関して責任を負うものではないこと、また、要支援者に対しては、災害時の支援を保証するものではないことについて理解してもらうことで、支援等関係者の負担感を軽減するよう取り組んでいる。

大阪府富田林市

市が加入しているボランティア保険に、市と協定を結んだ支援組織は加入しているので、支援活動中に負傷等した場合、保険金が支給される。

奈良県生駒市

避難支援等関係者に対しては、自治会長や避難支援員への説明会で「自分自身及び家族の安全を確保したうえで、支援を行うものであり、近隣住民としてできる範囲の支援をするものであること」を説明するとともに市の広報誌や自治会の回覧を通じて本事業の趣旨を掲載して災害時の避難支援を安全に行っていただくよう啓発に努めている。応急措置を実施すべき現場にある者（自治会員及び現場に居合わせた人）を当該業務に従事させたため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態になったときは、政令で定める基準に従い、生駒市消防団等公務災害補償条例を適用し、これらの原因によって受ける損害を補償する。

熊本県天草市

関係者に対しては、名簿配布等の機会において、避難支援の実施に当たっては、自らの安全を確保したうえで行っていただくようお願いするとともに、万が一避難支援のために死亡等あった場合は、公務災害補償の対象となることを説明している。

宮崎県宮崎市

全国市長会市民総合賠償補償保険の補償保険に加入している。

(4) 避難行動要支援者の活動を助ける取組

【取組指針 P 28】

マニュアル・手引き等の作成

【取組の概要】

避難支援等に関するマニュアル・手引きを地方公共団体が作成し、それを活用して避難支援等関係者が支援をしやすくする取組。

【具体的な取組事例】

《長野県飯田市》

<取組内容>

平成 19 年度に「災害時助け合いマップ策定マニュアル」を、平成 21 年度に「飯田市災害時要援護者避難支援プラン」を策定して、災害時における要援護者に対する避難行動の支援を住民や地域自治組織、自主防災組織に求めている。

また、「地区防災計画策定の手引」を作成し、地区ごとの災害特性を明らかにした上で、冒頭に平時に何をどこまで備えておくのかという目標設定を掲げ、それを実現させるために取組まなくてはならないことは何で、それを誰が、いつまでに、どのように取り組むのかということを具体的に例示するとともに、それをフォーム化し自分たちの自主防災組織にあったものに修正しやすいようにした。あわせて、希望する自主防災組織に対しては出前説明会も行うなど策定支援を行い、飯田市内全 20 地区で計画策定を終えた。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 26 年度の飯田市防災会議において、全地区の地区防災計画が承認され、飯田市地域防災計画に位置付けられることとなった。

<策定マニュアル>

資料14

災害時助け合いマップ（住民支え合いマップ）
策定マニュアル

平成19年8月
飯田市

資料-26

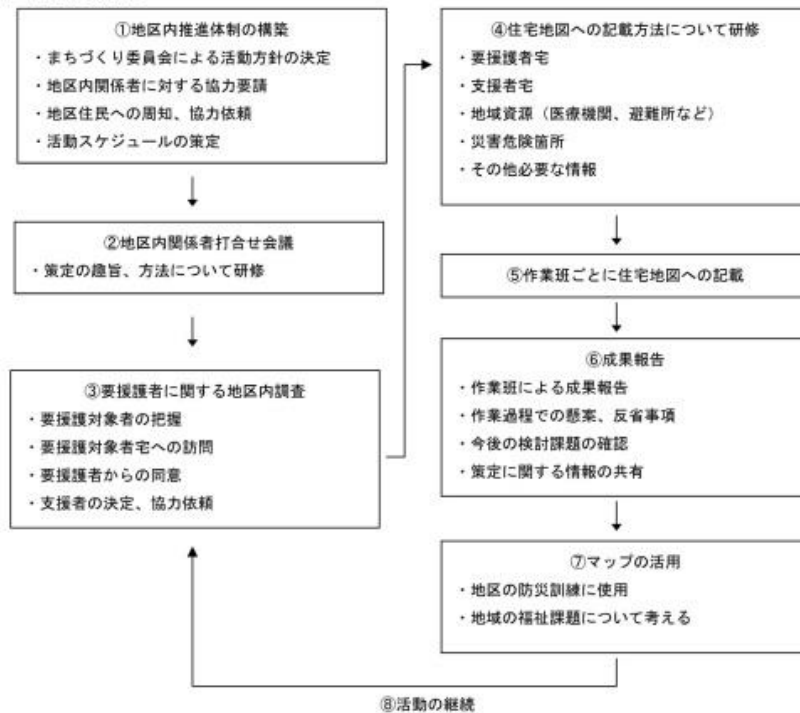
目次	ページ
1 災害時助け合いマップ（住民支え合いマップとは）	1
2 活動の流れ	1
3 活動の推進・協力体制	2
4 要援護者の把握	3
5 支援者への協力依頼	5
6 策定の単位	5
7 災害時助け合いマップの記入方法	5
8 要援護者情報の管理	6
9 活動の継続	6
10 防災訓練への活用	6
11 住民支え合いマップとしての活用	6
12 参考資料	7

1 災害時助け合いマップ（住民支えあいマップ）とは

災害時助け合いマップは、住宅地図上に災害時に高齢者や障害者などで避難行動に支援が必要となる方々、いわゆる「要援護者」や、要援護者を支援する「支援者」、避難所、医療機関などの地域の資源や危険箇所などの情報を記載することにより、災害時に要援護者の安否確認、避難や支援を迅速に行うための手段として活用するものです。

また、災害時助け合いマップの作成活動を通じて、地域内で支援を必要としている人を把握することで、日常的な地域での支え合いとしてどんな支援ができるだろうか？といった、地域の福祉向上の視点からもその活用が期待されるものです。

2 活動の流れ



①地区内推進体制の構築

地区の中でどのように活動を進めていくのか、まちづくり委員会で方針を決定し、活動に関わる関係者の範囲などを決めます。

②地区内関係者会議

災害時助け合いマップの策定の趣旨、活動体制、作業手順などについて、活動関係者に対する説明会を実施します。

③要援護者に関する地区内調査

地区内で災害時に支援が必要となる要援護者を把握します。要援護者としての対象者については戸別訪問をし、要援護者として登録する同意を得ます。
また、要援護者に対する支援者を決めます。

④、⑤住宅地図への記載方法の研修、記載作業

③で把握した要援護者宅、支援者宅、避難所、危険箇所などの情報を住宅地図に記載する方法を研修し、作業班ごとに情報を書き込みます。

⑥成果報告

活動の成果や活動の中で生じた問題点や反省事項などを話し合い、以後の活動に向けて検討します。

⑦マップの活用

作成したマップを地区の防災訓練に使用して検証してみます。また、地域のマップを見ながら地域の福祉課題について話し合いをします。

⑧活動の継続

要援護者に関わる情報は年々変化するため、定期的に要援護者の調査を行い、情報を更新します。

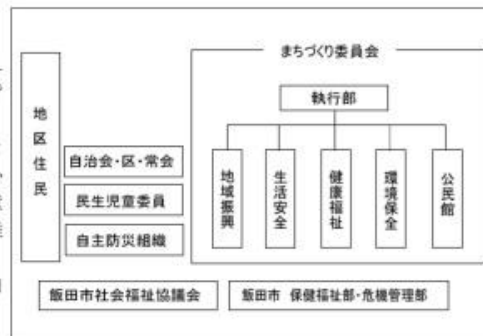
3 活動の推進・協力体制

(1) 推進・協力体制

災害時助け合いマップは、地域の支え合い、助け合いの仕組みをつくるものです。

マップの作成には、地区住民の理解と協力のもとに、まちづくり委員会を中心として、自治会（区・常会）、民生児童委員、自主防災組織が協力し、地区内の推進体制をつくります。

地区での活動について、飯田市と飯田市社会福祉協議会が支援を行います。



資料-29

<災害時要配慮者避難支援プラン>

資料13

**飯田市災害時要配慮者
避難支援プラン
(全体計画)**

**平成21年11月
飯田市**

資料-20

1 基本的な考え方

(1) 避難支援プランの目的

近年、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害、大規模地震等が発生し、避難に時間を要する災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）の被災が目立っていることから、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこに避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していくことが必要です。

なお、要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要となることから、まちづくり委員会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等の、地域の協力を得て災害時助け合いマップ（住民支え合いマップ）を作成するなど、日頃から障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の要配慮者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施します。

この計画は、災害発生時における要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要配慮者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における要配慮者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたもので、要配慮者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本プランは、飯田市地域防災計画の災害時要配慮者対策を中心に具体化したものです。

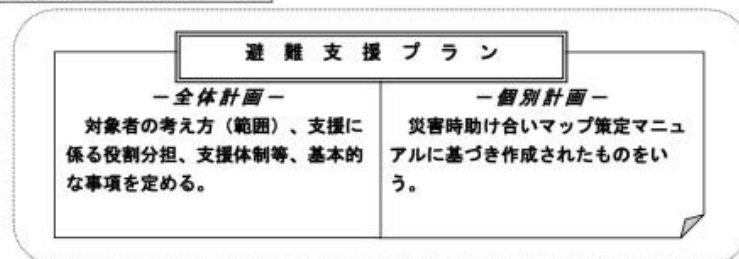
(3) 計画の構成

避難支援プランは、市の要配慮者支援に係る全体的な考え方（「全体計画」）と要配慮者一人ひとりに対する「個別計画」により構成されています。

「全体計画」とは本プランのことを指し、対象者の考え方（範囲）、支援に係る役割分担、支援体制等、基本的な事項を定めています。

「個別計画」とは、災害時助け合いマップ策定マニュアルに基づき作成されたものをいいます。

避難支援プランの構成イメージ図



2 対象とする要配慮者の範囲

避難支援プラン個別計画（災害時助け合いマップ）・要配慮者台帳の対象となる要配慮者は、在宅で生活する次に掲げる人々となります。

(1) 高齢者

一人暮らしの高齢者や、高齢者のみで構成される世帯、または介護を必要とする高齢者がいる世帯で、災害時の避難行動に支援が必要と判断される方

(2) 障害者、難病患者

肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害等によって一人での行動や歩行が困難な状態にあり、災害時の避難行動に支援が必要と判断される方

(3) 幼児・児童

放課後や休日等において保護者の見守りがいない幼児及び児童

3 要配慮者情報の収集・共有

災害発生時において要配慮者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要配慮者情報の把握と関係者間での共有が必要で、日頃から要配慮者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要です。

(1) 市の通常業務における要配慮者情報の把握

- ア 世帯台帳
- イ 高齢者世帯台帳
- ウ ひとり暮らし高齢者台帳
- エ 介護認定者データ
- オ 障害者データ

ア～オで把握した情報は、年に1度危機管理・交通安全対策室が集約し、各自治振興センター長と共有します。

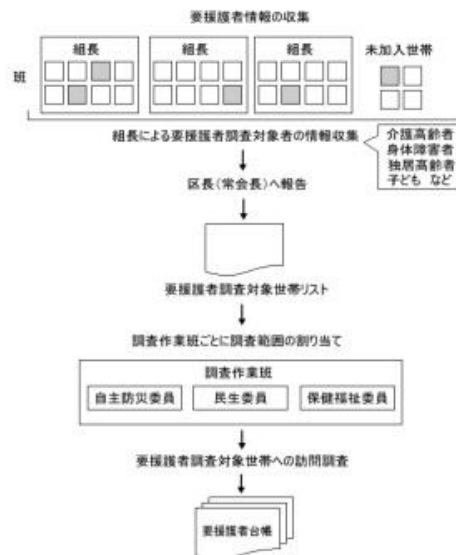
(2) まちづくり委員会等が中心となって要配慮者情報の収集

高齢者世帯、一人暮らし高齢者、身体が不自由な方のいる世帯、幼児や子供のいる世帯の情報を収集し、対象世帯リストを作成します。

対象世帯リストをもとに訪問調査を行い、要配慮者として登録し情報を公開することの同意を書面にて収集します。この書面は要配慮者台帳となり、同意を得ることで、要配慮者に関する情報を地区内の必要最小限の関係者、市の関係部局が共有します。

要援護情報の収集の仕方(例)

※ 地区ごとで活動方針を決定するため、活動体制等は異なります。



4 避難支援体制

(1) 要配慮者台帳に記載された在宅要配慮者の避難支援体制

市は、災害時助け合いマップの作成を通して、まちづくり委員会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、個々の要配慮者に対応する避難支援者を定めるものとします。

(2) 避難支援者の決定

災害時助け合いマップ作成時の訪問調査の際に、支援者となってくれそうな方を聴取し、災害時における要配慮者に対する安否の確認や、避難行動の支援を行える者を複数名選出します。

避難支援者の選定に当たっては、要配慮者に対し、要配慮者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要配慮者の支援が困難になる場合もあり、要配慮者の自助が必要不可欠であることについて十分周知することとします。

さらに、要配慮者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要配慮者支援に関する人材を育成し、支援者を増やしていきます。

(3) 地域で把握漏れの要配慮者への対応

市の保有する要配慮者情報と災害時助け合いマップ作成時に地域が把握した情報と照合した結果、把握漏れとなった要配慮者については、地区拠点班（市職員）、まちづくり委員会、自主防災組織等が避難支援者として対応するものとします。

(4) 災害時要配慮者関連施設の避難支援体制

災害時要配慮者関連施設の管理者は、施設利用者の個々の態様に応じ、情報伝達方法、個々の役割等を明確にした避難計画を策定するとともに、市、地区住民、自主防災組織等の連携の下に、支援協力体制の確立に努めることとします。

また、災害時要配慮者関連施設、市、地区住民、自主防災組織等との連携体制の強化を図るため、日常的な協力体制を持つように努めることが重要です。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化します。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めます。

情報伝達は、下記によって行います。

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、市からまちづくり委員会等を通じて要配慮者及び避難支援者等へ直接伝達します。

(2) 情報伝達手段

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線、広報車両、電話、ケーブルテレビ、FM放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時行います。

(3) 情報伝達責任者の明確化

要配慮者に対する情報伝達については、市役所に設置された災害警戒本部又は災害対策本部の統括班が行います。

さらに、飯田市地域防災計画に規定された災害時要配慮者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとします。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要配慮者宅等を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮します。

《愛知県知立市》

＜取組内容＞

毎年、一回町内会・民生委員・児童委員に同意が取れている避難行動要支援者のご自宅訪問を実施するように依頼している。「支援されるもの」と「支援をするもの」の顔の見える関係を作ることが趣旨である。

＜取組のきっかけ・経緯＞

昨年から上記試みを開始した。当初は事前に連絡はせずに、町内会や民生委員など2、3名で自宅を訪問していたが、急に来られるということもあり、対象者の方も抵抗感があった。そのため、今年から同意書に関する案内文に町内会や民生委員が訪問することを記載した。また、町内会や民生委員の訪問に関しては各町内会ごとに打合せをしたうえで訪問を実施するよう依頼した。

＜取組の工夫・効果・今後について＞

本年は、避難行動要支援者調査票を作成し自宅訪問の際に活用した。町内会、民生委員、児童委員がご自宅訪問を実施する際に、調査票を持って調査をするように依頼した。それまでは要支援者名簿の項目を使っていたが、それだけであると特記事項など細かい様子が書けないということで、細かく聴取ができるものに変更した。寝たきりの高齢者などは間取りを書けるスペースがあったり、といったように各人に応じた詳細把握ができるようにしている。調査結果は、個別計画の策定等に利用する予定である。

地域によっては、町内会の会長が訪問するケースや民生委員だけが訪問するケースなど様相は多種多様であるが、課題としては、町内会の方を含め訪問について負担を感じている点である。また、聴覚障害を持つ方などは訪問に気づかないといったこともあるようである。それから、会長が1年任期というところも多く、そうした会長にとっては自宅訪問は負担が大きい点も課題である。

<調査票>

避難行動要支援者調査票（平成 28 年度）

〇〇町		担当民生委員	民生 太郎
フリガナ	知立 太郎	性別	調査結果
氏名	知立 太郎		ひとり暮らし
住所	知立市〇〇町〇丁目〇番地〇 〇〇マンション〇〇号		
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日		
電話	0566-XX-XXXX 090-XXXX-XXXX		

緊急連絡先	氏名	住所	続柄	電話
	知立 花子	知立市〇〇町〇丁目〇番地	姉	090-XXXX-XXXX

避難支援者	氏名	住所	続柄	電話
	近隣 一郎	知立市〇〇町〇丁目〇番地	隣人	090-XXXX-XXXX

特記事項 入力されている場合に出力あり	宅訪年月日 1	※自宅訪問した日付を記入
	宅訪年月日 2	※自宅訪問した日付 2 回目記入
	摘要 ※本人及び家族等から聞き取った内容など記入。 《例》普段から寝たきりの生活である、集団の中特に初めての場所では落ち着かないためしきりに歩き回る、人の目が気になるため普段から引きこもって外出することができない、等	

※ 個人情報、保護法によって守られ、悪用されることはありません。

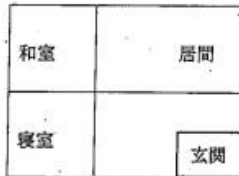
※ 全ての項目を必ず記入する必要はありません。

二次避難所の必要性が有りの方等の、避難支援のための情報が必要な方について、記入をお願いします。

普段居る部屋、寝室の位置

・本人が避難するために行動がとれない方等のみ間取りを記入して本人の位置を確認します。

1階



不在時の目印、避難済の目印など

避難済の際に黄色いハンカチ（安否札等）を掲げるなど
記入します

避難場所等情報

・一時避難所は～公園
指定避難所は～小学校などを記載。

余白などに避難経路なども記入していただけます。

二次避難所（福祉避難所）の必要性の有無

有

無

※ 二次避難所（福祉避難所）の必要性の有無は、必ず記入をお願いします。

有の方の調査票を市役所福祉課障がい福祉係に提出してください。

【実施団体例】

北海道島牧市

福祉部局において、災害時に支援を要すると想定される方の家屋等の位置図や、災害弱者車椅子等使用者の名簿の作成をし、関係部局と情報の共有を図っている。

北海道比布町

町内各行政区長・民生委員・社会福祉協議会・消防・警察へ各担当範囲内の避難行動要支援者名簿を渡しており、避難行動要支援者の情報、支援体制の把握ができるようにしている。また、支援者には個別計画と併せて避難支援マニュアルを渡し、制度の内容、具体的な支援方法について分かるようにしている。

北海道別海町

災害時に円滑な救援活動及び連絡体制の確立を図るため、「避難準備情報が発表された場合」と「避難勧告又は避難指示が発表された場合」の2パターンの避難支援フローチャートを作成し、避難支援等関係者へ送付している。

宮城県多賀城市

地域が支援活動に取り組む際の参考として、「いろはで進める！ご近所支援参考集」を作成し、出前講座等で地域に情報発信をしている。

茨城県東海村

避難行動要支援者、安心サポーター（支援をする人）、自治会長、民生委員に個別支援安心カード（要支援者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、状況や自治会長、民生委員、安心サポーターの氏名、電話番号が記載されたもの）を配付し災害時に活用する。

東京都中央区

区内の消防署が名簿情報に基づいて行う総合的な防火防災診断に福祉部局職員も同行し、区民に対し消防署職員とともに平時からの災害（地震津波・風水害）への備えについて説明を行っている。

また、防災区民組織等が地域内で支援体制構築を行う際に、防災区民組織等からの要請に応じて区が連名で要支援者に対し活動を周知することで、防災区民組織等が活動しやすくなるようにしている。

東京都葛飾区

避難行動要支援者名簿を活用した支援の手引きを作成し、避難支援の主体となる自治町会（防災市民組織）に配布している。地域が主体となって運営・実施する避難所運営訓練や防災訓練において、区の支援を受け避難行動要支援者の避難支援に関する訓練を実施し、それをもとに地域で安否確認及び避難支援実施計画策定指針を策定した。

新潟県三条市

年1回、防災担当課及び名簿作成を担当している高齢介護課において、自治会長や民生委員児童委員等を対象に災害時に備えた地域防災研修会を開催し、支援者と名簿登載者間の情報共有を図るための参考様式を示すなど、各行政区での自主的な取組を支援している。

富山県高岡市

民生委員を対象に研修会を行い、身体・知的・精神・障害・難病等をお持ちの当事者の方にも参加していただき、障害の種別によって、必要な支援や配慮が異なるため、支援する側が支援方法を理解し、支援を円滑に行えるようにする。

静岡県三島市

市内において先進的な取組を実施している自治会・町内会の状況取材し、事例集を作成した。作成した事例集は、名簿を用いた避難支援体制づくりのための参考資料として、その他の自治会・町内会への提供を図っている。

京都府長岡京市

平成 28 年 7 月に、自治会、自主防災会、民生児童委員向けの「災害時にともに助けあう制度（災害時要配慮者支援制度）活用の手引き」を作成し、配付した。

[目次]

作成の趣旨と活用の方法

- ① 要配慮者への支援体制づくりを進める理由
- ② 「災害時にともに助けあう制度」の意味とイメージ
- ③ 災害への備えから発災まで、それぞれの役割
- ④ 避難誘導と避難生活において配慮していただきたいこと
- ⑤ 災害時要配慮者とは
- ⑥ 災害時にともに助けあう制度（災害時要配慮者支援制度）のくわしい内容
- ⑦ 災害時要配慮者を支援するための体制
- ⑧ 避難支援者とは
- ⑨ 個人情報保護について

<参考> 長岡京市防災情報お知らせメール

兵庫県明石市

市による出前講座や地域の防災訓練支援を通じ、避難支援等関係者となる地域の方に要配慮者への配慮について周知しているほか、特に防災訓練では地域との協働により、アイマスクや車椅子を使用した避難支援、リヤカーや担架を使用した搬送方法などを実際に避難支援等関係者に経験してもらおう取組を継続的に行い、習熟を図っている。

岡山県岡山市

避難支援等関係者への名簿提供時に購入した冊子を提供し、要配慮者への支援を地域等で考えてもらえるようにしている。

名簿・個別計画における記載内容に関する工夫

【取組の概要】

避難行動要支援者名簿や個別計画に、避難支援等関係者が避難支援等を助けることとなる情報を記載する取組。

【具体的な取組事例】

《静岡県牧之原市》

<取組内容>

平成20年3月に牧之原市災害時要援護者避難支援計画に様式として掲載することとした。個別計画の中では以下の内容を記載している。

- ・住居の見取り図、普段要支援者が生活する部屋や寝室
- ・避難誘導時の留意事項

普段使っている部屋や寝室を記載してもらうことで、有事の際のスムーズな避難に繋がると考えている。

<登録申請書兼登録台帳>

(表) **記載例** ④(登録 平成29年)様式2
 牧之原市災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)

① 私は、災害発生時などに地域の助けを受けたいため、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を市役所(健康福祉部・防災担当部局)及び自主防災組織、区、民生委員・児童委員に提供することに同意します。

②平成29年〇〇月〇〇日

③本人氏名 牧之原 太郎

組・班の名称は、必ず、正確に書いてください。

(代筆者氏名:)

⑤自主防 (区・町内会)	〇〇区(町内会)	⑥民生 委員	静波 花子	⑦電話 FAX	22-〇〇〇〇 22-△△△△
⑧要援護者	独居高齢、ひとり暮らし、介護認定、認知症、高齢世帯、身体障害、知的障害、精神障害、難病、その他()				
⑨住 所	牧之原市静波12345	⑩(組名または班名)	5班	⑪電話 FAX FAX FAX	22-□□□□ 22-▽▽▽▽ abc@def.ne.jp
⑫フリガナ 氏 名	マキノハラ タロウ 牧之原 太郎	(男・女)	⑬ 生年月日	明治・大正 昭和・平成 3年 1月 1日	
⑭緊急時の家族等の連絡先					
氏名	牧之原 二郎	住所	東京都新宿区〇〇	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名	静波 さくら	住所	愛知県名古屋市中区××	電話番号	×××-××××-××××
⑮家族構成等		⑯居住建物			
妻と二人の老夫婦世帯 長男、長女は、 いずれも結婚して県外居住		⑯-1 建築時期	昭和〇〇年	⑯-2 構造	木造・その他
		⑯-3 耐震診断	実施・未実施	⑯-4 家具の固定	あり・なし
		⑯-5 見取り図 (普段いる部屋、 寝室の位置等)			
⑰特記事項					
要介護4で一人では歩行が困難。人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要。					
⑱緊急通報システム <input checked="" type="checkbox"/> あり(警備会社の名称 (株)〇〇〇〇〇〇) なし					
⑲避難支援者					
氏名	□□ □□	関係人	住所	静波1234	電話番号
氏名	□□ □□	班の人	住所	静波1235	電話番号
氏名			住所		電話番号

(裏)

⑧情報伝達の流れ 救之原市役所 → 自主防災会 → 避難支援者 → 要保護者（登録者本人） （要保護者支援班）
⑨情報伝達での留意事項 聴覚障害があるため、FAXまたは直接的な伝達が必要
⑩避難時に携行する医薬品名等（☆☆☆錠）
⑪かかりつけ医療機関（○○医院）
⑫既往症（△△△症）
⑬避難誘導時の留意事項 一人での歩行が困難なため、移動には介助が必要
⑭避難先での留意事項 人工透析を受けている
⑮避難場所 ○○公民館 → △△△△小学校グラウンド
⑯備 考

【実施団体例】

秋田県羽後町

居所において緊急の避難が必要な場合、避難支援者が要支援者を早急に発見・支援するために、要支援者の居所で主な生活範囲を確認し、データ化している。

長野県信濃町

発災時の安否確認を容易にするため、寝ている場所等（同意者のみ）を台帳に記載した。

滋賀県近江八幡市

申請書兼同意書提出時に、本人又は家族等により、申請者が必要とする避難支援レベルをA・B・Cの3段階で分けてもらい、さらに支援が必要な理由で該当するものを記載して提出してもらっている。その内容を名簿提供時に留意事項として転記し、避難支援等関係者が避難支援を行う際に活用してもらっている。

また、個別支援計画の作成に関しても同様に、地域での個別支援計画作成が必要か、自分や家族等だけで避難できるかを申請時に選択してもらい、避難支援等関係者が避難支援を行うための判断材料となるように提供している。

兵庫県香美町

地域から手上げをした要援護者（申請者）について、地域がA～Cのランク分け（支援が必要な人数、状態像によるランク分け）をしている。

A ランク：寝たきりの方など自分では動けない方。目安として要介護3～5。

3～4人の支援が必要な方

B ランク：足腰に不安のある方。車椅子の方。認知症の方。1～2人の手助けが必要と考えられる方。

C ランク：移動に少し不安がある方。避難の際に声かけがあれば一人で避難出来る方。

熊本県人吉市

台帳において「かかりつけの医療機関」「治療中疾患」「使用薬・用量・服用上の注意」「避難時に必要とする支援の内容」等を記入してもらい支援をされる方が「何を持って行けばよいか」「どんな支援が必要か」「急変した場合どこへ連絡すればよいか」を記載している。

鹿児島県瀬戸内町

災害時要援護者システム登録者一人一人の緊急連絡カードを作成し、その中に避難支援時の留意事項を記入。作成後は、地区嘱託員・民生委員へ依頼し、各登録者の自宅に配布して頂く。

地図情報を利用して、支援をしやすいとする取組

【取組の概要】

避難行動要支援者と地図情報を紐づけし、避難支援等に係る経路や要支援者の居所等が一目でわかるようにして、避難支援等を実施しやすいとする取組。

【具体的な取組事例】

《愛知県碧南市》

<取組内容>

民生委員、警察等に避難行動要支援者のうち、同意した者の自宅を掲載した地図を名簿とともに配布している。同意者は名簿の記載内容のほか、自宅周辺及び自宅から避難所までの地図（避難経路は記載していない）を記載した個別表を作成し、保管している。

<取組のきっかけ・経緯>

地図を含めた個別票は、平成 27 年の避難行動要支援者台帳システム導入時より検討していた。高齢介護課及び福祉課の協議において決定し、平成 27 年度における避難行動要支援者への同意確認後に作成を開始した。個別票に掲載している地図データのデータ量が大きく、個別票をファイル出力及び印刷時に時間がかかるといった点や、地図上で隣り合った対象者の氏名を表示させる際に氏名が重なってしまうため、その調整に時間がかかるといった問題があった。

<取組の工夫・効果・今後について>

情報を A4 用紙 1 枚に必要な情報を収めるレイアウトにすること、また自宅周辺及び自宅から避難所までのエリアの地図を掲載することにより、災害時の安否確認を行いやすくしている。効果として、避難支援等関係団体の対象者の可視化へとつながった。避難支援等関係者には、どのくらい要支援者が担当地区にいることが分かりやすくなったと評価されている。

今後、地図情報が毎年古くなっていくが、更新にはコストがかかること、また地図作成時の業務量が非常に多いこと、身体・精神面でも自立している高齢者のみの世帯の方でも、同意してくださっている方が多く、避難行動要支援者数が多くなっていること、地区において避難行動個別支援計画を作成する際に、個別票をどのように活用するかということという点については課題であると認識している。

<個別票>

碧南市避難行動要支援者 個別票

平成 年 月 日作成

フリガナ	氏名	生年月日	自主防災会	民生委員
住所	住所に近い避難所			
電話 (自宅)	電話 (携帯)	緊急連絡先1	緊急連絡先2	
避難支援等を必要とする事由				
災害時における外での移動手段				
その他(身体状況・必要機材等)				

避難時に配慮する事項

あてはまるものすべてに

立つことや歩行ができない 音が聞こえない、聞き取りにくい

物が見えない(見えにくい) 言葉や文字の理解がむずかしい

危険なことを判断できない 顔を見ても知人や家族とわからない

その他

[]

同居家族 あり (人(本人含む)) ・ なし

緊急時の連絡先	氏名		
	本人との関係		
	電話 (自宅)		
	電話 (携帯)		

避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、碧南市に報告することを了承します。

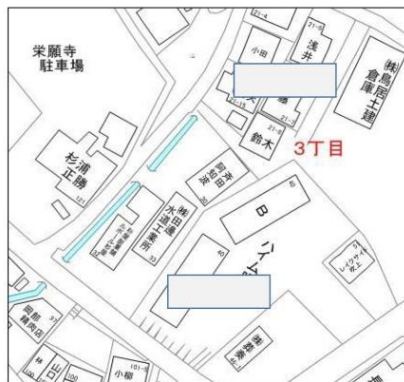
氏名 _____

(代筆) _____ (続柄) _____

3090

避難支援者情報	避難支援者1	避難支援者2	避難支援者3	避難支援者4
氏名(団体)				
住所				
電話(自宅)				
電話(携帯)				

自宅周辺地図



避難所



【実施団体例】

埼玉県長瀬町

名簿の住所表記のみでは場所を特定することが難しいことから、要支援者住所をプロットしたマップを名簿に添付した。また、マップに浸水想定区域、レッドゾーン、イエローゾーンをかけ、ハザードを分かりやすくした。

石川県能美市

個別支援計画のデータの一部を能美広域事務組合消防本部へ提供している。同本部が整備した指令センターシステムにデータを取り込むことで、該当する世帯は指令台の地図画面上に「援」の表示がされ、避難行動要支援者がいる世帯が一目で分かるようになっており、災害時の避難支援に役立てることとしている。

長野県松本市

災害時等における安否確認、避難誘導、保健福祉サービスの要否、在宅における状況把握を行うため、担当区域民生委員によって「災害時等要援護者登録台帳」を作成。「災害時等要援護者登録台帳」に基づき、各地区で「災害時等住民支え合いマップ」を作成。このマップには、支援が必要な人、援護する人、地域の人材資源等の情報を話し合いながらマップに落とししていく。この「支え合いマップ」から地域の生活課題、問題点等を提起し、その課題に対する解決策をみんなで話し合う。総合防災訓練等にマップを使った避難誘導訓練を実施し想定した要援護者を確実に避難誘導ができるか検証する。毎年1回、マップの情報を更新。

長野県麻績村

住民支え合い台帳により、避難行動要援護者の把握と支援者の把握を行い、各地区ごと災害時住民支え合いマップを地区住民が作成することで、日頃の見守りや災害時の支援を円滑に行えるよう進めている。

岐阜県可児市

庁内システム内の GIS を活用し、避難行動要支援者名簿及び松本市災害時等要援護者登録制度登録者の住所（居住地）を地図上へ落とし込んでいる。ただし、名簿管理と GIS のシステムが異なるため、作業には苦労している。

福岡県糸島市

九州大学が主体となって取り組んでいる事業で、各行政区ごとにリスクマップを順次作成している。図上訓練等を通して住民より聴取した要配慮者情報を、このマップ上に記載することで、どこに避難行動要支援者がいるかを地域全体で把握し、避難の遅れを改善させることに繋がっている。

避難支援等関係者になる団体への支援

【取組の概要】

避難支援等関係者を団体単位で確保し、それらの結成に関する支援や資器材の配布、講習の実施などの支援を行う取組。

【具体的な取組事例】

《東京都杉並区》

<取組内容>

杉並区では災害時要配慮者の支援は、区立小中学校に設置されている震災救援所運営連絡会が主体となって行うこととしている。震災救援所運営連絡会は、区職員、学校職員、地域住民、地域団体等によって構成され、年数回の連絡会会議及び、訓練を実施している。杉並区では災害時要配慮者支援対策として、「地域のたすけあいネットワーク登録者台帳」「安否確認チェックシート」「要配慮者地図」を作成して各震災救援所（避難所）に保管しており、災害時には震災救援所連絡会が安否確認等に利用できるようにしている。また震災救援所に保管しているパソコンを使用して、要配慮者の安否確認結果を区内の避難所で共有できるシステム（要配慮者支援システム）を今年度より稼働している。

<取組の詳細>

「たすけあいネットワーク登録者台帳」：避難行動要支援者名簿登載者のうち、事前の個人情報提供に同意した要配慮者の名簿（たすけあいネットワーク登録者の名簿）

「安否確認チェックシート」：たすけあいネットワーク登録者の安否確認を実施するための書式。登録者の氏名・住所、福祉情報等に加え、安否確認活動時に確認すべき項目を記載している。

「要配慮者地図」：たすけあいネットワーク登録者の居住地をプロットした地図。1/3500及び1/700の地図を作成している。

「要配慮者支援システム」：安否確認チェックシートの内容を入力することで、区内の避難所、災害対策本部で安否確認結果を共有できるシステム。操作は区職員が行う。



【実施団体例】

東京都墨田区

各町会・自治会で結成した要配慮者サポート隊が、避難行動要支援者の避難時の支援に協力することとしている。サポート隊の結成時に、支援のための資器材を交付したり、隊員の普通救命講習受講助成を実施したりして、サポート隊活動の活性化を図っている。また、未結成の町会・自治会に向けた、結成促進講演会も昨年度実施する等、結成に向けた取組も行っており、引き続き未結成町会等へ働きかけている。

愛知県尾張旭市

町内会を対象として避難行動要支援者支援事業に対して、「自主防災組織等活動補助金」を交付している。これは、上限を50,000円として、事業を進める上で必要となる消耗品費や講師謝礼を補助するものであり、支援事業を実施しようとする町内会を費用面で援助している。

京都府宇治市

災害時において、スムーズな支援が行えるよう、地域の防災訓練と併せて要援護者避難訓練の実施も推奨し、実施された町内会・自主防災組織に対して、補助金を交付する。

大阪府泉大津市

災害時、登録申請者に対して、実際に誰が避難支援等をするかが最大の課題であり、支援者になっていただく方からも「責任が持てない」という意見が多い。このような状況があることから、避難支援等関係者である自治会の「班」や「組」などを活用し、特定の支援者を決めるのではなく、その地域内で地域ぐるみによる支援体制をとってもらうことを例示として挙げている。

その他取組

【実施団体例】

山形県小国町

地震津波・風水害ともに、福祉課を中心とした横断的な組織「避難行動支援者支援班」を設置し、避難訓練の実施、災害時には避難行動要支援者情報の共有化避難誘導、安否確認、避難情報などの把握などの業務を行う。

大阪府忠岡町

要支援者が避難を終えているところについては、要支援者の自宅の玄関等、目につきやすい位置に「避難済」の案内を掲示していただくようにしている。

(5) 避難支援後の避難所における避難支援等関係者による引継ぎに関する取組

【取組指針 P 31】

マニュアル等の作成

【取組の概要】

避難後の避難所への引継ぎについて、マニュアル等で避難支援等関係者に指示している取組。

【具体的な取組事例】

《埼玉県春日部市》

＜取組内容＞

避難支援等関係者から、医療的な措置を受ける必要がある方や持病の薬を持参できなかった方など、継続的な支援を要する災害時要援護者等の情報を、災害対策本部に報告することなど、避難所運営を行うための基本的ルールを示した避難所運営基本マニュアルを作成。避難所において、災害時要援護者等にスムーズに対応ができるよう、随時災害対策本部と自治会が災害時要援護者等の情報を共有しておくことが大切だと考えている。

【実施団体例】

北海道別海町

災害時における円滑な救援活動及び連絡体制の確立を図るため、避難支援フローチャートを作成し、それに基づき引き継ぎを行ってもらう。

栃木県矢板市

マニュアルを作成し対応できる体制を整えている。

岡山県岡山市

提供した冊子の中で、「安否確認」「情報伝達」「避難誘導」とともに掲載。

避難所における避難行動要支援者についての訓練の実施

【取組の概要】

地域で行う訓練において避難行動要支援者が避難したあとの動きについても訓練を行い、発災時に備える取組。

【具体的な取組事例】

《北海道苫小牧市》

<取組内容>

町内会・自主防災組織に対し避難行動要支援者制度の説明会にて制度の概要を説明している。そのなかで個別避難支援計画等を作成し、支援者が、避難所へ同行した場合は要支援者の情報などを避難所担当者に伝え引継ぎを行うよう説明している。

<取組のきっかけ・経緯>

苫小牧市市民生活部危機管理室が、平成 28 年 9 月 30 日「避難行動要支援者制度」説明会を機に開始。当初は、全町内会・自主防災組織への周知が困難で、その上で理解を得ることが難しいといった点や、特に家庭訪問、面談しての個別計画の作成、支援者の確保などが課題であった。

<取組の工夫・効果・今後について>

町内会・自主防災組織へ理解されるまで何回も出向し、個別説明を続け、わずかではあるが、少しずつ理解されてきているが、まだまだ多くの時間がかかっている。

毎年、理解を浸透させるため様々な規模で制度概要の説明会を開催したり、町内会等の防災部・福祉部、民生委員等の実務担当者研修を行っていく必要があると感じている。市全体の連携として福祉等関係課、社会福祉協議会等の連絡会議等を開催して行きたいと考えている。

【実施団体例】

宮城県色麻町

要支援者の避難場所について協議し、統一した場所を選定した。要支援者に対して、避難時における情報手帳など持出品について説明した。避難所受付担当者によるトリアージ訓練を実施した。

長野県天龍村

防災訓練において各避難所における避難支援者の有無を確認するなどの訓練を実施。

静岡県東伊豆町

防災訓練時、町と福祉避難所の協定を締結している事業者と開所状況と受入体制等の確認を無線を使用し実施した。

事前の取り決め

【取組の概要】

避難行動要支援者を避難させた後の名簿情報の引継ぎ等を行うよう取り決めを定め、それを避難支援等関係者にあらかじめ伝えておく取組。

【実施団体例】

北海道夕張市

避難行動要支援者が避難所等へ避難した際は、避難支援等関係者から避難行動要支援者及び名簿情報を引き継ぎ、安否確認などの避難支援を行う。

北海道浦河町

特に配慮が必要な避難者については避難所以外（老人短期入所施設等）の施設に移動させるなどしている。

茨城県常陸太田市

地震津波・風水害を想定し、引き継ぎにあたっては、個別計画に掲載の情報を引き継ぐことを基本とし、個別計画に記載されていない情報の伝達については、本人の承諾を得て、避難生活に必要な情報について引き継ぐ。引き継ぎを受けた避難所等の責任者等は、その情報を適切に管理し避難者の見守り活動に活用する。

千葉県香取市

避難場所に避難後、自治会役員が中心となり、各自治会の独居高齢者等の安否を確認し、市の担当者に報告する。民生委員はいくつかの自治会をまとめて担当しているため、自治会役員と市の間をもってもらい、安否確認に協力してもらう。

岐阜県美濃加茂市

避難所にいる民生委員・児童委員が避難所責任者に情報提供を行う。

京都府八幡市

要援護者を移送した支援者は、その旨を避難所で受付にあたる職員へ口頭報告するように依頼している。

(6) 名簿の管理に関する取組

【取組指針 P 18、22】

協定書・受領書等の活用

【取組の概要】

避難支援等関係者が適切に名簿を管理するよう、地方公共団体で作成した協定書や受領書に明記し、徹底させる取組。

【具体的な取組事例】

《岩手県雫石町》

<取組内容>

避難行動要支援者に関する情報は役場総合福祉課内で管理しており、定期的に要支援者管理専用地図システムとのマッチングを行い、「お互いさま情報交換会」で得た情報等を更新している。要支援者に関する情報は、町が定める「雫石町避難行動要支援者避難行動支援プラン」に則り、年1回、雫石町社会福祉協議会、盛岡西警察署雫石駐在、盛岡西消防署雫石分署、民生委員及び地域コミュニティの代表（民生委員と地域コミュニティ代表には担当地域分のみ）に紙ベースで提供している。提供の際には、個人情報保護に留意して漏えい等の事故がないよう、提供の際には誓約書を取り交わしている等、情報の適正な管理をするよう求めている。地域コミュニティ代表からは、雫石町災害時避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書（要支援者プランで定めるもの）を受領している。年に1回、民生委員に依頼して登録した方の情報を更新する形をとり、スムーズに進んでいる。

<取組のきっかけ・経緯>

活動に際しては、平成7年の阪神・淡路大震災後、仮設住宅棟でのひとり暮らし高齢者の孤独死が問題となり、見守りと地域コミュニティづくりが始まったとのことで神戸市の各種団体活動や資料を参考とした。民生委員や地域コミュニティ担当者など高齢の方もいることから電磁的記録を全員が取り扱えるとはいえないため、紙ベースでの提供としている。

<取組の工夫・効果・今後について>

工夫している点としては、登録申請書の裏側に個別計画を登載することにより、要支援者登録と同時に緊急連絡先やかかりつけ医、常用薬等を把握できるようにしている。地域コミュニティの必須事業であるお互いさま情報交換会において、有事の際の要支援者の避難経路を話し合うことにより、地域全体で要支援者をどう支援していくかの意識付けが行われている。また、一人暮らし高齢者の連絡先の把握にも役立っている。

雫石町災害時避難行動要支援者個別計画（表）

		登録年月日			
		更新年月日			
(フリガナ)		性別	生 年 月 日		電話番号
氏 名		男・女	明・大・昭・平	年 月 日	
住 所			行政区	民生員	
世帯番号			登録要件①～⑧		
緊急連絡先	No.	氏 名	続柄	住所・行政区	電話・携帯電話
	①				
	②				
地域支援者	No.	氏 名	続柄	住所・行政区	電話・携帯電話
	①				
	②				
病院・薬	かかりつけ医			現在服用している薬（血圧等）	
【避難に際しての特記事項】					

《神奈川県大和市》

＜取組内容＞

避難支援等関係者として名簿を提供している自治会・民生委員・地区社協に対しては、名簿は個人情報という認識をもってもらうため、避難行動要支援者名簿を提供する際に提出してもらう受領書や、名簿表紙の裏面に遵守事項を明記するなどして、管理には細心の注意を払うようにしてもらっている。また、名簿更新の際に必ず古い名簿を市で回収し、個人情報の管理を厳重にしている。提供している名簿については、複写防止のため必ず改ざん防止用紙に印刷し提供するようにしている。

＜取組の工夫・効果・今後について＞

受領書は両面になっており、名簿を取り扱う際の決まりごとを記載している。内容は、遵守事項や個人情報の管理、複製の禁止などであり、反対面に受領者の署名や日付を記載する様式となっている。

古い名簿の回収については、自治会長が集まる会合などでまとめて回収しているが、一部の自治体では個別に自治会長に市役所に来ていただき、古い名簿を回収する、といった個別対応なども行っており、そうした際に自治会長の負担になるといった点が課題と考えている。

【実施団体例】

北海道森町

町内会及び自主防災組織等への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供。避難支援等関係者は、名簿を取り扱う者を限定し、名簿の提供を受けた際には、「避難行動要支援者への支援及び個人情報の管理に関する協定」を締結。避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理。

埼玉県北本市

避難行動要支援者名簿の適正な取扱いを図るため、名簿の提供に関する手続、名簿の提供を受ける避難支援等関係者の負担する義務及びその者に対する市長の権限等に関し基本的事項を定めた要綱を策定し、名簿を提供する際には、取扱いに関する協定書を交わし適正な名簿管理に努めている。

愛知県東郷町

避難行動要支援者名簿を提出する際に、適正な管理を行うことの確認と管理場所を明記させる受領書の提出を依頼している。

奈良県桜井市

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、受領書を提出し、取扱いに十分注意する。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の複製は最小限にとどめると共に、複製したときは複製記録簿に記録する。市（福祉部局）は、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行い、各避難支援等関係者に提供する。その際避難支援等関係者は、前年度に配付した名簿、複製記録簿及び複製名簿を市（福祉部局）へ返却する。

コピー偽造防止用紙の活用

【取組の概要】

名簿情報を紙媒体として避難支援等関係者に提供する際にコピー偽造防止用紙に印刷して提供する取組。

【実施団体例】

栃木県足利市

個人情報保護の観点から、民生委員に配布する際には、コピー防止用紙に印刷し、不要なコピーを防止するほか担当区域の該当者のみを配布している。

山梨県北杜市

毎年4月～5月に、各地区の区長、民生委員・児童委員を対象に説明会を開催し、名簿の管理について徹底をお願いしている。また、配布する名簿はコピー偽造予防用紙とし、コピーやFAXの対策を行っている。

愛知県岡崎市

名簿のコピーを禁止するため、名簿は改ざん防止用紙に印字し、避難支援等関係者へ配布している。

大阪府八尾市

小学校区ごとの避難支援等関係者団体の長が代表となり、同意者リストを受領する。その際、同意者リストを配布する範囲を決定し、リスト管理責任者を記載した受領書を市に提出する。避難支援等関係者に提供する同意者リストはコピーガード用紙に印刷したものとする。同意者リストの保管場所は出張所での保管も可能としている。

和歌山県和歌山市

名簿を出力する際、コピー偽造防止用紙を使用し、個人情報を守っている。避難支援等関係者が保有する名簿を更新する際に、古い名簿と差し替えることで確実に回収し、シュレッダーで処理している。

名簿情報をスタンドアローンのパソコン上で管理

【取組の概要】

地方公共団体や避難支援等関係者が管理する名簿情報に関するデータをスタンドアローンのパソコン上で管理し、不正アクセスから名簿情報が漏えいすることを防ぐ取組。

【実施団体例】

北海道厚岸町

スタンドアローン方式の端末にて管理している。災害時、持ち運び可能である。

北海道弟子屈町

電子データはスタンドアローン方式のPCのみで管理している。紙媒体データは他機関提供用として、要支援者本人の同意があった場合のみに作成する。

東京都西東京市

第三者からの不正アクセス等による情報流出防止のため、外部ネットワーク（インターネット等）から独立したシステム上で名簿の管理を行っている。庁内ネットワークには接続しており、住基との連動は可能だが、庁内ネットワーク自体が外部と分離しているため、サイバー攻撃の被害を受ける恐れはない。また、紙ベースでの管理は施錠可能なキャビネット等での保管を義務付けている。

岐阜県大野町

スタンドアローンのシステムを構築し、権限の限られた職員でのみ情報入力と管理を実施。民生委員・広報委員には、更新の都度、個人情報保護についての啓発を実施し、自宅保管には鍵のついた棚を使用する等啓発している。更新により使用済となったものは、行政に返却し、機密書類として厳重処分する。

三重県御浜町

名簿管理については、スタンドアローンのシステムで一括管理し、定期的に情報の更新を行いながら、関係課で情報共有している。

京都府綾部市

関係部署ではインターネットから切り離れたシステムで情報管理している。民生委員は非常勤公務員の立場で守秘義務がある。自治会、警察では平時の管理について、直接あるいは文書にてお願いしている。

山口県萩市

作成した名簿のデータは CD、USB メモリ等の外部持ち出し可能なメディアへの保存を禁止し、基幹系システムのクローズドネットワーク内にフォルダを作成し保存している。フォルダにはパスワード制限を行い、名簿の閲覧は防災、福祉部局のみ可能とする。

その他管理に関する取組

【具体的な取組事例】

《長野県箕輪町》

<取組内容>

- ・避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分など避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、その避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとし、個人情報が無用に共有、利用されないようにする。
- ・災害対策基本法第 49 条の 13 に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分説明する。
- ・避難行動要支援者名簿の保管は施錠可能な場所とし、複製は行わない。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定する。
- ・名簿情報の取扱い状況の報告を求める。

役場庁内では、関係課長会議で事前説明を行い、平成 26 年 3 月の地域防災会議で説明して避難行動要支援者の定義を承認し、ホームページでも公開した。(名簿については、未公表)

<取組のきっかけ・経緯>

平成 25 年 6 月 21 日災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成が盛り込まれたことから、箕輪町地域防災計画の修正に着手して該当者を定義づけ、平成 26 年 3 月に名簿を作成した。

防災担当の箕輪町役場危機管理セーフコミュニティ推進室が中心となって実施。災対法の一部改正により作成したが、必要性は以前から感じていた。取り組むに当たり、避難行動要支援者の定義づけや個人情報保護との関連性をどうするかといった問題があった。また、当時災害時支え合いマップを作成していたが、この更新にも多大な労力が必要であった。支え合いマップ登載者も原則として避難行動要支援者名簿の対象者としたことからこの整合性をどうするか、また作成当初から名簿の活用が課題となっており、平時に地区防災関係者にどのような形でおろすのかが問題となった。

【実施団体例】

埼玉県飯能市

名簿の保持者は、市個人情報保護運用審議会で諮問したのちに決定している。

愛知県豊田市

名簿管理ファイルを提供している。名簿を適正に管理できるよう、市（福祉部局）がリングファイルを購入し、避難支援等関係者全員に提供している。名簿を含め、名簿に関連する書類等はそのファイルを活用するよう周知している。

また、閲覧者台帳を提供している。市（福祉部局）は地域内において、不必要に名簿を閲覧させないよう、「誰が地域で閲覧するのか（したか）」を管理できるよう参考様式として「閲覧者台帳」を自治区に提供している。

愛知県阿久比町

関係機関に配った名簿に、番号をふって特定できるようにしている。情報を安易にもらせないようにしている。

高知県香美市

避難支援等関係者に配布した名簿の管理者名簿の保管場所の届出する。

3. 制度の周知・研修・訓練等に関する取組

(1) 制度の周知に関する取組

【取組指針 P 38】

様々な広報媒体の活用

【取組の概要】

様々な広報媒体を用いて、避難行動要支援者名簿についての周知を行い、住民に対して名簿に係る制度を知ってもらい、発災時の対応に活かす取組。

【具体的な取組事例】

《北海道比布町》

<取組内容>

避難行動要支援者名簿制度について、比布町のウェブページに掲載して周知している。また、平成 28 年 1 月に支援者を募るチラシを町内全戸に配布した。

<ホームページ>

北海道比布町

「びぶ」で暮らす町民の皆さまへの情報

くらしのガイド

びぶ

まちの概要 | 行政ガイド | 事業者向け | 各課のご案内

ホーム ▶ 各課のご案内 ▶ 総務企画課 ▶ 生活安全係 ▶ 避難行動要支援者支援制度のお知らせ

避難行動要支援者支援制度のお知らせ

いいね! 0

避難行動要支援者支援制度のお知らせ

災害はいつでもどこで起きるかわかりません。比布町は災害が少ない地域ではありますが、万が一に備えて、避難するのに支援が必要な方に対し、避難を支援していただける方（避難支援者）を探し、災害の特だけでなく、日常的な見守りも含めて助け合いをお願いする制度です。

支援が必要な方

- ・高齢者（75歳以上）のみで世帯を構成する方
- ・要介護（3～5）の認定を受けられた方
- ・身体障害者手帳（1～2級）の交付を受けられた方
- ・療育手帳（A判定）の交付を受けられた方
- ・精神障害者保健福祉手帳（1～2級）の交付を受けられた方

ご協力をお願いしたいこと

現在、災害時の避難支援が必要な方を、支援していただける方を探しております。
行政区長さん等から協力をお願いされたら、制度についてご理解をいただいた上で、ご協力をお願いいたします（避難

避難行動要支援者支援制度について

高齢者、支援が必要な方への避難支援にご協力ください

災害はいつどこで起きるか分かりません。比布町は災害が少ない地域ではありますが、万が一に備えて、避難するのに支援が必要な方に対し、避難を支援していただける方（避難支援者）を探し、災害の時だけでなく、日常的な身守りも含めて助け合いをお願いする制度です。



支援が必要な方

- ・高齢者(75歳以上)のみで世帯を構成する方
- ・要介護(3～5)の認定を受けられた方
- ・身体障害者手帳(1～2級)の交付を受けられた方
- ・療育手帳(A判定)の交付を受けられた方
- ・精神障害者保健福祉手帳(1～2級)の交付を受けられた方

ご協力をお願いしたいこと

現在、災害時の避難支援が必要な方を、支援していただける方を探しております。行政区長さん等から協力をお願いされたら、制度についてご理解をいただいたうえで、ご協力をお願いいたします(避難支援者になるにあたり、特別な審査・資格等はありません)。

《災害時にお願ひする支援》
・支援が必要な方の避難のお手伝い



《日常でお願ひする支援》
・日常生活の見守り・声かけ等



この制度は地域で安心して暮らすために、普段からの地域の助け合いをお願いするものです。

避難支援や見守りを行なえなくても、避難支援者が責任を負うことはありません。

避難支援者になっていただける方は、各行政区長、役場総務企画課生活安全係までご連絡ください。期日等はなく、随時受け付けております。

また、制度についてのお問合せは、役場総務企画課生活安全係までご連絡ください。

問合せ先 総務企画課生活安全係 担当 川上、辻(85-4801(内線 116, 125))

《愛知県西尾市》

<取組内容>

地区別に開催される民生委員協議会、全自主防災会長が集まる自主防災会長会議にて、制度の仕組み、名簿の活用方法、名簿の管理等について説明を行っている。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 18 年ごろから、避難行動要支援者に対する対策の必要性が高まり、当時の所管課であった総務課防災対策室が中心となり、制度整備などの取組みを開始した。平成 21 年 1 月に制度のパンフレットを作成、同 2 月には実施要綱を施行した。

災害対策基本法の一部改正により、災害時要援護者名簿から避難行動要支援者名簿へ移行整備を行った。また、所管課も要介護度情報及び身体障害者情報を把握している健康福祉部長寿課及び福祉課へ変更し、福祉部局と防災部局の連携を強化している。

それぞれの説明会の際には、質問や要望等も受け付けており、質問や要望については、町内会長や民生委員との連携方法（お互いに連携をとり、情報共有していただくよう、それぞれに依頼するなど）や、具体的な支援策（市内の先進事例を提示するなど）、名簿管理の難しさ（特定のファイルにまとめたり、年度末の引継ぎの依頼を行うなど）など多岐に渡る。

<取組の工夫・効果・今後について>

自主防災会長及び民生委員に、避難行動要支援者名簿を渡しているが、「青色のファイル」に「個人情報の取扱いに関する注意点」・制度説明のチラシ・一覧表（対象者が一覧で掲載されているもの）をまとめて渡し、「青色のファイル」を引き継いでいただいている。「青色のファイル」という呼び方で浸透することにより、問い合わせ対応や会長同士の引継ぎなどがスムーズになった。また、制度を毎年説明することで、「青色のファイル」つまり「避難行動要支援者名簿」に対する認知度も進み、制度に対する理解も進んだ半面、活用の難しさも浮き彫りになった。また、直接、自主防災会長や民生委員へ説明できる機会であり、質問や要望、苦情なども積極的に出ている。

《滋賀県甲賀市》

<取組内容>

パンフレットやDVDを使った説明と登録方法の周知については、平成27年度から、福祉団体から出前講座の申請があったことから開始した。市において区・自治会等の地域市民の方等を対象とした出前講座を実施しており、このメニューを活用して、防災担当課の危機管理課と、避難行動要支援者名簿の作成担当の社会福祉課が連携して、申請のあった地域に出向いて説明を行っている。

<取組のきっかけ・経緯>

当初、出前講座でのメニューにはない内容であったが、避難行動要支援者名簿の登録や自主防災活動を推進する上で重要なテーマでの要望があったことから行うようになった。当初は、説明会を開催し登録方法を説明しても、名簿登録の行動に移す人が少なかったため、出前講座の際に登録用紙を配布し登録してもらおう機会にできるようにした。

<取組の工夫・効果・今後について>

パンフレットやDVD等により、制度の仕組みと重要性を訴え、理解していただいた直後に、名簿登録の手続きを行っていただくことで、以前よりは同意をいただく方が増加した。

今後に向けては、同意確認を実施したが、回答が全体の半数ほどであり、同意確認の回答率をあげることが課題である。また、個別計画の作成に今後取り組むが、区・自治会や自主防災組織の状況が地域ごとに違うことから、効果的なものが作成できるかである。

避難行動要支援者名簿について【概要】

■避難行動要支援者名簿とは...

- 避難行動要支援者名簿とは、甲賀市地域防災計画に定める高齢者、障がい者および要介護者などの「避難行動要支援者」の避難支援等を実施するための基礎となる名簿として、災害対策基本法に基づき市が作成するものです。

◇避難行動要支援者とは...

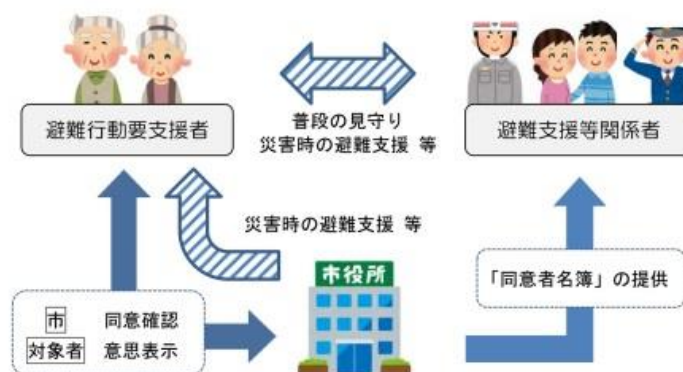
次の要件を満たされ、自宅で生活されている方

- ①高齢者（75歳以上のみの世帯）
- ②障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の所持者）
- ③要介護者（要介護3以上の要介護認定者）
- ④市の生活支援を受けている難病患者
- ⑤その他、支援を必要とされている者



- この避難行動要支援者名簿のうち、名簿に掲載された本人が、消防、警察、区・自治会長および民生委員・児童委員などの「避難支援等関係者」への名簿情報の提供を同意された情報を、市が「**避難行動要支援者同意者名簿**」（以下「**同意者名簿**」という。）として作成し、災害の発生に備えた普段からの地域での「見守り」や避難支援の実施につなげることを目的として、年1回、避難支援等関係者に提供します。

《同意者名簿のイメージ》



■同意者名簿への登録方法

同意者名簿に登録を希望される方は、「個人情報提供同意書（様式1）」および「甲賀市避難行動要支援者同意者名簿登録申請書（様式2）」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、社会福祉課または最寄りの地域市民センターへご提出ください。

同意の意思表示として、「個人情報提供同意書（様式1）」に、**必ず「同意します。」にチェック**をしてください。

※ 申請書の項目によっては、日常よく関わっておられる方とご相談いただき、記入してください。

※ ご本人の年齢や障がい等からご自身で記入できない場合は、ご家族や介護者・支援者など日常よく関わっておられる方が、ご本人に代わって記入してください。

■同意者名簿の注意事項等

- 申請書は、記入いただける範囲で記入してください。なお、「支援者・協力員」の項目は、近所の方や地域で関わりのある方と相談し記入していただくことで、災害時の支援活動に役立ちます。
- 避難支援を必要とされる方自身も「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、お住まいの家具転倒防止対策や非常用持出袋・家庭内備蓄の準備等、災害の備えを行なうとともに、周囲の方々との良い関係づくりを普段から心がけましょう。
- 災害時は、避難支援者自身が被災される場合もあります。名簿情報の提供を同意されたことで、避難行動の支援をお約束するものではありません。
- 記入された内容に変更等が生じた場合は、市へ変更の申請をしていただくほか、区・自治会長、民生委員・児童委員にお伝えください。
- 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく個人情報の守秘義務があります。個人情報は、適正に管理し避難支援に関わる目的以外には使用しません。

お問い合わせ：甲賀市役所健康福祉部社会福祉課
〒528-8502 甲賀市水口町水口5609番地
電話 65-0729 FAX 63-4085

《兵庫県三木市》

<取組内容>

- ・市ホームページでの周知
- ・新規の障がい者手帳交付者や介護認定者に対する制度説明
- ・民生委員・児童委員への制度ならびに手続方法の説明
- ・区長会への制度説明
- ・防災訓練での名簿活用PR

上記のような各種活動を行っている。実際に訪問活動に深くかかわっていただく民生委員・児童委員へは、取組開始する前から何度も取組方法や申請様式等について説明を繰り返し行った。各自治会区長へは、実際に制度開始となる前に、市の取組方法と地域での要援護者支援について説明を行った。また、訓練におけるPRについては、市の総合防災訓練において、仮想の避難行動要支援者名簿を活用した住民避難訓練を実施することにより、避難行動要支援者名簿の存在意義と重要性を認識していただく機会とした。

<取組のきっかけ・経緯>

上記について、平成26年度末頃から行っている。以前から手上げ方式での災害時要援護者登録制度を推進していたが、平成25年度の災害対策基本法改正をきっかけとして、本当に避難支援が必要な方の洗い出し、見直し作業を一からやり直す必要があると認識した。また併せて、福祉的な面からも平時の要援護者の見守り活動に生かすことができると考えた。

<取組の工夫・効果・今後について>

当初は、避難行動要支援者名簿として統一させるための既存台帳システムのカスタマイズとその運用方法、担当部署の調整、予算の捻出と確保、事務従事者の人材確保、民生委員・児童委員への制度主旨説明と協力依頼などが課題であった。

実際に訪問活動していただく民生委員・児童委員へは並々ならぬ支援と協力をいただく必要があるため、何度も説明する機会を設けた。また、事前の調査書やくらしあんしんシートの様式については、何度も協議を重ね、要援護者ができるだけ見やすい、回答しやすいような様式作成に努めた。さらに、事前調査の回答がない方に対して、再発送を2回実施した。そうしたことで、平成29年1月末時点で事前調査対象者5,411名に対し、4,861名が回答。うち災害時要援護者は、2,433名となっており、その中でも自分で避難することが困難である避難行動要支援者は1,378名ということで把握し、名簿作成することができている。また、事前調査の回答を受けて、実際に民生委員・児童委員の訪問を通して、くらしあんしんシートを作成するという段階を踏んでいるため、同時に個別支援計画が作成できる状態となっている。したがって90%以上の高い確率で個別支援計画まで作成できているということになっている。作成に協力していただいている民生委員・児童委員からは、作って終わりではなく定期的な更新作業を行ってほしいと声をいただいている。

課題としては、事前調査を実施しているが、まったく返事のない人（本当に支援が必要かどうか、支援必要なら平時からの名簿提供が可能かどうかの状態がわからない方）に対するケア、方針をどうするか、また、名簿を作っただけで終わるのではなく、それをどのように活用するのか、地域（自主防災組織）での日頃からの支援体制の構築に具体的にどのように繋げるのかといった点が挙げられる。今後は、名簿の適正な管理と定期的な更新ならびに、地域が主体となった個別支援計画づくり（地域支援者へ個別支援計画・くらしあんしんシートを浸透させる方法）を行っていきたいと考えている。

<くらしあんしんシート>

取扱い注意		災害時要援護者調査書 (くらしあんしんシート)		支援区分 A・B・C・D																	
氏名	(※のりかた) 姓 名	生年月日	年 月 日 生	性別	男・女																
住所	三木市	自治会名	(区・組)																		
電話等	(自宅) (携帯) (FAX)																				
家族構成 (本人以外)	氏 名	続柄	生年月日	同居・別居の別																	
区分	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 同居・夫婦共・日中独居・夜間独居・() <input type="checkbox"/> 虚弱・寝たきり・認知症・() <input type="checkbox"/> 身体障がい者(視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部疾患) <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> 病気療養中 <input type="checkbox"/> 妊婦 <input type="checkbox"/> 乳幼児・児童 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ()																				
病名及び症状	<input type="checkbox"/> 人工透析をしている <input type="checkbox"/> 装具等の装着 <input type="checkbox"/> ペースメーカー <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> ()																				
介護認定	有・無	要介護度	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5																	
かかりつけ医療機関	(電話)	(電話)																			
支援事業所	(電話)	クアマナジャー等																			
日常生活	<input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 自立歩行 <input type="checkbox"/> 杖歩行 <input type="checkbox"/> 手押し車 <input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 自分で食べられる <input type="checkbox"/> 介助が必要 <input type="checkbox"/> 流動食等を摂取 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 自分でできる <input type="checkbox"/> 介助が必要 <input type="checkbox"/> できない(おむつを使用) <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 通じる <input type="checkbox"/> 多少通じる <input type="checkbox"/> ほとんど通じない <input type="checkbox"/> 買物 <input type="checkbox"/> 自分で行ける <input type="checkbox"/> 付き添い等が必要 <input type="checkbox"/> 行けない <input type="checkbox"/> ゴミだし <input type="checkbox"/> 自分で出せる <input type="checkbox"/> 支援が必要 <input type="checkbox"/> 出せない <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> お金の管理(できる・できない) <input type="checkbox"/>																				
<small>※市役所・社会福祉協議会処理欄</small> <table border="1"> <tr> <th>住基コード</th> <th>自治会コード</th> <th>受付日</th> <th>控え</th> <th>入力</th> <th>チェック</th> <th>取消</th> <th>取消理由</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						住基コード	自治会コード	受付日	控え	入力	チェック	取消	取消理由								
住基コード	自治会コード	受付日	控え	入力	チェック	取消	取消理由														
緊急時連絡先	氏名	続柄	氏名	続柄																	
住所	(自宅)	(携帯)	住所	(自宅)	(携帯)																
電話	(自宅)	(携帯)	電話	(自宅)	(携帯)																
緊急連絡システム	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入 <input type="checkbox"/> 命のカプセル <input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 未設置(申し込む・申し込まない)																				
個別支援プラン	本人が依頼した支援者 (氏名) (氏名) (電話番号) (電話番号)																				
災害時支援者	自主防災組織など地域の支援者 (氏名・班・ブロック名等) (氏名・班・ブロック名等) (電話番号) (電話番号)																				
ハザード	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 浸水区域(m) <input type="checkbox"/> 土砂災害(地すべり・急傾斜・土石流)																				
住家	<input type="checkbox"/> 家屋(耐震・未耐震・耐震診断済) <input type="checkbox"/> 家具の転倒防止対策(済・未)																				
在宅場所	<input type="checkbox"/> 寝室 <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> ()																				
避難に必要な装備人員等	<input type="checkbox"/> 声掛け(大きな声) <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 手引き誘導 <input type="checkbox"/> 手押し車 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> ストレッチャー <input type="checkbox"/> 移送車両 <input type="checkbox"/> ()																				
避難先	1次避難所 <input type="checkbox"/> 2次避難所 <input type="checkbox"/> 福祉避難所等搬送先 <input type="checkbox"/> 1次避難所に行けない方 <input type="checkbox"/> 2次避難所に行けない方																				
避難ルートで注意する事項	<input type="checkbox"/> 水路 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 橋梁 <input type="checkbox"/> 溜池 <input type="checkbox"/> 崖 <input type="checkbox"/> 危険なブロック塀 <input type="checkbox"/> 倒れそうな老木 <input type="checkbox"/> 木造家屋が密集 <input type="checkbox"/> ()																				
私は、災害時や緊急時における避難支援や日頃の見守り活動を受けるために、この情報を、市の関係部署、消防署、警察、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会へ提供することに同意します。 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 署名 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 続柄 ()																					
訪問日	平成 年 月 日	訪問先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 施設・病院 <input type="checkbox"/> ()																		
訪問者	<input type="checkbox"/> 民生委員児童委員 <input type="checkbox"/> 民生協力委員 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 民生委員児童委員 <input type="checkbox"/> 民生協力委員 <input type="checkbox"/> 社協																				
特記事項																					

【実施団体例】

北海道八雲町

町内会へ赴き、要援護者避難支援対策についての出前説明会及び、図上訓練を実施。これらを同時に行うことにより、いっそう防災に対し意識づけがされるようにしている。

北海道岩内町

高齢者や障がい者障害者等の災害時における避難行動に困難がある要支援者への情報伝達体制や避難支援体制が、災害時に円滑に機能するよう日常的な見守り体制などを構築し、要支援者の安全・安心の強化、平常時平時からの地域でのつながりの強化を図るため、避難支援体制づくりが地域ぐるみで推進されるよう、それぞれが役割をもって体制づくりに取り組んでいる。

北海道比布市

H Pや防災無線で避難行動要支援者制度に関する周知を行っている。

青森県青森市

市のホームページに制度案内を掲載しているほか、健康福祉政策課、障がい者障害者支援課へ制度案内のリーフレットを設置している。

また、市内の高齢者及び要介護者については、民生委員を通じて、同リーフレットの配付を行っている。

(URL :

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kenko-fukushi/anzen-kinkyu/bousai-syoubou/saigai-hinanshien.html>)

群馬県高崎市

1 毎年、名簿制度や名簿登録を募集する旨の周知を、市広報紙及びラジオ放送を通じて行っている。

2 自主防災組織の主体となる町内会の会長が参加する会議の時や市が行う出前講座（職員を地域の集まり等に派遣し、講義を行う制度）において、名簿の取扱いや避難支援方法について説明を行っている。

埼玉県蕨市

HP に全体計画及びパンフレットを掲載した。対象者が窓口に来た際に、制度について案内し、防災に関する出前講座等の際には、パンフレット配布及び制度に関する説明を行う。

東京都杉並区

たすけあいネットワーク制度について区ホームページやチラシ等での周知に加え、民生児童委員、震災救援所運営連絡会、地域団体の会議等の場で普及啓発を行っている。

東京都青梅市

避難支援等関係者に対する制度及び平時からの名簿情報提供に係る覚書の締結に向けた説明会を実施し周知した。

また、避難支援等関係者のうち自主防災組織については、市内を11地区に分け、11地区全てに自主防災組織を結成していることから、全ての地区で制度説明及び覚書の締結に向けた説明会を実施するとともに、自治会の回覧を活用した制度説明により周知を行った。さらに、市ホームページに避難行動要支援者支援制度について掲載し、周知を図っている。

東京都日野市

- ①市内の自治会から要望があった場合、制度担当の3課（防災安全課・高齢福祉課・障害福祉課）より説明員を派遣し、制度や名簿に関する説明を行い、質問を受けている。
- ②自治会・自主防災組織を対象とした説明会を市が開催している。またPR動画の作成を進めており、完成次第公開予定。
- ③市が作成する自治会向けの情報誌「地域かわら版」に制度の概要を掲載
- ④市HPに制度の概要を掲載

富山県富山市

チラシ、ホームページ、広報とやま、ラジオ、出前講座、ツイッター等により、避難行動要支援者支援制度の市民への周知を行っている。また、町内会、自主防災組織、民生委員へ本制度のチラシ、申請書等を配布し、地域の方への登録勧奨をお願いしている。

石川県能美市

市が作成した防災パンフレットに避難行動要支援者名簿を記載し、周知している。また、同パンフレットを利用して、住民向けの説明会（出前講座）等でも制度の周知をしている。

福井県勝山市

毎年5月から6月に避難行動要支援者登録活動を実施している。

各区長を通じて、市内全世帯に新規の登録票（避難行動要支援者の要旨説明付）を配布、同時に昨年登録した個別計画書を再登録用紙とし、対象者に配布。

新規登録票、再登録票を各世帯から班長→町内会長→区長と回収し、毎年の決まった時期に登録活動を行っている。

登録されたデータをフィードバックし、名簿や個別計画としてファイリングし、区長、町内会長、班長がそのファイルを保持し、有事に備える。

岐阜県山県市

民生委員、自治会、ふれあいサロン等で構成される、まめネット協議会のメンバーが日頃の何気ない見守りにより、台帳未登録の要支援者を発見し、制度の周知・登録支援を行う。

- ・民生委員・児童委員
- ・自治会
- ・ふくしまちづくり推進員
- ・女性防火クラブ
- ・消防団
- ・老人クラブ
- ・ふれあいサロン
- ・身体障害者福祉協会
- ・その他各地区で必要な団体

以上がまめネット協議会である。

愛知県豊川市

3年に1度を目安に、制度の未登録者（対象者）に対して制度の周知を図るために案内を送付している。また要介護認定者へ介護用品の引換券を支給する際、制度対象者と重複することから、案内を同封している。

障害者手帳の受取時に、窓口にて職員から制度についての説明をする。

年間を通じて市のHPに制度に関する説明を掲載し、年に1度、市の広報に制度に関する記事を掲載する。

愛知県長久手市

障害者手帳を新たに取得された方へ市の福祉施策についてまとめた冊子「ながくて福祉ガイド（障がい編）」を配布し、様々な事業や制度を紹介している。その中に避難行動要支援者支援制度についての記載もある。

滋賀県彦根市

市の防災展などでの制度周知の展示、出前講座での制度の説明、名簿掲載者への制度の案内パンフレット、登録申請書の送付を行う。

滋賀県東近江市

年に1回、制度対象者に対してパンフレットを配布し、制度登録を促している。制度説明依頼のあった自治会についてのみ、日程調整の上、各自治会へ伺い、制度の説明を行っている。

滋賀県米原市

高齢者や障がい者障害者等の災害時における避難行動に困難がある要支援者への情報伝達体制や避難支援体制が、災害時に円滑に機能するよう日常的な見守り体制などを構築し、要支援者の安全・安心の強化、平常時平時からの地域でのつながりの強化を図るため、避難支援体制づくりが地域ぐるみで推進されるよう、それぞれが役割をもって体制づくりに取組んでいる。

和歌山県和歌山市

市のHPに掲載している。地区の防災訓練において、ブースを出し、参加した人に啓発を行い、家族や近隣の方で避難行動要支援者が居れば市へ連絡するよう啓発し、登録を促進している。

島根県吉賀町

広報よしか、お知らせ版、ホームページ、ケーブルテレビ、防災マップに掲載し、周知を行っている。

愛媛県松山市

(高齢者について)

・本市が地区民生委員に、65歳以上の高齢者で在宅で援護が必要と思われる高齢者の実態について調査し、本人の同意を得て「独居・ねたきり・認知症高齢者実態調査票」の提出を依頼している。この調査の際に、併せて、避難行動要支援者支援制度について説明し周知している。同意があった場合は、「避難行動要支援申込書兼個別プラン」を提出する。

(障害者について)

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付時に制度について説明し周知している。

(難病患者について)

・特定医療費（指定難病）受給者証交付時に制度について説明し周知している。

福岡県宗像市

市広報紙、HPでの情報掲載とあわせて、新規事業対象者（前年度案内以降対象者となった市民）対して、直接事業の紹介と登録用紙を郵送し、事業周知を図るとともに、名簿への登録推進を行っている。また、障がい者障害者の支援団体（家族会）の会議等に参加し、事業の紹介を行っている。

●避難支援体制づくりの具体策

・地域防災計画・避難行動支援計画に基き、事前に同意を得ている方の名簿を市が作成し、地域の避難支援等関係者（自治会長、自主防災組織、民生委員児童委員）に提供して、避難支援プラン（個別計画）の作成を進めている。

・防災講演会、出前講座のメニュー化、地域担当職員制度を活用して、制度の周知や避難支援プランの作成を支援している。

・地域の実情を踏まえ、要支援者やその家族とともに、支援に関する事項等を記載した避難支援プラン作成づくりを支援している。

・実効性を高めるため、防災訓練や避難訓練に要支援者もできるだけ加えた訓練の実施により、避難支援プランの検証・見直しを勧めている。

(2) 名簿を活用した研修・訓練に関する取組

【取組指針 P 38～41】

避難行動要支援者に参加してもらう訓練の実施

【取組の概要】

避難行動要支援者にも訓練に実際に参加してもらい、訓練を通して、避難行動要支援者と避難支援等関係者お互いが災害時の対応についての対応を確かめることができる取組。

【具体的な取組事例】

《東京都板橋区》

<取組内容>

住民防災組織（町会・自治会）及び民生・児童委員（状況による）が主体となって、避難行動要支援者名簿記載者（要支援者）に訓練参加を呼びかけ、発災直後を想定した安否確認訓練を実施をした。訓練の際には安否確認用バンダナ（無事ですバンダナ）も併せて活用し、要支援者本人による、安否確認の目印を掲げる訓練として位置付けている。バンダナについては、災害時については、安否確認用の目印（無事な場合に掲げる）として活用し、平時については、バンダナ配付を通じた支援者と要支援者との顔合わせや、防災訓練（安否確認訓練に限らない）への参加呼びかけを目的として配付した。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 26 年度に、避難行動要支援者名簿の配付と併せて、安否確認用バンダナ「無事ですバンダナ」を配付したことをきっかけとして、板橋区重点地区総合防災訓練（※区内 18 地区中 1 地区で実施する大規模な訓練）での訓練項目の中に安否確認訓練を盛り込み、趣旨に賛同した住民防災組織（町会・自治会にて構成）が実施した。事前には、訓練参加者宛てに、訓練参加を呼びかけるチラシを作成し配布した。



大地震が起きた時に
玄関やベランダ等の
見えやすい場所に掲げて
無事を知らせましょう

「無事です」バンダナの使い方

ご自宅の状況に合わせて、周りから見えやすい場所に掲げて
ください。また、このバンダナがない場合は、代わりにタオル
やハンカチなどを掲げて無事を知らせましょう。

【活用例1】玄関



【活用例2】ベランダ



※「無事です」の文字を無理に見せようとせず、目印として活用してください。

【お問い合わせ先】板橋区 危機管理室 地域防災支援課

☎ 03-3579-2151

このバンダナは障害者優先調達推進法対象施設で作成しました。

《神奈川県開成町》

＜取組内容＞

福祉タクシー事業者2社と災害時の要援護者の移送に関する協定を締結している。その協定を活用し、実際に名簿に掲載されている方の移送訓練を町防災訓練にて実施している。

＜取組のきっかけ・経緯＞

平成28年度、大規模災害時の要援護者対策として開始した。協定内容としては、避難行動要支援者の自宅から災害時要援護者拠点施設（町福祉会館）までの移送訓練などを行っている。事業所からも近隣市町村でも聞いたことがない先進的な取組だと評価いただけたため、比較的スムーズに進んだ。

＜取組の工夫・効果・今後について＞

自治会、避難行動要支援者からの理解を得て、受入訓練を実施した。受入には、災害時要援護者拠点施設の運営に必要な看護師・介護士等の専門職の登録制度に登録している方たちにも協力してもらい、受付表の作成の他、個別に問診を行い、避難行動要支援者ごとの個別ファイルを作成する訓練を行った。また、備蓄品を活用し、パーテーションで生活空間をつくり、ベッド、トイレなどの物品の体験や食料品の試食、福祉タクシーの活用など、参加者が実際の避難生活を模擬体験できるよう工夫した。

<訓練の様子>



【実施団体例】

北海道別海町

平成 28 年 11 月 20 日に、本町の海岸地区にて自衛隊と合同で大規模災害を想定した避難訓練を実施しており、その一環として対象地区の要支援者に対して支援者が安否確認を行い、災害対策本部へ状況報告を行う訓練を実施した。

茨城県潮来市

毎年、市防災訓練前に地区別説明会を開催（全地区）している。説明会の出席者は①自主防災組織の長（区長）②民生委員③消防団部長である。

説明会にて各地区の①避難行動要支援者名簿②一人暮らし高齢者名簿のうち災害時の安否確認に同意されている方の2つの名簿と掲載マップを提供。その際に市と名簿所持者との覚書を2部作成し、1部を訓練時に提出してもらう。

当日は自主防災組織と民生委員が名簿掲載者の安否確認を行い訓練報告書と覚書を提出。（消防団が各集会所から訓練メイン会場の災害対策本部へ持参。）この安否確認を通して避難行動要支援者名簿に該当しない一人暮らし高齢者のうち自力で避難が困難な者は、自主防災組織が支援の必要を認めた者として市へ報告。市はその対象者本人へ避難行動要支援者の名簿掲載についての同意確認を行い同意された方を避難行動要支援者名簿に掲載する。

埼玉県蕨市

総合防災演習の住民避難訓練の際に、「災害時要配慮者救出避難訓練」として、実際に名簿登録されている要支援者の方に参加いただき、自宅から避難所（会場）まで支援者の方と避難する。

東京都目黒区

区では年1回防災訓練を開催しているが、防災訓練の対象地域の要配慮者を対象とした安否確認・避難支援訓練を平成27年度から開催している。平成27年度は2名、28年度は5名の要配慮者を避難行動要支援者名簿から抽出し、区職員、民生児童委員、介護事業者職員、包括支援センター職員などで構成された安否確認チームが要配慮者のご自宅を訪問し、安否確認を行った。

岐阜県大垣市

市から市社協に災害時要援護者支援体制構築事業を委託し、個別計画及び情報伝達体制に即した避難訓練を実施した。具体的には、市内20地区の地区社会福祉推進協議会と協力し、災害時要援護者（避難行動要支援者）が実際に参加する避難訓練やDIG訓練（災害図上訓練）、HUG訓練（避難所運営訓練）を実施した。

兵庫県川西市

①大和地区での取組み

毎年実施している防災訓練を、平成 25 年 11 月 30 日に「大和地区要援護者安否確認実施訓練」として実施。自治会館に災害対策本部設置。一時避難所（10 箇所）に、防災会の責任者配置。避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿に登録している方のお宅訪問し声かけ（安否確認）を実施。結果を一時避難所の責任者に報告。責任者は避難行動要支援者すべての状況を把握し、災害対策本部に報告。本部は、大和全体の避難行動要支援者の安否確認状況を確認。

当時、避難支援等関係者（345 人） 訪問した避難行動要支援者（475 人）

②グリーンハイツ地区の取組み

平成 27 年 8 月 2 回、9 月 1 回避難行動要支援者名簿を活用した研修会の実施。

この地区では、避難支援等関係者を自治会の公募で集める。当時 496 人、避難行動要支援者は 450 人。避難支援等関係者各人が安否確認等を行う避難行動要支援者名簿を持ち研修会の実施。危機管理室より地震災害の研修会を実施、その後、避難支援等関係者がグループに分かれ、地区内の地図にハザードを書き込み、各人が担当する避難行動要支援者の避難誘導をいかに実施するか確認等の実施。

③川西小地区の取組み

この地域では自治会が 20 あり。毎年の防災訓練時に、1 自治会ごとに、避難行動要支援者宅を、自治会長、民生委員、福祉政策課職員が訪問し（予告なし）、災害に対する再認識をしていただいている。

④その他

各地域の毎年の防災訓練時に、その地域全域の避難行動要支援者宅ではないが、民生委員による避難行動要支援者宅への安否確認訓練を実施。

高知県大豊町

毎年、避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施している。訓練内容は以下のとおり。

- ・ 避難支援等関係者（安否確認、避難支援）
- ・ 要配慮者（避難準備、避難）
- ・ 防災部局（避難準備情報の発表、安否確認）
- ・ 福祉部局（福祉避難所開設、避難所受入れ）

高知県土佐市

地域が行っている避難訓練にあわせて要配慮者参加型避難訓練を実施し、個別避難支援計画に沿った避難方法や避難支援に必要な資機材等の確認を行い、災害時の課題を認識する。

避難行動要支援者に訓練参加を促す工夫

【取組の概要】

訓練において、避難行動要支援者に参加してもらうため、避難行動要支援者名簿を活用してもらうための工夫に関する取組。

【具体的な取組事例】

《福島県いわき市》

<取組内容>

市（福祉部局）は避難行動要支援者名簿に登録している方に対して、市が行う総合防災訓練への参加を呼びかけ、地震津波災害を想定し、防災訓練にあわせて要支援者の避難訓練を、地区を指定して実施し、今後、実施地区の拡大を予定している。まず、訓練前日までに、社会福祉協議会、地域包括支援センター、市（福祉部局）の職員が地区担当民生委員と一緒に要支援者宅を訪問し、訓練への参加意思の確認や避難の方法等について聞き取りを行い、訓練当日は自主防災組織や民生委員等の避難支援等関係者のほか地域住民も参加し、災害発生時の対応について、地域の住民同士による支援体制について確認するとともに、介護保険事業者と連携し、福祉避難所への移送を想定した訓練も実施した。また、これらの訓練において、市職員は、今後の要支援者の支援のあり方を確認するため、要支援者が自宅から避難所に移動する際に付き添いを行った。

【実施団体例】

新潟県新潟市

地域で開催する訓練費用の増額助成基準の中に、名簿を使用した訓練実施を位置付け、訓練での名簿の活用を促している。

災害時要援護者訓練（すべての項目を満たした場合増額助成）

- ・個別避難支援計画を策定済み若しくは、今年度策定予定である。
- ・避難準備訓練若しくは避難搬送訓練（疑似訓練を含む）を実施した。
- ・要援護者名簿を使用し、要援護者の安否確認、情報伝達を行った。

長野県茅野市

自主防災組織が実施する訓練時に、避難行動要支援者名簿を活用した支援訓練を取り入れていただくようお願いしている。市はその訓練に対し、人的、財政的支援を行っている。

兵庫県神河町

防災訓練時に、名簿登録者に対して、地域の方に防災グッズ（アルファ米など）を配ってもらっている。

山口県宇部市

土砂災害ハザードマップと高潮ハザードマップにおける要支援者宅の想定状況を伝え、訓練参加を呼び掛けた。参加が難しい方については、支援者が自宅に行って声掛けをしてよいか等の事前確認をして対応した。

研修の実施

【取組の概要】

避難行動要支援者名簿についての研修会を実施し、支援方法や名簿活用の手法について理解を深めてもらう取組。

【具体的な取組事例】

《東京都杉並区》

<取組内容>

震災救援所に「地域のたすけあいネットワーク登録者台帳」「安否確認チェックシート」「要配慮者地図」を収納している。それらの取扱い等について、震災救援所運営連絡会会議の場で研修を実施している。また、それらを用いた平時からの支援として、台帳に掲載されている要配慮者の支援方法の検討やダミーデータを用いての要配慮者安否確認訓練を実施している。

<取組のきっかけ・経緯>

上記研修については、平成 19 年度よりたすけあいネットワーク登録者台帳を震災救援所へ配布するに当たり、たすけあいネットワーク制度の概要等の説明、個人情報取扱いに関する研修を実施したことから継続して行っている。

<取組の工夫・効果・今後について>

現在では、年 2 回の集合研修（あらかじめ日程を区が設定し実施する研修）に加え、震災救援所からの要望に応じて随時研修を開催しており、震災救援所運営連絡会委員が合計して年 10 回 100 人程度が参加している。

また、たすけあいネットワーク制度の概要説明やたすけあいネットワーク登録者台帳の利用方法（見方、活用方法等）に関する説明、個人情報保護に関する研修の 3 項目について行っており、おおよそ 2 時間の研修の中で説明をしている。

【実施団体例】

東京都品川区

各防災区民組織が、避難行動要支援者の避難誘導に関するワークショップを随時実施し、区がそれを補助している。また、防災コンサルタントを防災区民組織に派遣し、支援体制構築や名簿活用の手法を指導している。

(3) 避難行動支援に係る地域づくりに関する取組

【取組指針 P 39】

避難行動支援に係る地域づくりに関する取組

【取組の概要】

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平時から地域づくりを進めておくことが重要であり、その地域づくりを進める取組。

【具体的な取組事例】

《静岡県富士市》

<取組内容>

災害・緊急支援情報キット（以下「災害支援キット」という。）は、地域に住んでいる避難行動要支援者の把握、地域での情報共有、顔の見える関係づくりを進める仕組みとして考えられたものであり、平成 24 年度から、富士市内の全町内会（区）に協力をいただいて実施している。災害支援キットは、体の状態、かかりつけの医療機関や服薬内容、緊急連絡先などを記入した災害・緊急支援情報カードを保管容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておき、救急時や災害時に、災害・緊急情報カードの情報を救急活動や被災後の生活支援に活用する。災害支援キットの申請は、町内会（区）に対して行うが、申請書類のやりとりや災害支援キットの配付を通じて、避難行動要支援者と避難支援等関係者が顔見知りになるきっかけを作っている。また、災害支援キットを申請した者の名簿（災害支援キット申請者名簿）を各町内会（区）で作成し、災害時の安否確認や避難誘導だけでなく、平時の声かけや防災訓練参加への呼びかけなどにも名簿を活用する。なお、災害支援キットを申請した者については、市が作成する避難行動要支援者名簿にも掲載される。

<取組のきっかけ・経緯>

当初は、顔の見える関係のきっかけ作りという、災害支援キットの本来の趣旨をなかなか理解して貰えなかった。現在においては、災害支援キットの申請・配付は、町内会を通じて行っているため、申請書類のやり取りを通して、避難行動要支援者と避難支援等関係者との顔見知りになるきっかけ作りになっていると考える。

<取組の工夫・効果・今後について>

広報誌への掲載のほか、障害手帳の交付時や、民生委員児童委員による在宅高齢者実態調査の際に紹介して貰う等、様々な方法で周知を行っており、平成 29 年 2 月末時点で、約 7,000 人が申請している。（避難行動要支援者名簿に掲載されている人数の約 3 分の 1）

<災害・緊急支援情報キット（災害支援キット）>



災害・緊急支援情報キットってなに？

あなたの体の状態、かかりつけ医・服薬内容・緊急連絡先などいざという時に必要な情報を容器に入れて、冷蔵庫に保管しておくものです。

個人情報、自宅の冷蔵庫に保管するので安心です。



手助けが必要な方は「災害・緊急支援情報キット」を申請しよう！

例えば…

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、日中ひとりになってしまう高齢者、寝たきりや認知症などで介護が必要な人、身体障害・知的障害・精神障害のある人、難病などの病気を抱えている人など



町内会へ申請します



町内会は防災名簿を作成



【実施団体例】

青森県三沢市

三沢市が三沢市社会福祉協議会に委託し協働で行っている地域きずな支えあい事業。

地域に住む高齢者や障害者で、特に生活支援、健康支援、災害支援などが必要な方々について、社会福祉協議会が主体となり、三沢市や町内会、民生委員、地域支援員である「ご近所サポーターや地域福祉協力員」等のボランティアなど、関係団体・個人が連携し、連絡調整を図りながら、見守りや支援体制を構築していくことを目的としている。

また、行政や関係団体の他、地域住民やボランティアが当事業に協力していただくことにより、協働のまちづくりの推進や地域のきずなを深めることも目的としている。

事業の流れは以下の通り。

- ①町内会ごとに事業の説明会を開催。
- ②社協が中心となり、町内会、民生委員、在宅介護支援センター等により、支援対象者について、地区ごとに実態調査を実施。
- ③同意いただいた支援対象者の情報を市社協において一覧表、台帳に集約。
- ④実態調査のデータを基に、調査結果を町内会・民生委員・各担当地区の在宅介護支援センター等の調査報告の会議を開催。支援対象者の意向を参考に「ご近所サポーター」を選任し、地域支援マップに記載。
- ⑤「ご近所サポーター」に選任された方々には「てびき」を配布して、支援対象者に何か問題が発生した時に、「てびき」に記載の上、社協に連絡いただくよう周知。支援対象者にはご近所サポーター名や緊急時連絡票、地域支援マップを送付。
- ⑥町内会、民生委員、在宅介護支援センターの方に支援対象者の名簿を配布し、災害時や緊急時に活用するよう周知。

宮城県多賀城市

地域が支援活動に取り組む際の参考として、「いろはで進める！ご近所支援参考集」を作成し、出前講座等で地域に情報発信をしている。また、各地域で実際に行われている事業を「多賀城市内の事例集」としてまとめ、他地域での活動に活用を図っている。

群馬県高崎市

提供された避難行動要支援者名簿に加え、自主防災組織独自で支援が必要な人を決め、本人の同意を得た上で名簿に登載し、自宅の場所を標記した地図を作成し、地域公民館へ掲示。名簿及び地図を情報共有し、担当する要支援者を決め、避難訓練など活動を行っている。

「福祉協力員」（本人の同意を得て、町内会長が選任し、支援を担当する高齢者等を決める）という制度を取り入れている。福祉協力員は決められた対象者に対して、平時から声掛け、見守りを実施し、災害時には安否確認や避難に関する情報の伝達、必要に応じて避難誘導や支援を行う。

愛知県知立市

毎年、一回町内会・民生委員・児童委員に避難行動要支援者のご自宅訪問（以下、「ご自宅訪問」という。）を実施するように依頼している。

「支援されるもの」と「支援をするもの」の顔の見える関係を作ることが趣旨である。

本年は、避難行動要支援者調査票（以下「調査票」という。）を作成。町内会、民生委員、児童委員、がご自宅訪問を実施する際に、調査票を持って調査をするように依頼。調査結果は、個別計画の策定等に利用する予定。

三重県木曽岬町

避難行動支援を行おうとする自治会にあっては、「木曽岬町地域まちづくり推進事業交付金」を受け取ることが出来る。ただし、年 12 回以上の声掛けが必要になる。

大阪府摂津市

自治会内で洪水時に避難の支援が必要な「おねがい会員」と避難の支援に協力できる「まかせて会員」を登録してもらい、日ごろの付き合いの中で避難の支援ができる仕組みづくり。

兵庫県西宮市

日頃より顔の見える関係を作っておくことが一番の地域防災力につながると考えている。避難支援団体へは個別避難支援計画を作成するにあたって当たって、登録者（同意者）に対して必ず一度は面談をお願いしており、それを通じて防災訓練の実施や見守り活動等で顔の見える関係づくりをお願いしている。

島根県松江市

要配慮者（避難行動要支援者）を、災害時のみならず平時から地域で支えていく体制を築くため、自治会単位を目安として、避難支援等関係者で組織する「要配慮者支援組織」の結成と活動内容の充実の取組を行っている。

福岡県朝倉市

市の防災部局と福祉部局（高齢者福祉担当）が協同で、地域の自主防災組織向けに研修を行うもの。災害時の避難支援はもちろんのこと、日頃からの孤独死・孤立死ゼロを目指した見守り、これらを“向こう三軒両隣”の考え方を基本として、地域の方々に担っていただくべく地域の体制づくりを目指している。

参加者として、地域の役員はもちろんのこと、できるだけ多くの住民の方に参加をもらい、地域全体での意識の醸成を図っている。

福岡県那珂川町

要支援者の該当年齢到達の高齢者においては、民生委員が個別訪問を行い、避難行動要支援者名簿への登録を促している。

4. 外部との連携・協力に関する取組

近隣市区町村同士での連携

【具体的な取組事例】

《埼玉県春日部市》

＜取組内容＞

近隣市町村と災害時における避難場所相互利用に関する協定を締結し、避難者の受入体制を構築している。

例えば、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町とは平成 24 年 10 月 1 日から、「災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定」を結んでおり、食料・飲料水や救出・医療・車両、医療職・技術職の派遣、避難場所の相互利用などの連携、越谷市とは平成 18 年 1 月から、「災害時における避難場所相互利用に関する協定」を結んでおり、避難場所の相互利用を連携することとしている。

また、埼玉県のみならず、都道府県を跨いだ連携をしており、平成 17 年からは、藤岡市（群馬県）、富岡市（群馬県）、羽生市、富士見市、藤沢市（神奈川県）、藤枝市（静岡県）、江南市（愛知県）、津島市（愛知県）と「大規模災害時の相互応援に関する協定」を結んでおり、車両・機械・用具などの提供、食料・飲料水の提供、被災者の救出・医療、施設の応急復旧に必要な資機材の提供、医療職・技術職などの派遣といった連携をすることで、大規模災害に対応ができるよう仕組みを整えている。

障害者団体以外の団体との連携・協力に関する取組

【実施団体例】

《新潟県柏崎市》

＜取組内容＞

災害発生時、必要に応じて福祉事業所に対し、避難行動要支援者の安否確認情報の提供を求めるとともに、避難所の確保についても障害のある方や高齢者で一般避難所での滞在が困難な場合に、行政からの要請に基づき、福祉サービス事業所から可能な範囲で一時避難所としての受け入れを行っている。（安否確認の情報提供に関する協定及び避難の受け入れに関する協定）

＜取組のきっかけ・経緯＞

避難行動要支援者と認められる高齢者や障害者などは、日常的に介護サービス事業者と関わりが深いため、サービス事業者などとの協定に基づき、事業者ごとに施設利用者の安否確認や施設での受け入れの支援をあらかじめ決めておくことにより、施設の利用者の安否確認と併せて、施設を利用するための協定が有効であるという考え方に立った。緊急避難的な避難者の受け入れや安否確認の実施について、災害時の支援を円滑に進めるために、民間の福祉サービス事業者（施設）と協定を結ぶに至った経緯がある。また、平成16年10月に発生した中越地震（中越大震災）の際に、避難行動要支援者に対する安否確認の連絡が、市をはじめ、ケアマネ事業所、地域包括支援センター、通所施設などの介護サービス事業者の関係者から重複して報告がされるなど、避難行動要支援者本人にも負担になったことを教訓として取組んだ経過もある。

＜取組の工夫・効果・今後について＞

避難受け入れに関する協定書についての条項の解釈の基準を明確にすることが必要である。第1条の「避難を余儀なくされた場合」は、「住居喪失、倒壊などにより居住できない、介護者が死亡もしくは負傷などにより自宅で介護できないなどの理由」、第3条第2項の「可能な限り受諾」は、入所基準該当者について定員を超えて受入れることやショートステイ利用該当者についても同様」のほか、ほかの条文に対しても同様に留意することとしている。また、災害時には、地域において避難行動要支援者に対して可能な限り支援（安否確認と避難誘導などの協力協定）してもらうことを期待するが、避難所への避難にあたって、寝たきりの人は搬送が難しい、車椅子が欲しい、避難所よりも福祉施設への緊急避難が適当などの声が住民からも多く聞かれ、行政としての事前の準備も含めた支援も必要とされる。今後としては、避難準備・高齢者等避難開始を発令した後に避難し、どのタイミングでどこの施設に誘導し、受け入れするかの判断が難しいことや、一時的な受け入れを想定した場合、入所者や通所者（通常利用者の支援と緊急入所の対応が多発的に発生）とのすみわけをどのように扱うのか、長期にわたる場合の解除時期の判断、空振りで終わった

時のその後など、協定を締結する事業所とよりきめ細かな対応について取り決めておかなければならないと考える。

《三重県伊勢市》

<取組内容>

三重県聴覚障害者支援センターと協定を締結し、聴覚障害者のうち同意を得た人の名簿を提供するとともに、災害時の避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行っている。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 25 年 4 月 12 日に協定締結し、平成 26 年 4 月 1 日に協定内容の変更により再締結した。三重県聴覚障害者支援センターが各市町に災害時における聴覚障害者の名簿の提供を希望していたことから、協議の場を持った。当初、当市とセンターが考える名簿の提供方法にズレがあったが、何度か協議し、当市の考える提供方法にセンターも合意したため、その後はスムーズに手続きは進んだ。

また、当市の災害時要援護者登録台帳（避難行動要支援者のうち、平時から自治会や民生委員等へ情報提供に同意した人の台帳）作成に係る同意を既に希望者から徴取していたため、センターへの台帳の提出に伴う同意の取り直しが生じ、全員から同意書の取り直しを郵送等にて行った。同意書の取り直しの際に、センターへの入会申込書も同封し、日々の生活にも関わられるような体制も目指した。

<取組の工夫・効果・今後について>

取組においては、災害時要援護者登録台帳を平時から提供できるようにした。また、聴覚障害者のための必要な備品（補聴器の電池等）の確保については、センターで調達してもらうよう調整した。この協定を機に、南勢地域の市町が同じような協力ができるよう三重県の「南勢志摩地域活性化局 地域活性防災室（平成 26 年度当時）」の設置に変わり、南勢地域の市町がセンターと協定を締結することとなった。

障害者団体以外の団体との連携・協力に関する取組

【具体的な取組事例】

《長野県松本市》

<取組内容>

平成 21 年度より、独自で「松本市災害時等要援護者登録制度」に取り組んでおり、登録者の情報は平常時より、登録者のお住まいの町会の町会長・民生委員・本人が指定した地域支援者及び松本市社会福祉協議会に提供している。当制度は、在宅で生活に不安等がある方ならどなたでも登録可能となっている。また、登録者については、避難行動要支援者名簿に自動的に掲載している。

<取組の工夫・効果・今後について>

例えば、在宅酸素の提供を受けている患者は、酸素供給している一部の事業者が情報提供についての同意（松本市災害時等要援護者登録制度への登録）をしている。

また、事業者が地域支援者の 1 人になることで、情報を共有し、日頃から関係づくりを進めることで安心づくりに繋がっていると考えている。

5. 災害時における取組

(1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

【取組指針 P 25～26】

協定書・受領書等の活用

【取組の概要】

様々な情報発信媒体を用いて、災害情報の発信を行う取組。

【具体的な取組事例】

《東京都品川区》

<取組内容>

以下の手段により、避難支援等関係者に対して発災情報の提供を行う。

①音声による情報発信

- ア) 防災行政無線固定系
- イ) 防災行政無線固定系の商店街接続
- ウ) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- エ) 緊急地震速報
- オ) インターFM (ラジオ放送)
- カ) 防災ラジオ
- キ) 防災タブレット
- ク) 広報車

②文字による情報発信

- ア) 臨時広報誌
- イ) 区ホームページ
- ウ) Twitter
- エ) CATV 品川 (L字・文字スーパー)
- オ) メールマガジン
- カ) 防災タブレット
- キ) 緊急速報エリアメール

③その他の手段による伝達

- ア) ケーブルテレビ品川 (テレビ放送)
- イ) 報道機関への発表

視覚障害者の方、聴覚障害者の方それぞれに対して情報を伝達するため、音声と文字を分けている。

防災タブレットとは、携帯型電子タブレットで、区内の防災区民組織 (町会・自治会を

母体とした自主防災組織)の本部長・避難所・警察署・消防署等との連絡手段を補完する情報伝達ツールの一つであり、以下の4つの機能がある。

- ①緊急伝言板…防災情報配信システムから配信された文字情報を受信し、表示する。
- ②防災テレビ電話…端末に登録されている連絡先を選択すると、テレビ電話で通話ができる。
- ③品川区HPの表示
- ④品川区気象情報の表示

<防災タブレット>



《石川県中能登町》

<取組内容>

<中能登町災害時要配慮者支援プランより>

情報伝達体制の整備

(1) 要配慮者への情報伝達

町は、ファクシミリのほか、電子メール、防災無線、音声告知端末、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要配慮者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達体制の整備を推進する。

また、発令された避難準備情報等が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(情報伝達手段)

ア. ファクシミリ

イ. 電子メール

ウ. 防災無線

エ. 音声告知端末

オ. C A T V等の放送事業者への情報提供

カ. 広報車・消防団等による広報

(2) 自主防災組織等への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、自主防災組織等へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

町は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要配慮者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要配慮者支援体制の確保に努める。

【実施団体例】

北海道紋別市

紋別市避難行動要支援者避難支援プランにおいて「市は、電話・ファクシミリ、メール、SNS、広報車等による広報、Lアラート等様々な手段を確保し、避難行動要支援者及び避難支援者へ避難情報や防災情報を提供します。また、発令された避難情報が確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問など双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。また、携帯電話を保有する避難行動要支援者及び避難支援等関係者等に、市の登録制メール(メール@もんべつ)に登録し、必要な情報を入手することを啓発します。」と定めている。

茨城県水戸市

本市においては、大震災以降、情報伝達の強化に取り組んでおり、地元ラジオ局への緊急割り込み放送をはじめ、防災メールの登録促進、ツイッターやフェイスブック等のSNSの活用など、多様な手法を効果的に組み合わせた情報発信を行っている。

そのような中、避難支援等関係者への情報発信についても充実を図っており、本市において、特に災害リスクの高い津波・洪水対策として、防災行政無線の再整備に着手したほか、支援活動の拠点となる全ての市民センターへ、災害時にも確実につながる無線機を配備しているところである。また、夜間等においても、迅速に対応が図れるよう、災害時に直接市民センターへ市職員が向かう仕組みを構築しており、当該職員と自主防災組織が顔合わせの上で連絡網を策定していることから、支援等関係者への連絡にも活用していく予定である。

さらには、今後、自動起動型の防災ラジオの導入を計画しており、支援者等に無償で配布することにより、さらなる情報伝達の円滑化を図ることができると考えている。

山梨県北杜市

北杜市防災行政無線、北杜ほっとメール、防災ツイッター、防災ラジオにより、発災情報提供を行う。

長野県飯綱町

「緊急通報装置」を設置している高齢者世帯から通報や異常を感知した際に、コールセンターから支援関係者宅へ連絡される仕組みとなっている。

滋賀県甲賀市

区自治会役員や民生委員児童委員には、予めあらかじめ登録いただいたメールアドレスに避難情報を発令する前段階で準備にかかるメールを送信している。

防災ラジオの配布

【取組の概要】

緊急情報を放送する防災ラジオを配布し、それによる情報伝達を行う取組。

【具体的な取組事例】

《北海道岩見沢市》

<取組内容>

災害時の緊急情報等を発信した際に、自動的に起動して情報を発信することができる緊急告知 FM ラジオを、町会、民生委員等の避難支援等関係者、避難行動要支援者へ無償貸与している。FM ラジオについては、緊急情報を迅速に提供するために導入しており、FM はまなす（76.1MHz）からラジオ放送により災害情報を提供している。

無償貸与については、数年前から実施をしており、3,300 台ほど貸与している状況である。対象となる避難行動要支援者に対して、事前に郵送で FM ラジオ貸与の旨をご連絡し、不要な方については返送する形で連絡をもらうようにしている。

また、個人は 2,000 円、事業所は 4,000 円として希望する方への販売を平成 26 年度から実施しており、現在の販売台数は 1,200 台ほどとなっている。

【実施団体例】

福島県いわき市

緊急時に災害情報を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、防災行政無線の緊急 FM 放送を自動的に起動して受信する防災ラジオを、自主防災組織及び民生委員等の避難支援等関係者を対象として貸与している。

福島県矢吹町

消防団、民生委員、行政区長等へ防災ラジオを提供し、防災情報の確実な伝達を図っている。

栃木県栃木市

災害や気象情報及び避難に関する情報を迅速、的確に市民等に伝達するため、防災ラジオ（緊急告知ラジオ）を導入した。また、防災ラジオを市内の全自治会、障害者支援施設、介護保険サービス事業所、病院、視覚に障がいのある方に配布（無償貸与）した。

愛知県南知多町

名簿に登録されている方に、防災ラジオ（防災無線付きラジオ）を無償で配布。
一般に購入する場合の価格は 12,000 円。

兵庫県伊丹市

避難行動要支援者支援制度の個別計画として位置づけている災害時要援護者避難支援制度において、支援協力員（自治会長、民生委員）である避難支援等関係者および要援護者に対して、発災情報を迅速に提供できるよう、緊急告知 FM ラジオを無償で貸与している。また、要援護者施設においても同様の対応を実施している。

岡山県岡山市

緊急情報を迅速に提供するため、自動的に立ち上がる「緊急告知ラジオ」を、地域の避難支援等関係者の提供している。

大分県中津市

自治委員や民生委員に防災ラジオを配布しており、気象の特別警報が発表された時、震度 5 以上の地震が発生した時、津波注意報・警報が発表された時などの災害が発生した場合や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した時や避難所を開設した時など災害時に情報提供を行う場合に防災ラジオからそれらの情報が自動的に流れる。

戸別受信機の配備

【取組の概要】

戸別受信機を貸与するなどして、確実な情報伝達を行う取組。

【実施団体例】

秋田県三種町

全戸設置されている防災行政無線個別受信機を利用し注意喚起を行うとともに、必要に応じた放送を行っている。

栃木県さくら市

防災行政無線の子局からの音達区域（おおよそ 500m）外にお住まいの住民に対して屋内でも同内容が聞こえる「戸別受信機」の無償貸与制度を開始した。（要支援者も含む）また、要支援者に該当する方がいる世帯については、音達区域内でも貸し出しを行っている。

東京都千代田区

区内の各町会長宅に防災行政無線個別受信機を設備し、発災情報を提供している。

長野県茅野市

降雨時でも同報系防災行政無線の放送内容が聞こえるよう、戸別受信機の普及を進めている。また、市と自主防災組織との間のホットラインとして、全ての自主防災組織に移動系防災行政無線を配備している。

京都府京丹後市

防災行政無線・個別受信機を設置している。

兵庫県川西市

各地域では、その地域内の避難行動要支援者名簿全体を管理していただく団体、安否確認等を実施していただく（支援を要する避難行動要支援対象者のみの名簿提供）避難支援等関係者に情報提供している。

例えば、避難準備情報が発令される可能性があるときに、情報管理団体の代表者（その地区の民生委員児童委員代表者、福祉委員会委員長等）、実際に安否確認をしていただく自治会長等に電話連絡する。

これらの方には、防災行政無線の戸別受信機の設置もしていただいている（すべての方ではない）。

広島県廿日市市

避難支援等関係者のうち、町内会長や区長、民生委員には防災行政無線の個別受信機を貸与し、避難勧告等の情報をリアルタイムに受けられる体制づくりを行っている。また、平成 28 年度には「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を全戸配布し、住民自らが迅速かつ適切な避難行動が取れるように取り組んでいる。

連絡網を活用した取組

【取組の概要】

連絡網を作成し、その連絡網に沿って情報伝達を行う取組み。

【実施団体例】

栃木県下野市

地区ごとに民生委員の連絡網を作成し情報伝達を行う。

滋賀県吉身町

災害に関する情報（避難勧告等）を防災行政無線等のほか、支援関係者である区長に対して連絡網を通じ電話連絡を行う。

大分県豊後高田市

災害時に誰が避難を呼びかけるかをあらかじめ決めておき、連絡網により避難情報の伝達や避難完了を確認する。

(2) 避難支援に関する取組

【取組指針 P 27～28】

特殊な事情をもった避難行動要支援者への対応

【取組の概要】

重度心身障害者、人工呼吸器や温度調整が必要な方といった特殊な事情をもった避難行動要支援者への対応に関する取組。

【具体的な取組事例】

《東京都目黒区》

<取組内容>

在宅人工呼吸器使用者の、災害時の停電に対応する「災害時個別支援計画」を策定し、行政、医療機関、訪問看護ステーション、人工呼吸器取扱事業者等の関係機関の協力による支援体制確立を図っている。

訪問看護ステーションに計画書を作成してもらう。訪問看護ステーションへの委託が困難な者は、身体障害者相談係保健師が作成する。

○計画の内容

- ・ 本人の居住地付近の想定される被害状況
- ・ 移動方法（避難時の支援方法）
- ・ 要支援者登録状況
- ・ 連絡先リスト
- ・ 避難時の準備物
- ・ 停電延長時の電源確保
- ・ 医療情報連絡票（医療情報、医療処置情報、バッテリー準備情報）
- ・ 避難計画（安否確認と連絡の流れ）

○全件数 13名登録 内保健師作成 1名

○東京都の包括補助利用

○29年度 自家発電機の予算要求

<取組のきっかけ・経緯>

平成24年の時点で、どの部署が実施主体になるか、障害福祉所管か保健所管か議論があったが、障害福祉課が担当となった。障害福祉課としては、地域保健医療の事業として保健所が担当として相応しいのではないかと考えていた。東日本大震災の際の計画停電により、人工呼吸器使用者が電源の確保ができず苦労した地域があったことがきっかけである。

当初は、人工呼吸器使用者が利用している訪問看護ステーションが区内のステーション

でないケースが多かったため、区内のステーションの連絡会に参加して本事業の説明をしても対象の事業所が非常に少なかった。また、訪問看護ステーションの業務が忙しすぎて計画作成に取り組む時間を確保できず、なかなか作成がスタートしなかったが、第3ブロック（世田谷区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区）の身体障害者福祉司会で、実施方法について情報交換し、参考にして開始をした。「区の保健師が実施する区」と「訪問看護ステーションに委託する区」とのメリット、デメリットについて一定の理解を得られたことも大きい。障害福祉課身体障害者相談係が担当して、訪問看護ステーションに作成を依頼するという一方で、訪問看護ステーションを利用していない者は、身体障害者相談係の保健師が作成することを前提に事業は始まった。

<取組の工夫・効果・今後について>

力を入れた点としては、バッテリーの持続時間の確認という点であり、持ち運べる外部バッテリーはあるのかの確認など具体的に停電が長期化したときにどのように動けるかといった計画内容を、計画をもらったときに特に重点的に確認している。

家族による物品の確認を行う機会となることや、避難所の位置確認や災害時のシミュレーションなど状況を定期的に確認する機会につながることで、また計画をもとに、連絡先や災害時の確認すべきことを関係者にも統一して伝えることできるなど様々なメリットが出てきている。

課題としては、計画が活かされるような震災対策の整備を考えなければならないといった点や、発電器の設置について、管理方法や場所の検討をしなければいけないといった点である。

《宮崎県都農町》

<取組内容>

歩行困難者等の津波避難を迅速に実施するため、車両等による避難を計画している。そのため、避難困難者毎に支援車両を指定するとともに、担架・折りたたみリヤカーを配置して避難態勢をとっている。しかしながら、対象の地域は、人家が密集した漁村で非常に通路が狭かったため、これを車両等による避難と、徒歩による避難が並行して可能なように7～8mに拡幅し、周回道路（既存の集落を囲んでいた道路の道幅を広くした道路）とした。

実際の担架、折りたたみリヤカーの効果はまだ把握できていないが、防災訓練を年に2回実施しているなかで町民への啓発にはなっていると思う。

【実施団体例】

北海道美瑛町

重度心身障害者、人工呼吸器や温度調整が必要な方への対応方法については、町立病院との連携により対処することとしている。

北海道足寄町

車椅子等歩行困難なことが予め判明している方や、単独での避難が困難な高齢者等については、避難誘導する際に公用車で福祉避難所までお連れした。

茨城県美浦村

重度心身障がい者障害者への対応として、保健所からの情報提供を受けた方の自宅を訪問して安否確認を行い、必要なサービス（訪看、事業所、医療）につなぐ。

人工呼吸器や温度調節が必要な方への対応として、発電機を用意、協定を結んでいる施設へ優先的に避難してもらう。

東京都練馬区

区民防災組織（自主防災組織）への階段用避難車を無償貸与し、定期的な取扱訓練を推奨している。

東京都日野市

人工呼吸器を利用している方に対し、保健所が中心となり個別支援計画を作成し、ケースワーカーの訪問等により対象者の状態を確認、随時個別計画の見直しを行っている。

マニュアル等の作成

【取組の概要】

避難支援に当たってのマニュアル等を作成し、避難支援を実施しやすくする取組。

【具体的な取組事例】

《千葉県流山市》

<取組内容>

名簿の提供を契機として、避難誘導方法、マンション等高層階における避難方法など各自治会が取組を進めている。訓練の際には、防災部局の出前講座等を活用したり、消防部局の指導を参考にしている。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 27 年度から地域支え合い活動として、避難行動要支援者名簿を自治会等と共有することとした。

<取組の工夫・効果・今後について>

地域支え合い活動としての避難行動要支援者名簿の整備及び提供は、流山市健康福祉部社会福祉課であり、各マンション自治会における活動は、自治会が自主的に取組を始めている。各マンション自治会において、高齢化が進んでいる状況があり、東日本大震災における計画停電によりエレベーターの使用不能時の対応が課題となった。また、マンションによっては、自治会活動が盛んでない場合もあり、居住する人がそもそも把握できていないなどの課題があった。自力で避難できない高齢者のみ世帯、独居高齢者の避難支援については、エレベーター稼働時には誘導で済むが、エレベーター停止時には、担架の活用やおんぶ等の負荷が発生し、住民全体も高齢化している場合には、公的機関の手を借りないと迅速な避難はできないと考えている。

そのため、避難訓練への主体的な参加や安否確認用のマグネットシールの活用などの取組を行っている。また階別の見回りボランティアなど、日常からの見守り活動が展開されていることがポイントであるため、普段からの関係性づくりが重要との声が挙げられる。

<マグネットシールの活用>



【実施団体例】

北海道比布町

避難支援者に避難支援マニュアルを配布し、避難誘導と安否確認の方法や、高齢者、障害者に対する避難支援方法について記載している。

北海道別海町

災害時における円滑な救援活動及び連絡体制の確立を図るため、避難支援フローチャートを作成し、避難支援等関係者へ説明を行った。

また、重度の身体障害者など、避難の際に特別な支援が必要な方は、個別計画の特記事項欄に身体の状況や持ち出しが必要なものを記載し、支援者に把握と対応を依頼している。

地区支援班向けのマニュアルに、以下の区分ごとの対応方法について記載している。（主に障害者について記載）

- ①要援護者全般
- ②肢体不自由
- ③視覚障害者
- ④聴覚障害者
- ⑤知的障害者

平成 24 年度から、東京都多摩小平保健所からの要請により、在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を作成するケア会議に立会い、その提供を受けている。

愛媛県松山市

難病患者に対しては、愛媛県が作成している「愛媛県在宅難病患者災害支援の手引き」を活用し、緊急度が高い又は必要と判断される者に、「防災カード」を作成。本人（原本）と関係者（写し）が相互に保管し、発災時に有効な対応や支援ができるようにする。

障害者等の要配慮者が支援を受けやすくするための「ヘルプカード」を県内統一の様式で作成。カードを見れば必要な支援や配慮が分かるようになっており、市内各支所や福祉関係機関への設置や窓口での配布を行い、普及・啓発を行っている。

愛媛県松前町

「災害時に配慮を要する事項」を支援計画に記載している。

聞き取り・講習・訓練での避難支援方法の確認

【取組の概要】

避難支援の方法を、機会をみて確認することでより実情に沿った避難支援をいつでも実施できるようにする取組。

【具体的な取組事例】

《宮城県色麻町》

<取組内容>

- ・ 定期的な応急救護講習会の実施
- ・ 効率的な避難方法について講習会の開催
- ・ 農業用機器の活用による救助活動要領講習会
平成 27 年 8 月から防災指導員が実施している。

<取組のきっかけ・経緯>

きっかけとしては、東日本大震災復興基金活用による企画であり、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間各自主防災組織に交付金を交付することとしている。

<取組の工夫・効果・今後について>

本町は、農業が主要産業で大型農機を保持する住民が多いため、防災指導員がその機械を使った倒壊家屋や土砂の除去の方法を防災講習会で指導している。当初は、参加者は少なかったが防災指導員が自主防災組織の会長と連絡をとり、自ら地区に出向いて指導をした。

活動がある程度継続して実施されるよう各自主防災組織に対して、5 年間交付金を交付（一律 70,000 円＋世帯割）している。

【実施団体例】

東京都杉並区

たすけあいネットワーク登録者について民生児童委員等が年1度を目安に訪問し、個別計画の作成、更新を行っている。

個別計画作成時は、氏名、住所、同居家族等の基本的な情報に加え、災害時の情報伝達方法、避難方法、必要とする支援等についても聞き取りを行っている。

京都府綾部市

市の防災訓練に併せて各自治会での訓練実施を依頼する際に、要支援者支援訓練の実施を依頼している。平成28年度に実施した総合防災訓練では自治会への車いすの貸し出しや、福祉避難所開設の協定を締結した事業者が要支援者の移送訓練を行った。

(3) 安否確認に関する取組

【取組指針 P 30～31】

安否確認の方法

【取組の概要】

安否確認の方法についてあらかじめ方法を定めた上で、工夫している取組。

【具体的な取組事例】

《北海道池田町》

<取組内容>

災害時の安否確認として、民生委員、障害者団体、福祉関係団体、自主防災組織等のネットワークを活用している。

また、上記関係機関による安否確認、安否情報の集約、災害時要援護者に係る問い合わせ等を統括して対応するため安否情報窓口を設置している。

《愛知県名古屋市》

<取組内容>

要配慮者の安否情報の提供について障害者団体や介護サービス事業者団体と協定を締結済みである。例えば、介護サービス事業者団体との連携については、大規模災害が発生したとき、介護サービス事業者が確認した安否情報を市に提供してもらうことにより、在宅で介護サービスを利用している方々の安否確認を、事業者との協働で円滑かつ迅速に実施することを目的として、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会と協定を締結している。協定の内容としては、市内で震度5強以上の地震が発生した場合又は避難勧告が発令された災害が発生した場合には、各事業者が居宅サービス利用者の安否を可能な限り確認し、その情報を市へ報告するよう協力するというものである。

<取組のきっかけ・経緯>

この協定については、平成7年の阪神淡路大震災や平成12年の東海豪雨において災害時要援護者対策の重要性が改めて認識されたことを発端としている。

<災害時安否確認の情報提供に関する協定書>

計画参考 39-2 災害時安否確認の情報提供に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、名古屋市内で災害が発生した場合における名古屋市内の〔居宅〕サービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う名古屋市内の〔居宅〕サービス利用者の安否確認を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、前条に定める災害のうち、名古屋市内で震度5以上の地震が発生した場合または避難勧告が発令された災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、名古屋市内の〔居宅〕サービス利用者の安否について可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

2 報告の内容は、別記様式に定めるふりがなを付した氏名、住所、生年月日及びその者に係る安否情報等とする。

3 情報提供先は<名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課または>名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課とし、電子メール、ファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール、ファクシミリの通信手段が確保できない場合には、最寄の区役所等へ必要事項を記載した用紙を持参する方法で行うものとする。

4 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（費用負担）

第3条 事業者が甲に対して情報提供することに要する費用は事業者の負担とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

附 則

- 1 この協定の期間は1年間とし、平成 年 月 日から適用する。
- 2 この協定は、甲乙双方に異議のない場合には、1年を単位として年々自動的に更新するものとする。
- 3 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成 年 月 日

《高知県土佐市》

<取組内容>

情報提供について同意の得られている者に対して、台風接近時など災害発生のおそれがある場合に、避難準備情報や避難所開設などの情報を情報伝達システムにて通知を行い、応答があるかどうか確認を行っている。また、必要時には、応答のなかった者について、個別訪問や緊急連絡先へ連絡を行い状況確認に努めている。情報伝達システムは、災害発生時又は、災害の発生が予測される場合において、事前にシステムへ登録している避難行動要支援者に対し、状況に応じた適切な情報（避難準備情報や避難所開設の情報等）を迅速かつ的確に行うことにより、避難行動要支援者が安全に避難できる体制の整備を図ることを目的として導入している。情報の通知にあたっては、電話回線（24 回線）を使用しており、聴覚障害者に対しては別途 FAX による情報伝達を行っている。また、情報発信後、受信記録等情報伝達の結果が発信者に確認できるようになっている。

全体計画の中で、避難が完了し安全が確保された時点で、市及び避難支援等関係者等は名簿を有効に活用した安否確認を開始し、安否が確認できない避難行動要支援者がいる場合は、安全が確保できる状況になった時点で搜索等を開始すると定めている。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 24 年度に、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づく避難支援体制整備の取組として、健康福祉課が情報伝達システム導入した。災害時に情報の伝達をしたものの、避難の要望があった際に避難場所等についての体制が整っていなかった点、情報伝達のタイミング、登録者全員に情報が伝わったかどうかの確認の仕方などが課題になっていた。

<取組の工夫・効果・今後について>

連絡がとれなかった方に対しては、必要時には個別訪問等を行い状況把握に努めている。情報伝達システムは電話回線を利用しているが、初めは何の電話か分からないという声が聞かれた。しかしながら、連絡が取れなかった方に対して緊急連絡先への電話や個別訪問等をしてきたため、次第に、台風接近時等、家族の方が見てくれている、連絡をくれたりと事前に対応していただく等の自助力の向上が見られた。情報伝達システムは、予測できる台風や大雨等の災害時のみの活用となっており、地震時に台風時と同じ対応はできないのではないかという課題がある。

【実施団体例】

北海道古平町

各担当部局等により、要支援者に対しての安否の確認や要支援者に近い人物へ早急に連絡をする。

北海道美瑛町

避難指示等の発令対象地域の要支援者に個別に電話連絡して確認する。

青森県今別町

災害時等に、民生委員と連携し、全町の主に一人暮らし・高齢者世帯・障害者の世帯を個別訪問や電話連絡において安否の確認をしている。

青森県東北町

行政連絡員は、要支援対象者台帳などにに基づき、避難所に避難してきた要支援対象者の避難状況を把握し、家屋倒壊等により取り残された要支援対象者がいないか情報の収集に努める。

地域における支援活動、救助活動は、町内会、自主防災組織で組織された支援体制により現場情報を入手し、要支援対象者の安否確認や避難誘導等を可能な限り行い、避難救助等を行ったときは、行政連絡員に、速やかに報告する。

行政連絡員は、救助や避難所への避難などの状況を、防災担当課（災害対策本部）へ迅速に連絡する。

茨城県東海村

自然災害時は、自治会に配付した名簿を活用し、安否確認を行なう。原子力災害時は、村職員が安否確認を行なう。

茨城県美浦村

高齢独居者については、担当民生委員が自宅を訪問し、安否確認を行い、当村福祉介護課に報告する。

高齢者のみの世帯については、自主防災組織や行政区の区長、区の組織が安否確認を行い、当村福祉介護課に報告する。

身体障害者、療育、精神、難病の方については、当村福祉介護課の職員が自宅を訪問し安否確認と情報提供を行う。

埼玉県久喜市

○災害対策本部が立ち上がらない場合（例：震度5弱の地震）は、各地区の民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織等がテレビ等による情報収集を行い、連携・協力し、要支援者への情報伝達・安否確認を行う。安否情報については、担当民生委員から地区民協会長へ報告し、地区民協会長から、市社会福祉課または各総合支所福祉課へ報告する。

○災害対策本部が立ち上がった場合は、市が防災行政無線、防災行政無線情報メール、広報車等で情報を伝達し、民生委員・児童委員、行政区長、自主防災組織等が連携・協力し、要支援者への情報伝達・安否確認を行う。そして、自力で避難が困難な要支援者に対し、避難誘導や援助を行い、指定避難所へ状況を報告する。

東京都目黒区

発災から2～3時間程度の間、民生児童委員や地域住民組織はあらかじめ配布されている本人同意により区が作成した登録者名簿により可能な範囲で安否確認を行う。

東京都板橋区

避難行動要支援者本人が「無事である」ことを外部に知らせ、近隣の町会・自治会及び民生・児童委員等の避難支援関係者（以下「支援者」という）による安否確認を円滑に行うことを目的として、安否確認用「無事です」バンダナ（以下「バンダナ」という）を作成した。

バンダナの具体的な普及方法としては、支援者が要配慮者支援への取組の一環として、板橋区避難行動要支援者名簿を基とした訪問活動を実施した際に、バンダナを配付している。

この事業をきっかけとして、地域による支援体制の強化に加えて、バンダナ配付を通じた地域住民のつながりの強化に寄与している。

新潟県三条市

災害対策本部（支部）が設置され、避難準備情報が発令された場合は、各地区支部の担当職員が自治会長及び民生委員児童委員に発令内容を連絡し、名簿登載者の安否確認を行う。

また、介護サービス事業所が支援する名簿登載者については、高齢介護課が介護サービス事業所に発令内容を連絡し、安否確認を行う。

なお、各支部が取りまとめた安否確認については、高齢介護課において介護サービス事業所分を含めて本部へ報告する。

石川県中能登町

<中能登町災害時要配慮者支援プランより>

安否確認情報の収集体制

(1) 要配慮者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要配慮者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい面があるため、町は災害時要配慮者支援班に安否情報収集窓口を設置し、要配慮者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援を行う自主防災組織等からの報告

避難支援を行う自主防災組織等は、要配慮者を避難先へ移送した場合や親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所要配慮者支援班又は安否情報収集窓口に報告するものとする。

長野県根羽村

名簿をもとに個別訪問、電話連絡、親族確認等を行い安否の確認をする。職員により、平時の居住実態等を把握しておく。

長野県白馬村

災害時住民支え合いマップとして要支援者と支援者を地図上にて表記し、安否確認を明確にする。

愛知県知多市

避難所においても避難行動要支援者の安否確認等が行えるよう、対象となるエリアの名簿を避難所に配付する。

三重県伊勢市

避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令された際に、該当地区の自治会長、民生委員へ電話又はFAXにより、名簿登録者の安否確認等を依頼している。

鳥取県若桜町

気象台等から警報が発表になった場合、役場対策本部の指示を受けて、85歳以上の一人暮らし高齢者の安否確認を電話等で行っている。その際、普段関わっているケアマネージャー、社会福祉協議会、安全センター（民間の緊急通報システムの会社）等にも安否確認の協力依頼をしている。

鹿児島県南種子町

台風や大雨の後、行政連絡員と地域担当職員が連携して被害状況の確認を行っている。
(各戸訪問)

安否確認を円滑に実施するための事前準備

【取組の概要】

安否確認を円滑に実施するため、平時から避難行動要支援者と避難支援等関係者において顔の見える関係を作っておいたり、安否確認用の確認項目をリストアップしたりといった取組。

【具体的な取組事例】

《東京都杉並区》

<取組内容>

要配慮者の安否確認活動を円滑に進めるため、「たすけあいネットワーク登録者台帳」「安否確認チェックシート」「要配慮者地図」を各震災救援所に保管している。震災救援所では平時の取組として、上記を利用した避難支援計画の策定（誰から、どうやって助けるか等）、ダミーデータを利用した安否確認・搬送訓練を実施している。発災時には、「安否確認チェックシート」「要配慮者地図」を用いることで、安否確認活動を画一的に行えるようにしている。

<取組の工夫・効果・今後について>

また、28年度から災害時要配慮者支援システムを稼働させ、各震災救援所で行った安否確認の結果をシステムに入力することで、その結果を全震災救援所、区災害対策本部で共有できるようにした。

<災害時要配慮者支援システム>

◆画面イメージ◆

アイコンを使用して安否確認の結果を視覚的にわかりやすくし、安否確認結果を各震災救援所と災害対策本部で同時に確認することができ、**安否確認の状況の情報共有が可能**となります。



The image shows two screenshots of the disaster support system. The left screenshot is a data entry form with various fields and checkboxes. The right screenshot is a map view showing a street grid with several red 'X' markers indicating locations where safety checks were performed. The map also shows a green area, possibly a park or a specific zone.

【実施団体例】

埼玉県鳩山町

避難行動要支援者名簿の登録者（災害時に一人で避難できない方）に対して、災害時に安否確認や避難支援をしてくれる方の登録を行っている。また、個別計画作成時に二名以上の地域支援者（避難行動要支援者の近所に住んでいる方で安否確認等をしている方）を登録している。

東京都中央区

区では、災害に備えた要支援者体制の整備に向けた取組として、防災区民組織等に対して、支援者の割り振りや防災意識の啓発といった平常時平時からの安否確認体制づくりと災害時の安否確認の流れについて、まず重点的にお願いをしている。

平成 27 年度に、主に防災区民組織の方で構成される各防災拠点の運営委員会に直接出向き、安否確認についての区の考えを説明するとともに、名簿を利用した安否確認を地域の支援者がしやすいよう、区で作成した安否確認のためのリストを配布した（番号 9 にて回答）。

また、安否確認の取組を始めようとする防災区民組織等の要請に応じて区職員が出向き、取組の方法や進め方について話し合う機会を設けている。

要支援者の避難支援者となったかたに対して、要支援者のお宅に訪問し、安否確認をする際に確認して欲しいこと、注意すべきことを 1 枚の用紙にまとめた、安否確認チェックシートを配布している。このシートのチェック項目に従って、確認を行うことで確認漏れや二次災害の発生を防ぐ。

静岡県森町

森町避難行動要支援者名簿（リスト）に「安否確認」の覧が設けられており、発災時には民生児童委員、町内会長が中心となり、担当地区の各戸を廻り安否確認をしながら避難所へ移動支援をする。

熊本県津奈木町

自主防災会や民生委員等を中心に、要援護者に対する見守り活動を毎月1回程度行っている。日頃からの各世帯巡回による声かけにより、台風や大雨等の発災時に、対象者に対する配慮や要望等の受入れが行いやすい。

発災のおそれがある場合には、要援護者の自宅へ電話連絡、若しくは個別訪問し、安否確認や避難所への移送等の要望を確認している。その際、要援護者が不在である場合、避難している場所（入退院を含む）を把握できるように、要援護者に対し、自主防災会（自治区長）や民生委員へ避難先を連絡するようお願いしているため、所在の確認が行いやすい。

安否確認を実施する基準

【取組の概要】

安否確認を実施する判断として、一定の基準を設け、地方公共団体自身が迷わず安否確認を実施できるようにする取組。

【実施団体例】

千葉県柏市

市内で震度 5 強以上を観測した際に安否確認を発令(自動)する。町会等の支援者は、防災行政無線によって確知。安否確認した結果は、支所で集約し、本部へ報告する。

町会等の支援者によって安否確認が出来ない(報告がない)場合は、最終的に職員が安否確認を行う。

千葉県鴨川市

土砂災害等の危険が見込まれる場合、土砂災害警戒区域内に住む要支援者に対し、電話連絡、訪問等を実施している。

東京都立川市

同意者名簿の登録者は、市内で震度 4 以上の地震が観測された場合に安否確認を実施する。未同意者名簿の登録者の安否確認の実施については、その都度判断する。避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)のいずれかが発令された場合は、該当地域の要支援者の安否確認を実施する。

愛媛県松山市

「松山市避難行動要支援者支援対策マニュアル」に以下の内容を掲載している。

[安否確認・避難誘導等の活動を行う活動の指標]

- ・地震災害 …震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・風水害等 …避難準備情報、避難勧告、避難指示等が発令された地域
- ・その他 …要支援者の安否確認が必要と思われる災害が発生する（又は発生する恐れがある）場合

[(安否確認の) 行動指針]

- ・近隣協力員…要支援者宅へかけつける。安否確認を率先して行う。現地での救出・避難誘導だけでなく、指定避難所でも安否確認を行う
- ・民生・児童委員…独居高齢者みまもり員・近隣協力員等と協力し、要支援者名簿登録者の安否確認を迅速に行う。
- ・独居高齢者みまもり員…民生・児童委員から連絡があった場合は、近隣協力員等と連携し安否確認を行う。

[名簿提供不同意者への対応]

- ・市職員が要支援者へ避難を開始するよう連絡し、避難支援の必要の有無を確認
- ・支援が必要な要支援者をリストアップし、民生・児童委員地区会長へ連絡し、対応してもらおう。

*但し、必要に応じて柔軟に対応することとし、保健福祉部が、関係者と連携し安否確認や被害状況の把握（取りまとめ）を迅速に行う

6. 名簿提供不同意者への対応に関する取組

(1) 発災時における対応に関する取組

【取組指針 P 29～30】

名簿の提供以外の発災時における対応に関する取組

【取組の概要】

名簿情報の提供に関して不同意の者に関しても、発災時には避難支援等を行うこととなるが、その支援において名簿提供以外の方法による取組。

【実施団体例】

埼玉県川口市

消防局の指令情報システムに同意者情報が入力されており、消防部隊に地図情報が提供される。また、現在は不同意者情報を消防局の指令情報システムに連携できるよう調整をかけているところである。

指令情報システムについて実際に火災などが行った際には、要支援者については地図上に「○に援マーク」がマークされることで、消防職員からすると要支援者がどのエリアにいる可能性があるかを迅速に把握することができ、迅速なサポートへとつながっている。情報については、名前や住所等個人情報が入っているため、取扱いには厳重な注意を払って運用している。

(2) 発災時における情報提供の判断の考え方に関する取組

【取組指針 P 29～30】

発災時における情報提供の判断の考え方に関する取組

【取組の概要】

名簿情報の提供に関して不同意の者の名簿情報を提供する判断として、一定の基準を設け地方公共団体自身が迷わず名簿の提供を実施できるようにする取組。

【実施団体例】

北海道別海町

激甚災害又はそれに準じる災害が発生した場合は、前項と同様、本制度に登録していない方も含めた地区ごとの高齢者台帳を災害対策本部に提供し、安否確認を行う。

栃木県日光市

避難準備情報の発令により、対象となった地域の名簿提供不同意者を含む避難行動要支援者名簿を対象地域の避難行動関係者に提供する。

東京都立川市

地震の場合は、市内の被害状況等を勘案して総合的に判断する。風水害の場合は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)のいずれかが発表発令された場合は、該当地域の要支援者の安否確認を実施する。

新潟県十日町市

避難情報発令後速やかに、自主防災組織、町内会、民生委員、児童委員等に名簿を提供する。提供した名簿は、災害対応終了後に速やかに回収する。

長野県松本市

災害発生時には、各地区・町会に名簿を提供する際の基準を設け、町会連合会等と確認をしている。地震の場合は震度5弱以上、風水害の場合は避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令。大雪の場合は積雪が30 cmを超え、市が災害対策本部を設置したとき。

愛知県豊中市

既存事業「災害時要援護者安否確認事業」実施要綱では、震度 6 弱以上か災害対策本部化らの要請があれば安否確認を実施する旨の記載があり、この状況となった場合は登録者リストを提供する。

避難行動要支援者名簿についても、原則的には同様の提供基準により実行する予定。また、水害に関しては避難勧告発令時など提供基準を検討中。

福岡県北九州市

災害救助法が適用されるような大規模災害を想定している。

(3) 名簿の発災時における提供方法に関する取組

【取組指針 P 29～30】

封をした状態での保管

【取組の概要】

封をした状態等で保管した名簿をあらかじめ避難支援等関係者のもとに配備しておき、発災時に避難支援等関係者がそれを取り出すことで避難支援等を行う取組。

【具体的な取組事例】

《新潟県見附市》

<取組内容>

平時において関係者には封をした状態で未同意者名簿を提供している。災害時に避難準備・高齢者等避難開始等が発令された時点で、関係者はこの封を解き、安否確認を行う体制となっている。糊付けし、桃色紙で「取扱い注意」の旨を表紙にしている。開封は名簿を渡した関係者のみが可能である。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 16 年の 2 度の災害をきっかけとし、平成 17 年度から企画調整課、健康福祉課、消防本部が連携して開始した。対象者の選定、及び未同意者名簿の配布先が当初からの課題であった。名簿の掲載を拒否する方の為に未同意者名簿制度としたため特に大きな問題はなかった。

<取組の工夫・効果・今後について>

新規対象者と前年度の（避難行動要支援者）名簿登録の意向確認ができなかった者に対し、毎年郵送で調査を実施し、名簿を 1 年毎に更新している。災害時に未同意者名簿を事前配布しておくことで、速やかに名簿内容を確認することが可能となっている。住民からも、同意、未同意を確認し、災害時の名簿取扱い対応を説明することで概ねの理解を得ている状況である。名簿の取りまとめが大きな負担となっていることが、現在の課題である。また今後は、事前配布先の拡充を進めていきたい。

<名簿を封入する封筒>

取扱い注意

平成 年度

避難行動要支援者名簿
(未同意者名簿)

行政区

人 数 名

・この名簿は普段は開封せずそのままにしておいてください。

・水害の場合は避難情報発令時、地震の場合は震度5弱以上の場合にのみ開封していただき、避難支援をお願いします。

・開封した場合は健康福祉課へ連絡してください。【電話61-1350】

・開封した名簿については、災害対応終了後すみやかに市職員が回収いたします。

【実施団体例】

千葉県柏市

不同意者の名簿は封緘した状態で支所に事前配備する。災害時、市長が開示の判断をした場合は、本部から支所へ開示の指示を出し、町会等の支援者へ情報提供を行う。災害が発生しなければ、不同意者の名簿は封緘した状態のまま回収する。(更新は年1回)

東京都青梅市

市内11地区全てに設置され、自主防災組織の事務局でもある市民センターに平常時平時から名簿不同意者の名簿を配置することで、有事の際にはその名簿を活用する態勢を構築している。

また、消防団の各分団部用の名簿不同意者の名簿についても、事務主任(消防団各分団の事務局)がいる市民センターに配置しており、有事の際にはその名簿を活用する態勢を構築している。

岐阜県岐阜市

地域ごとに市が設置している防災倉庫の中のキャビネットに避難行動要支援者名簿を入れ施錠し保管。災害時に自主防災組織がそのキャビネットから名簿を取り出すこととしている。

岐阜県可児市

同意のみの名簿と同意+不同意等の名簿を作成。同意+不同意等の名簿は封入し、発災時のみ開封可としている。

愛知県美浜町

避難行動要支援者の対象者のうち、名簿提供不同意者の名簿を封印し公民館等に配備し、非常時等には自主防災組織により支援する。

紙媒体による事前準備

【取組の概要】

あらかじめ、地方公共団体において紙媒体でいつでも提供できるよう準備をしておき、発災時にはそれを配布することで迅速な対応を行う取組。

【実施団体例】

東京都杉並区

名簿提供不同意者についても名簿を紙出力し、各震災救援所、警察・消防等、提供先を分類した状態で区役所内で保管している（平常時平時は非公開）。発災時は、区長の判断でそれらの名簿を公開する。

新潟県新発田市

支援関係者へは、可能であれば紙媒体、少なくとも口頭では伝える。平時の準備としては未不同意者名簿を数部印刷し、各支所等に配布してある（年度初めのに紙媒体更新）。

滋賀県愛荘町

平常時平時から、同意者・不同意者それぞれの町内会ごとの名簿を紙ベースで出力の上、福祉部局（介護高齢課）内で保管する。

このうち、不同意者名簿については、発災時に同課の要配慮者支援班（災害対策本部規則の分掌事務による役割）がコミュニティセンター等の自主防災組織本部に送致することを災害応急対策の計画、マニュアル等に盛り込んでいる。

京都府精華町

データでの保管だけではなく、停電等により情報機器の使用が不可となることも想定し、紙ベースでの台帳保管も併せて行っている。

災害発生時には、愛荘町災害対策本部に防災資料として、対象者名簿を提出し安否確認等の救護支援活動に使用する。名簿は、半年に一度更新し、印刷したものをファイルで保管している。

山口県光市

災害時に停電等により、名簿を管理しているシステムが利用できない場合の対策として、名簿提供不同意者の名簿を紙データで保管している。

その他提供方法

【具体的な取組事例】

《岡山県瀬戸内市》

<取組内容>

同意者名簿を避難支援等関係者へ事前に提供しているが、民生委員への提供の際に担当する地区に不同意者がいるかいないかについて知らせている。不同意者がいる場合はその人数もあわせて知らせている。当然、氏名等の提供については不同意であるので事前提供は行わない。事前に不同意者の有無を知らせることにより担当地区に不同意者がいることを覚知し、発災時において迅速な不同意者名簿の提供につながり支援を開始できると考えている。

<取組のきっかけ・経緯>

平成 27 年 11 月に対象者を抽出し、平成 28 年 4 月に避難支援等関係者に対し名簿の提供を開始した。当初、民生児童委員向けの説明会を開催したところ、民生委員から担当地区内の「不同意者」の有無について認識しておきたいとの要望があり、災害時において迅速な避難支援につながると考え不同意者情報（有無・人数）を提供することとした。民生委員には前向きに受け入れていただいたと感じている。

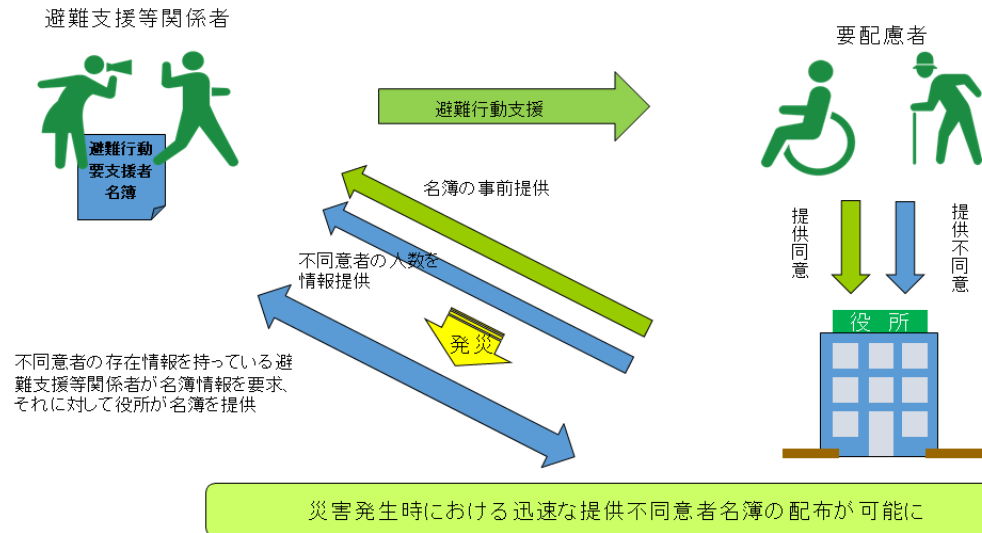
<取組の工夫・効果・今後について>

準備に手間取ることはなく、避難行動要支援者名簿をエクセルデータで管理しており、容易に不同意者情報を抽出することができている。また、不必要な他地区の情報は可能な限り制限し提供した。避難行動要支援者名簿は専用のファイルを作成し、名簿の他に説明資料、不同意者関係資料などを入れて渡している。

課題としては、全ての避難支援等関係者に不同意者資料を交付していないため、民生委員以外の避難支援等関係者（警察、消防団、社協等）についての検討が必要である。また、名簿情報が、地域での避難訓練等に活用できないことも課題である。

<発災時に不同意者名簿を配布するための工夫>

・岡山県瀬戸内市の事例
発災時に不同意者名簿を配布するための工夫



【実施団体例】

埼玉県坂戸市

大地震発生時（震度5強以上）及び竜巻被害発生時は、各公民館等に保管してある名簿情報（区・自治会未加入者も含む）を、区・自治会又は自主防災組織の役員が受領に行き、市の現地災害対策本部担当職員から渡す。

河川氾濫やがけ崩れ等による災害が発生するおそれがある場合の避難指示発令時は、各公民館等に保管してある名簿情報（区・自治会未加入者も含む）を、市の現地災害対策本部担当職員から避難指示発令地域の区・自治会に提供する（職員が区・自治会に持参するか自主防災組織の役員に受領に来てもらう）。

東京都立川市

市の職員が各一次避難所に開設する安否確認連絡所に未同意者名簿を持参し、地域の支援者等に名簿情報を提供して支援を依頼する。

富山県富山市

震度5弱以上の地震が発生した際、または避難情報が発表された際、町内会長、自主防災組織、民生委員が地区センターへ申請することで、地区センターから名簿の写しを提供できる。申請の際は「避難行動要支援者名簿の受領兼誓約書」を提出してもらい、名簿の取扱いについて、定められたとおりに行うことを誓約してもらう。

7. 個別計画に関する取組

(1) 策定方法に関する取組

【取組指針 P 35～36】

策定方法に関する取組

【取組の概要】

個別計画の策定において、その災害時における避難支援等の実効性を高めるために、その記載内容、策定方法などについて地方公共団体における工夫に関する取組。

【具体的な取組事例】

《静岡県森町》

<取組内容>

個別計画への記入事項は以下のとおり。

- ・居住地情報（自治体名、民生児童委員[電話番号含む]）
- ・要援護の理由（独居高齢、身体障害等）
- ・個人情報（住所、氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、生年月日）
- ・緊急時の連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号等）
- ・家族構成
- ・居住建物の情報（建築時期、構造、耐震診断の有無、家具固定の有無）
- ・見取り図（エクセルで作成）
- ・特記事項
- ・緊急通報システムの有無
- ・避難支援者（氏名、続柄、住所、電話番号）
- ・情報伝達の流れ
- ・情報伝達での留意事項
- ・避難時に携行する医薬品等（かかりつけ医療機関、既往症）
- ・避難誘導時の留意事項
- ・避難先での留意事項
- ・避難場所、避難経路（地図情報システムで作成）
- ・備考
- ・連絡先（氏名、電話番号）

《奈良県生駒市》

＜取組内容＞

現在、避難行動要支援者に該当する人のうち既登録者を除く新規対象者について、自力で避難できない人（同居の親族などでの対応も困難な人を含む）等へ

①必要な支援（１．「避難情報の伝達」２．「避難行動の支援」３．左記１．２．の両方）、特記事項（避難する場合において配慮すべき事項）

②緊急時のご家族等の連絡先（住所、氏名、登録者との関係、電話（自宅・携帯）を２名分）

③その他の情報（かかりつけの病院、必要なお薬）

上記①～③の各事項について記入依頼をする個別支援計画書を郵送している。返送されてきた書類で不明な点があれば、対象者に照会し、整理したうえで、対象者の居住地域の該当自治会（自主防災会を含む）へ避難行動要支援者名簿等と一緒に内容を説明して引き渡しを行う。その後、自治会（自主防災会を含む）等で対象者を訪問し、個別支援計画書の記入内容の確認と支援を希望する意思の確認も併せて行う。災害時支援を求めることが確認できた対象者については、本人の希望を聞いたうえで、近隣の親しい人などから避難支援員の選定（原則２名）を行う。

＜取組の工夫・効果・今後について＞

本人の希望を聞くなかで対象者がいない、という場合については、自治会へ相談をし、２名を選定することとしている。１名であると何か連絡が取れないなどといった場合が考えられるため、２名体制としている。全ての地域にこうした避難支援員を配置したのは平成 27 年度である。

上記一連の業務を経て作成された個別支援計画書を市（高齢施策課）で点検のうえ、受付し、原本を市で保管し、複写したものを自治会、避難行動要支援者、避難支援員で保管して情報を共有している。

【実施団体例】

宮城県東松島市

更新された名簿が市より送付された時点で、地域の民生委員、行政区長、自主防災組織代表者が、登録者の自宅をまわり、個別計画作成用紙を配布。登録者本人に記入いただき、緊急時連絡先や地域支援者(介助する人)が空白の場合のみ、近所の方などで調整を行っていただく。

また、調整に当たっては、本市が東日本大震災により被害を受けた地域であることから、津波浸水の可能性があるエリアについては、なるべく複数人の担当をしないように気をつけて調整を行っている。

福島県福島市

全ての名簿登録者に対し、避難支援等関係者（選定済地域支援者）との位置関係を示した住宅周辺地図を作成している。周辺の危険箇所や避難経路の確認が容易になると考えられる。

福島県いわき市

地図情報システムを活用し、要支援者の登録情報、指定避難所、自宅等を入力し、個別計画を策定している。また、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者（民生委員や自主防災組織等）に提供し、日頃からの声かけ等の見守りにおいて、災害発生時の連絡方法等について要支援者と打合せておくよう周知している。

茨城県那珂市

避難行動要支援者名簿に登録されたかたの支援プランを作成するため、訪問調査を市社会福祉協議会へ委託。必要な支援内容等を聞き取りし、A～Dの支援レベルに振り分けを行う。

支援レベルDの対象者は、専門的な支援が必要となる登録者のため、福祉避難所（社会福祉施設）への避難となり、社会福祉協議会で個別支援プランを作成済。支援レベルA～Cの対象者は、原則一般避難所へ避難となり、訪問調査結果を基に自治会、民生委員等の避難支援等関係者が中心となり個別支援プランを今後作成する予定。

東京都台東区

この事業は、避難行動要支援者の中でも特に支援の緊急性が高い在宅人工呼吸器使用者について、避難支援を含めた災害時個別支援計画を作成し、災害への備え及び災害発生時の適切な対応を可能とすることを目的とする。

対象者) 台東区内に住所を有し、在宅にて人工呼吸器を使用している者

内容) ①在宅人工呼吸器使用者の把握

②在宅人工呼吸器使用者名簿の作成

③災害時個別支援計画の作成

④災害時個別支援計画及び台東区内の防災情報の共有

⑤災害時個別支援計画の更新（年1回）

実施) 訪問看護ステーションによる委託又は保健所職員

東京都目黒区

在宅人工呼吸器使用者の、災害時の停電に対応する「災害時個別支援計画」を策定し、行政、医療機関、訪問看護ステーション、人工呼吸器取扱事業者等の関係機関の協力による支援体制確立を図る。

訪問看護ステーションに委託し、計画書を作成してもらう。訪問看護ステーションへの委託が困難な者は、身体障害者相談係保健師が作成する。

計画の内容は以下の通りである。

- ・ 本人の居住地付近の想定される被害状況
- ・ 移動方法（避難時の支援方法）
- ・ 要支援者登録状況
- ・ 連絡先リスト
- ・ 避難時の準備物
- ・ 停電延長時の電源確保
- ・ 医療情報連絡票（医療情報、医療処置情報、バッテリー準備情報）
- ・ 避難計画（安否確認と連絡の流れ）

全件数は13名登録、内保健師作成が1名。東京都の包括補助を利用し、29年度自家発電機の予算要求をする。

東京都大田区

個別支援計画の作成を訪問看護ステーションに委託している。以下のすべてに該当する者を計画作成の対象者としている。

- ・計画作成時現在、区に住民登録がある者（区に住民登録がない者であっても生活保護世帯等で区内に居住していると認められる者も含む）
- ・常時人工呼吸器を使用している住宅患者で、自力で避難できない者
- ・個別支援計画作成等のために必要な個人情報を提供することに同意した者

東京都練馬区

24時間人工呼吸器使用者（それに準ずる者）について、個別計画を策定している。

東京都東大和市

当市では、避難支援等関係者となる地域の方が主体的に支援体制を整備し、個別計画を作成していくために、支援者探しのポイントや避難経路の設定のポイントを整理したガイドラインを策定した。

市から避難行動要支援者名簿を受領している一部の自治会については、ガイドラインに基づき、個別計画の作成を行った。

静岡県清水町

住基等の基幹システムのデータ取り込み及びゼンリン地図データと連携が可能なシステムを導入。

京都府長岡京市

個別計画の様式は、申請書兼台帳の一部（基礎的な項目）を自動転記して、あらかじめ半分程度の項目を記載したものをシステムから出力する。これを要配慮者、避難支援者、自主防災会（自治会）に配付し、共有・確認した後、避難支援や避難所での生活に役立つ情報など詳細な内容を話し合っ共有し、必要に応じて記載する方法で作成する。

大阪府忠岡町

要支援者に対する支援者を選出した後、支援者がカルテ（個別計画）を持って支援者のもとへ赴き、要支援者の現況を聞き取ってカルテ（個別計画）を作成する。

この方法により、支援者は要支援者の現況をより把握でき、要支援者は、災害時に訪れる支援者がどのような人物なのかを知ることができる。

兵庫県豊岡市

区（自主防災組織）などが策定する個別支援計画の内容を、「誰が、誰を、どこに避難させるのか」という3項目に特化し、地域住民が取り組みやすいようにしている。なお、この取り組みには行政区別防災マップを活用している。

兵庫県川西市

避難支援等関係者に集まっていただく。6～8人でグループ分け。先ず危機管理室作成のパワーポイントで学習（地震想定もしくは水害想定）。地震想定の場合、自分たちが暮らしている地域で、震度6の地震が起きたらどんな被害がおきるのか、地図上に書き込む。その際に、避難支援等関係者の自宅、避難行動要支援者の自宅、一時避難所をマークしておく。地図上に書き込んだ被害想定を踏まえ自分が担当する避難行動要支援者を、一時避難所までどのルートで誘導するか地図上に書き込む。更に避難行動要支援者の身体状況等を確認し、避難誘導するときの課題を書き込む。

鳥取県鳥取市

要支援者本人または又はその家族等に要支援者登録申請書を提出してもらっているが、医療情報やどういった支援が必要かなど、配慮の必要な内容を基本的な個人情報とともに記入していただいている。

その申請書をもとに、市で台帳（＝個別計画）を作成。自治会を中心とした推進組織では、名簿や台帳を活用してマップなども作っている。

なお、支援者が見つからない場合は、自治会役員や民生委員に協力いただいている。

山口県岩国市

個別計画の策定は次の手順で行なわれる。

- 1、窓口相談により次の事項を確認。
 - ・対象者の氏名、住所、生年月日
 - ・対象者は寝たきりに近い状態かどうか
 - ・何人暮らしか（ご家族の年齢や障害や病気の有無も確認）
 - ・近所に親族や友達など、共助が得られそうな方がいるか 等
- 2、相談内容を市で協議し判断する。
- 3、決定後、対象者へ制度説明し、申請書を提出してもらう。
- 4、訪問調査し、調査票を作成する。
- 5、調査票を基に個別支援計画を策定する。
- 6、登録者について、更新は毎月実施する。

愛媛県松山市

要支援者名簿登録申請書が、個別計画の様式を兼ねており、申請と同時に避難支援時配慮して欲しい事や、近隣協力員・緊急連絡先などを記入できるようになっている。

地域において「避難支援関係者」が「要支援者」本人と話し合いながら、支援のために必要なより詳細な情報を得たり支援内容を確認したりできるよう、「松山市避難行動要支援者支援対策マニュアル」に上記様式を掲載し、作成・活用できるようにしている。

大分県大分市

要支援者（同意者）に対して、個別計画の様式を送付し、可能な範囲での個別計画の自力作成を依頼している。また、送付文書の中では、自身で出来る範囲で災害に対する備えをしておくよう促している。

本人及び家族で作成した個別計画（未完成）を、一旦は市に提出してもらい、市より避難支援等関係者である自主防災組織の代表に提供している。

自主防災組織においては、計画の内容等を確認してもらうとともに、不十分な点については個別計画の作成支援を依頼している。

なお、個別計画の情報についてはシステム管理しており、地域支援が行われたかも確認できるようにしている。

(2) 策定時における避難支援等関係者の関わり方に関する取組

【取組指針 P 35～36】

策定時における避難支援等関係者の関わり方

【取組の概要】

市町村以外と避難支援等関係者が連携して策定することとなる個別計画において、どのように避難支援等関係者が関わっていくか、その工夫に関する取組。

【具体的な取組事例】

《東京都武蔵野市》

<取組内容>

避難行動要支援者名簿登載者のうち、名簿に登載された情報を平時から避難支援等関係者へ提供することに同意した者は、災害時要援護者（避難行動要支援者のうち、名簿掲載項目の個人情報について、平時から避難支援等関係者（※）へ情報提供することに同意した者である。※避難支援等関係者…地域福祉活動推進協議会、在宅介護・地域包括支援センター、武蔵野警察署、武蔵野消防署）として登録する。災害時要援護者には、平時から安否確認を行う者（支援者）が設定され、災害発生後、より迅速に安否確認や避難支援等が行われる仕組みになっている。

【登録の流れ】

- 1 災害時要援護者登録を希望する者は、市で登録台帳を作成する。
- 2 登録台帳を担当民生委員へ渡す。
- 3 担当民生委員は、災害時要援護者登録を希望する者を訪問し、登録台帳の必要項目について聞き取り調査を行う。その後、登録台帳に署名捺印をしてもらうことで同意をいただく形となっている。
- 4 担当民生委員は、調査後、登録台帳を市へ返却する。
- 5 市は、登録台帳を担当の地域福祉活動推進協議会（武蔵野市内の福祉に関する市民団体。「福祉の会」ともいう。市内に13団体ある。）へ渡す。
- 6 地域福祉活動推進協議会は、安否確認を行う支援者（地域住民2名）を探索し、登録台帳に支援者の氏名、住民、連絡先を記載する。地域福祉活動推進協議会の会員が、災害時要援護者の近くに居住している住民に、直接支援者への協力を働きかけている。
- 7 地域福祉活動推進協議会は、登録台帳を市へ返却する。
- 8 市は登録台帳の記載内容を基に災害時要援護者登録を行う。

9 各地域では原則として年1回、地域福祉活動推進協議会主催で、災害時要援護者の安否確認を行う地域住民等の支援者に対する説明会を実施し、災害発生時の体制等を都度確認している。

【発災時の流れ】

- 1 支援者は、震度5弱以上の地震が発生した場合、災害時要援護者の安否確認を行い、各避難所に設置されている地域福祉活動推進協議会の受付へ、安否確認結果の報告をする。
- 2 地域福祉活動推進協議会は、安否確認結果をとりまとめ、避難所の初動要員（市職員）へ結果報告をする。

【実施団体例】

秋田県秋田市

秋田市災害時要援護者の避難支援プランでは、個別避難支援プランの作成は地域で行うこととしている。具体的には町内会等が主体となり、民生委員等が協力して作成することを想定している。

千葉県市原市

避難行動要支援者名簿配布時に町会・自治会へ支援者と要支援者のマッチングを依頼し、支援者と要支援者の話し合いで個別計画を作成してもらうようにしている。

東京都墨田区

各町会・自治会で結成した要配慮者サポート隊が、避難行動要支援者の避難時の支援に協力することとしている。サポート隊の結成時に、支援のための資器材を交付したり、隊員の普通救命講習受講助成を実施したりして、サポート隊活動の活性化を図っている。また、未結成の町会・自治会に向けた、結成促進講演会も昨年度実施する等、結成に向けた取組も行っており、引き続き未結成町会等へ働きかけている。

東京都大田区

計画作成対象者が利用している訪問看護ステーションに作成を依頼し、訪問看護師が中心となって患者本人・家族・関係者と連絡調整しながら作成。

東京都杉並区

たすけあいネットワーク登録者の個別計画の策定は民生児童委員が行っているが、要介護、障害が重く民生児童委員単独での策定が難しい場合、地域包括支援センター、障害者地域相談支援センターに訪問の同行を依頼できるようにしている。

また、登録者の担当ケアマネも個別計画を策定できるようにしている。

岐阜県大垣市

市社協に個別計画の作成のコーディネートを委託し、地区社会福祉推進協議会と協力して、自治会（長）、民生委員・児童委員、福祉推進委員が調査員となり、個別計画が作成された。作成に当たっては、平常時平時の見守り活動と災害時の安否確認・避難支援活動とができる限り一体化されるよう調整が図られた。

和歌山県海南市

市、自治会（自主防災組織）、民生委員、看護師等で訪問し個別計画を作成。

香川県坂出市

自治会・自主防災組織等が自分たちの地区で避難行動要支援者の支援を実施することを市へ届出し、対象者に働きかけ、登録を希望する人に支援員を2名つけて市に申請する。地域特性を考慮して、避難支援方法を考えて支援者を決めてもらうため、個人からの申請ではなく、自治会・自主防災組織等を通じた申請としている。

大分県大分市

要支援者（同意者）本人及び家族で、可能な範囲で作成した個別計画をもとに、自主防災組織において個別計画の作成を支援してもらっている。

また、自主防災組織において作成支援が円滑に行われるように、当初要支援者（同意者）が作成した個別計画を自主防災組織に提供する際に、避難支援等関係者（自主防災会の代表、民生委員、自治委員）を集めて、個別計画の作成支援に関する説明会を実施した。

(3) 策定促進に関する取組

【取組指針 P 35～36】

説明会の実施

【取組の概要】

個別計画の策定に関して説明会を実施し、個別計画の周知を行うとともに、地域において個別計画の重要性を理解してもらった上で、策定をしてもらう取組。

【実施団体例】

茨城県ひたちなか市

現在、支援の協力を頂いている地域全般の問題として、避難行動要支援者を支援する地域支援者も高齢化が進んでおり、地域支援者のなり手がいないことが挙げられ、この問題の改善策として個別での支援から地域の「班」、「組」単位といったグループによる支援についても取り入れるよう説明会等で周知を図っている。

東京都品川区

防災区民組織五団体を対象に民間の防災コンサルタントを派遣し、個別計画作成を含む地域における要支援者の支援体制づくりを推進する事業を区で実施している。

東京都大田区

毎月1回開催される訪問看護ステーション連絡会へ出席し、訪問看護ステーションへの連絡や在宅人工呼吸使用者の情報提供の受付、個別支援計画に係る書類のやり取り等を行っている。

福井県勝山市

登録については、個別計画の必要性の説明会を毎年各区長会へ市職員が出向いて実施。また、民生委員、障害者団体など当事者に対し、上記と同様に実施。

兵庫県川西市

市が作成したマニュアルに、戸別支援計画を作成する方法を記載。マニュアルを自治会長、福祉委員会委員長、民生委員等に配布。また、災害対策基本法改正内容等の説明資料にも同様に記載。福祉ネットワーク会議等で説明、周知。

兵庫県南あわじ市

自主防災組織において「個別避難支援計画書」を作成してもらえるように案内するとともに、依頼があればモデル地区の事例を用いて説明に行くようにしている。

大分県大分市

自主防災組織において作成支援が円滑に行われるように、当初要支援者（同意者）が作成した個別計画を自主防災組織に提供する際に、避難支援等関係者（自主防災会の代表、民生委員、自治委員）を集めて、個別計画の作成支援に関する説明会を実施した。

外部に協力依頼・委託を行う

【取組の概要】

外部の団体の協力を得て、個別計画の策定について避難行動要支援者の理解促進と策定を進めていく取組。

【具体的な取組事例】

《愛知県知多市》

<取組内容>

原則、町内会単位で、あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業の推進地区を指定し、指定された地区は、町内会の役員、老人友愛訪問員、自主防災会、ボランティアなどから推進員を指定する。

指定された推進員は、個別避難支援計画の作成などに努めるものとしている。推進員は、町内会の役員、老人友愛訪問員、自主防災会、ボランティアなどから、平時の見守り、声かけなどのあんしんとなり組事業や災害時の避難支援、安否確認、個別避難支援計画の作成及び避難訓練の実施などの災害時要援護者支援事業に賛同する方の中から推進地区が選定するものとしている。

活動の内容としては、「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」の推進のほか、新たな推進員の発掘、対象者の生活支援に必要な福祉情報の伝達、対象者に異変が生じた場合の関係機関への連絡、必要な研修などへの参加を行っている。

<取組のきっかけ・経緯>

あんしんとなり組事業に取り組む役員が1年で交代することなど、継続的な地域での取組みが難しい状況から、継続して活動ができるようモデル地区を指定し、啓発の一環として実施することになった。

<取組の工夫・効果・今後について>

先進的に活動をしていた地区を「推進地区」として指定し、他の地区への普及、啓発を図る予定だったが、市、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の3者での地区説明により、次第に他の地区での理解が広まったため、推進地区指定の必要性はなくなり、現在は、「あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業」が地域に定着している。

【実施団体例】

東京都杉並区

個別計画策定を促進するため、訪問が難しい登録者の個別計画策定を登録者の担当ケアマネ等に依頼できるようにしている。

福井県高浜町

市内ケアマネージャー事業所と協議を行い、担当している方の個別計画作成に協力してもらおう。

鳥取県若桜町

消防防災係、包括支援センター、社会福祉協議会が集落に出向いて、住民と共に支えあいマップ作成、更新作業を行っており、個別計画の策定をしている。

熊本県熊本市

災害時要援護者避難支援制度において、地域支援者への情報提供および支援プラン（個別計画）策定への支援等については、熊本市社会福祉協議会に業務委託しているところである。支援プランは、申請者の状況等をよく知る地域支援者（自治会長、民生委員等）へ策定を依頼し、策定が困難な場合においては、熊本市社会福祉協議会が調整を行うこととなっている。

支援プランの策定については、熊本市社会福祉協議会が日頃から培っている地域とのネットワークを活用しながら、支援プランの速やかな策定を目指しているところである。

自治体独自の補助金制度

【取組の概要】

地方公共団体独自の補助金制度を設けることによって、個別計画の策定促進を図る取組。

【実施団体例】

新潟県新潟市

地域で開催する訓練費用の増額助成基準に個別避難支援計画の作成を盛り込むことで個別避難支援計画の作成を促している。

災害時要援護者訓練の要件は以下の通り（すべての項目を満たした場合増額助成）。

- ・ 個別避難支援計画を策定済み若しくは、今年度策定予定である。
- ・ 避難準備訓練若しくは避難搬送訓練（疑似訓練を含む）を実施した。
- ・ 要援護者名簿を使用し、要援護者の安否確認、情報伝達を行った。

愛知県尾張旭市

尾張旭市では、従来より自主防災組織の活動に対して「自主防災組織等活動補助金」を交付しており、その制度の中で町内会における避難行動要支援者支援の活動に対して補助金（上限 50,000 円）を交付している。

また、この補助金の制度と避難行動要支援者支援の活動について周知を図るため、市内の全ての町内会長宛てに内容を説明した通知文を送った。

(4) 個別計画の更新・見直しに係る取組

【取組指針 P 35～36】

平時の活動にあわせて更新・見直しを行う

【取組の概要】

個別計画に関しても、避難行動要支援者名簿自体と同様に避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、平時に行っている見守り活動時に個別計画の更新をする取組。

【実施団体例】

埼玉県神川町

担当民生委員・児童委員の見守り活動時に個別の変更を、一斉改選時には担当委員の継続・変更のお知らせを兼ねて個別計画の更新・見直しをしている。

兵庫県芦屋市

民生委員による日ごろの訪問活動での情報把握を行い、変更や修正があれば個別支援計画を更新する。また、福祉部局により計画の見直しに関する案内文の郵送を行っている。

定期的に更新・見直しを行う

【取組の概要】

個別計画の更新・見直しをあらかじめ定めておいた期間ごとに実施する取組。

【実施団体例】

北海道妹背牛町

年に1回以上、地区担当の保健師が個別計画を作成している要支援者のもとを訪問して内容を確認し、さらに身体状況・生活状況を把握して必要な保健指導を行っている。

青森県西目屋村

毎年3月頃に要支援者名簿の更新等に係る要望調査を每户配布にて行っている。継続して要望する者のほか、新たに要望する者もいることから、その都度計画の見直し等を行っている。

岩手県軽米町

地域包括支援センターランチ業務の一環として、要支援者（65歳以上の単身世帯）の実態把握を社会福祉協議会へ依頼。年1回、対象者宅を訪問し、個別計画の内容を確認・更新している。

埼玉県三郷市

避難行動要支援者名簿は、毎年基準日を1月1日とし、年1回更新を行っている。

避難支援等関係者には、新しく名簿に載ってきたかたの個別計画の策定を行ってもらうが、これに合わせて既に策定済みの要支援者の個別計画についても確認をしてもらい、内容の変更などが生じた場合には、必要な見直しを行う。

埼玉県鳩山町

毎年6月に避難行動要支援者宅への訪問を民生委員に依頼している。その際に、本人の状況と個別計画の内容に変更が無いか確認を行い、その訪問結果により個別計画の修正を行っている。

東京都杉並区

民生児童委員に対して、過去に個別計画を策定した要配慮者であっても、年1回の訪問と個別計画の更新を依頼している。

神奈川県大井町

年に1回、同意を得ている対象者へ民生委員児童委員が訪問し、計画の更新を実施している。

富山県舟橋村

毎年該当者の訪問を行い、より正確な状況把握に努めている。

福井県福井市

年2回の名簿配布の際に、書面で個別支援計画の作成を依頼していると同時に、要支援者の状況の変化に応じて、個別計画の更新をお願いしている。また、説明会でも同様の説明を行っている。

静岡県清水町


2年に一度の更新時に登録者の情報確認を電話又は訪問で実施。


鹿児島県和泊町


毎年定期的に担当ケアマネに見直しを依頼し、個別支援計画の修正を行っている。


Ⅱ. 災害対応事例

各事例における地方公共団体・避難支援等関係者の役割については、以下のとおり色分けをしている。

 安否 : 安否確認

 避難 : 避難支援

 情報 : 情報提供

 その他 : その他

Ⅱ. 災害対応事例

1. 地方公共団体による名簿を活用した対応事例

水害

平成 28 年 台風 7 号・9 号・10 号・11 号

北海道帯広市

安否

○ 平成 28 年 8 月 30 日

市内の一部に避難準備情報を発令。市では、ホームページや広報車、緊急速報メール、地区連合町内会組織への電話連絡等の手段により、市民周知を図るとともに、町内会組織等からの災害時要援護者への連絡や状況確認を行った。

○ 平成 28 年 8 月 31 日

前日の避難準備情報を避難勧告に格上げし、同様の市民周知を行った。

北海道北見市

安否

○ 平成 28 年 8 月 17 日

台風等で、避難指示、避難勧告が出された場合、名簿を準備し、出された地域の民生委員に見守り等安否確認の準備を行った。

北海道紋別市

避難

○ 平成 28 年 8 月 20 日 21:00～

避難勧告発令の数時間前に洪水浸水地域に在宅している避難行動要支援者に対し、市職員が現地に出向し呼びかけを実施した（4件）。すべて家族対応となった。

北海道滝川市

安否

- 平成 28 年 8 月 20 日 16 : 00
災害対策本部を設置し、一部地域の避難勧告を発令した。(避難者避難所への収容 : 7 世帯 10 名)
- 平成 28 年 8 月 21 日 5 : 30
避難勧告を解除した。
- 平成 28 年 8 月 24 日 8 : 30
災害対策本部を解散した。
以上のことから、避難準備情報(災害時要配慮者避難開始)を発令するいとまがなく、内水氾濫浸水地域(50 世帯)への避難勧告発令となり、避難行動要支援者名簿による事前周知は実施できず、勧告発令後における広報車による巡回避難放送と同時に避難行動要支援者名簿により確認した。

北海道富良野市

避難

- 平成 28 年 8 月 23 日(台風 9 号)、8 月 30 日~31 日(台風 10 号)
台風 11 号、9 号、10 号により河川氾濫の恐れがあったため避難勧告等が発令した。
避難行動要支援者に対し、電話連絡等を実施し、避難支援を希望する方に対して移送支援を実施した。

北海道上砂川町

その他

- 平成 28 年 8 月 20 日
災害対策本部に名簿を提出し情報伝達と避難行動に備えた。

北海道中富良野町

避難

- 平成 28 年 8 月 23 日
避難行動要支援者名簿に記載の方へ電話連絡し、避難を呼びかけた。
- 平成 28 年 8 月 21 日 18 : 30
鑑別川沿いの一部の住宅に避難準備情報を発令し、避難行動要支援者への避難開始を示唆した。

北海道占冠村

情報

○ 平成 28 年 8 月 30 日

平成 28 年 8 月 30 日未明から降り続く台風 10 号に係る大雨により、トマム地区において水害の危険性があることから、避難準備情報、避難勧告を発令した。その際、現地に派遣している職員や消防、消防団員などに要支援者名簿に記載のある支援者について情報提供を行なうなかから、戸別訪問や電話連絡に役立てた。

北海道斜里町

安否

○ 平成 28 年 8 月 20 日

避難勧告発表準備のため、避難対象エリア内の要支援者を確認するため名簿を使用した。

○ 平成 28 年 8 月 30 日

避難勧告・指示のため、対象エリア内の要支援者を確認するため名簿を使用した。

北海道置戸町

避難

○ 平成 28 年 8 月 20 日 19 : 00

福祉避難所（地域福祉センター）開設し、福祉部局職員により、避難行動要支援者名簿登載者を中心に避難支援の呼びかけを実施した。最大避難者 14 名であった。

北海道湧別町

安否

○ 平成 28 年 8 月 20 日

「大雨警報」が発表され、湧別川・芭露川の水位が上昇したため、22時40分に災害対策本部を設置し、全職員の動員をかけるとともに、自主避難所2カ所を設置した。本部では、避難勧告等の発令に備え、要支援者名簿により対象地区の要支援者を把握し、広報体制や避難支援の準備を整えた。

北海道新得町

避難

○ 平成 28 年 8 月 30 日 16:00~31 日 深夜

避難行動要支援者名簿を使って、避難勧告の連絡と避難の支援が必要か不必要かの確認をした。

北海道大樹町

その他

○ 平成 28 年 8 月 20 日

避難勧告発表準備のため、避難対象エリア内の要支援者を確認するため名簿を使用した。

○ 平成 28 年 8 月 30 日

避難勧告・指示のため、対象エリア内の要支援者を確認するため名簿を使用した。

北海道大樹町

その他

○ 平成 28 年 8 月 31 日～9 月 7 日

避難行動要支援者宅に訪問し、健康状態の確認と飲料用水を支給した。

北海道池田町

避難

○ 平成 28 年 8 月 30 日～31 日

名簿を参考に、要支援者を避難所まで送迎を行った。

北海道足寄町

安否

○ 平成 28 年 8 月 17 日～18 日：台風 7 号

平成 28 年 8 月 20 日～23 日：台風 9・11 号大雨災害

平成 28 年 8 月 30 日～31 日：台風 10 号大雨災害

平成 28 年 9 月 9 日～10 日：温帯低気圧大雨

各大雨災害において、災害対策本部からの避難勧告、避難指示に合わせ、土地が低く浸水被害が予想される地域における要支援者宅に対し、福祉課職員が臨戸して避難を呼びかけた。

その際に徒歩による避難が困難な方について公用車、公用バスによる送迎を実施した。一般の避難所での生活が困難な方は当初より福祉避難所に誘導した。避難所では防災担当課（総務課）職員と福祉課保健師等が協力し避難者のケアにあたった。

* 8/30～31:台風 10 号は福祉課対応無し、総務課対応で対象住民の自力での避難。

北海道清水町

避難

○ 平成 28 年 8 月 30 日

避難勧告発令地域に居住する要援護者に対して電話による避難状況確認を行った。避難時の送迎支援や避難をしていない方に対する避難勧奨を行った。

青森県六ヶ所村

避難

○ 平成 28 年 9 月 1 日

住民から土砂崩れの兆候があるとの連絡があり、現地を確認後、土砂災害警戒区域内に居住する世帯に対し、避難指示を発令。土砂災害警戒区域内に避難行動要支援者が居住していないか確認。独居や高齢夫婦世帯について本人や家族に連絡をとり、避難所に行くのか、家族に身を寄せるのかなどを把握した。

岩手県久慈市

安否

○ 平成 28 年 8 月 31 日

被害のあった地区の民生委員より避難行動要支援者名簿にて安否確認を行なった旨の連絡があったが、特に被害の大きかった地区については停電、電話の不通、道路の崩壊等により孤立地区となっており、当該地区の避難行動要支援者の安否はすぐには確認できなかった。しかし、その後、消防署、警察署等の協力により孤立地区の全世帯の安否が確認された。

岩手県遠野市

情報

○ 平成 28 年 8 月 17 日

防災危機管理課担当へシステム出力名簿（エクセルファイル）を送った。

岩手県住田町

安否

○ 平成 28 年 8 月 30 日

避難行動要支援者名簿を使って保健福祉課が安否確認を行った。

岩手県普代村

安否

○ 平成 28 年 8 月 30 日

10：00 避難準備情報発表時と、13：39 避難勧告発表時に、対象地区で避難行動要支援者名簿に掲載されている方へ電話し、状態確認等を行った。

岩手県軽米町

安否

- 平成 28 年 8 月 30 日及び 9 月 8 日
避難勧告発令に伴い、対象地区の要支援者名簿と地図をシステムから出力。消防団へ配布し、避難の促しや見守りを依頼した。

岩手県野田村

安否

- 平成 28 年 8 月 30 日
災害発生後、名簿を利用して、避難状況の確認等を行った。

山形県上山市

安否

- 平成 28 年 8 月 29 日
台風通過前日に自主防災会長に事前に連絡し、要援護者の声かけ等について依頼を行った。上山市洪水ハザードマップの浸水想定に基づき、該当となる地区の自主防災会長に対して電話連絡を行った。自主防災会長には地区内の災害時要支援者の名簿を提供しているため、それに基づいて声かけのお願いを行った。

東京都立川市

避難

- 平成 28 年 8 月 22 日
11 : 55 立川市に土砂災害警戒情報発令。
12 : 30 土砂災害警戒情報発表に基づき、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている 16 箇所を含む地域に避難準備情報を発表。
13 : 00 避難準備情報発表に伴い、該当地域に居住する避難行動要支援者（27 名）の安否確認及び避難支援の要否の確認を開始。
16 : 30 避難行動要支援者対応終了（電話連絡及び訪問により確認避難支援不要 19 名、不在による確認不能 8 名）
19 : 45 土砂災害警戒情報解除
20 : 00 避難準備情報解除

東京都小金井市

避難

- 平成 28 年 8 月 22 日
地域福祉課より、避難行動要支援者名簿に基づく避難行動要支援者に避難準備情報が発令された事を電話連絡した。避難行動要支援者は 7 世帯 8 人であった。

福岡県飯塚市

避難

- 平成 28 年 7 月 13 日

避難準備情報が発令された地域の要支援者に対して、電話にて情報の提供を行った。(20 地区)

平成 28 年 台風 13 号・16 号

群馬県沼田市

安否

- 平成 28 年 9 月 7 日 未明

台風 13 号の接近に伴い局地的な大雨により土砂災害が発生し、避難所の開設を行った際、避難行動要支援者名簿を活用して要配慮者へ避難所開設を知らせると共に安否確認を電話で行った。

福井県大野市

情報

- 平成 28 年 9 月 20 日

水位の上昇が見られる河川沿いの地域に避難準備情報を発令。自主防災組織に対し、避難行動要支援者への声かけ等を求めた。

大阪府四條畷市

避難

- 平成 28 年 9 月

土砂災害警戒区域に居住する避難行動要支援者に電話等で避難する場合の手段の確認を行った。(家族介助で可能・ご本人で対応可能など)。

宮崎県日向市

情報

- 平成 28 年 9 月 20 日 23:00 ~ 9 月 21 日 6:30

災害対策本部から避難行動要支援者名簿の提供依頼がある可能性があったため、対応できるように福祉課にて待機。

宮崎県西都市

安否

情報

- 平成 28 年 9 月 20 日 未明

未明に避難準備情報、そして避難勧告を発令したため、避難行動要支援者が外へ出るの
はかえって危険であると判断し、福祉部局、消防団、民生委員を通して要支援者の安否
を確認しつつ、屋内避難するよう伝えた。

平成 28 年 8 月 24 日 海岸町地区土砂崩れ

北海道羅臼町

安否

避難

- 平成 28 年 8 月 25 日

土砂崩れにより、土砂崩れ発生箇所以北が孤立し、通信手段、陸上からの交通手段が断
絶した。現地の消防団員等の協力により、名簿による安否確認や孤立地区からの移送を
実施した。

平成 28 年 大雨災害

熊本県南関町

情報

- 平成 28 年 6 月 23 日

6 月 19 日から降り続いた雨と 22 日の大雨により、22 日の早朝に避難勧告発令した。
社協に要支援者への避難誘導連絡を依頼した。要支援者の避難はなかった。

広島県福山市

避難

情報

- 平成 28 年 6 月 20 日～23 日

避難準備情報に基づき、市内 18 カ所の避難場所へ、最大 150 人が避難を行った。市が
保有している安否確認リストを基に、避難勧告発令区域の避難行動要支援者（不同意者
も含む）について地域の民生委員・児童委員へ情報提供した。避難行動要支援者へ注意
喚起や安否確認が行われ、避難行動要支援者 1 人が避難行動を行っており、区域内の住
民 21 人が避難した。

平成 27 年 台風 18・23 号に伴う災害

北海道小平町

その他

- 平成 27 年 10 月 1 日～3 日
避難が必要なほどの台風災害ではなかったものの、名簿登載者のうち、高齢独居者が一時避難を希望したため対応した。

北海道礼文町

避難

- 平成 27 年 10 月 2 日
停電による対応。医療機器や透析患者の輸送対策・避難。

平成 27 年 台風 11 号に伴う災害

香川県高松市

安否

- 平成 27 年 7 月 16 日
要支援者の親類からの依頼により、本市水防本部にて、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認が 2 件行われた。

愛媛県松山市

情報

- 平成 27 年 7 月 17 日
 - 01 : 40 「土砂災害警戒情報」発表
 - 03 : 00 対象地区住民（336 世帯 913 名）に「避難勧告」発令。既に開設している避難所に加え、新たに 2 カ所を開設
 - 対象地区の避難行動要支援者の「数」及び「避難する人数」の把握
 - 避難に関する広報の実施（防災行政無線、登録メール、広報車、音声サポートシステム等を活用）
 - 対象地区の支所・出張所に、避難のための車両を待機させる
 - 対象地区の「民生・児童委員」及び「自主防災組織」に、避難誘導支援（電話連絡・戸別訪問）を依頼
 - 名簿提供不同意者に対し市職員が避難誘導支援（電話連絡）を実施
 - 6 : 20 「土砂災害警戒情報」解除
 - 16 : 00 「避難勧告」解除

高知県大豊町

情報

- 平成 27 年 7 月 15 日 9 : 00
- 避難行動要支援者名簿に基づき各地区長、要配慮者に避難準備情報を連絡し、安否確認等に活用した。

平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨災害

宮城県大崎市

安否

- 平成 27 年 9 月 11 日
- 名簿を活用し、地区の対象者へ個別に安否確認を行った。

宮城県松島町

情報

- 平成 27 年 9 月 11 日
- 避難勧告を発令時に避難行動要支援者名簿を活用し、町・地区・民生員による避難誘導の呼び掛けや安否確認の際に活用した。

山形県最上町

避難

- 平成 27 年 9 月 10 日 15 : 50

降り続く大雨により河川の氾濫の恐れがあるため、浸水想定区域の世帯に避難準備情報を発令(20 世帯 80 人)。地元町内会及び消防団が直接、避難行動要支援者の自宅を訪問し早めの避難を呼びかけた。小さい集落であるため事前に避難行動要支援者を把握していたことから、名簿の活用はせずに済んだ。

その後、同日 16 : 50 に同地区同世帯に避難勧告を発令したため再度直接訪問し、避難の呼びかけと避難所への送迎を行った。

茨城県境町

情報

- 平成 27 年 9 月 10 日

民生委員児童委員により、災害時緊急用名簿により、高齢者等の安否確認を行う。看護師による訪問、ケアを行う。

栃木県宇都宮市

その他

- 平成 27 年 9 月 9 日 9 : 10

避難指示発令区域における災害時要援護者・避難行動要支援者の把握（該当者なし）を行った。

栃木県壬生町

避難

- 平成 27 年 9 月 9 日

9:20 安塚地区に避難勧告を発令するに当たり、名簿の状況・住所(立地状況)・世帯員数を参考にした。また、実際に勧告を出した。

5:15 黒川周辺地区に避難指示を発令するに当たり、名簿を参照した。

平成 26 年 豪雨災害

北海道礼文町

安否

- 平成 26 年 8 月 24 日

災害名簿による地域対象者の安否確認（避難状況の確認）を行った。避難先における血圧測定や住民の相談、陸路がふさがれ、孤立した地域住民の状況確認や健康相談、内服の確認や確保 Dr. の派遣を行った。

秋田県三種町

情報

- 平成 26 年 10 月 8 日

大雨の影響による三種川の氾濫・家屋等の冠水が予想されたため 1,190 世帯、3,070 人に避難勧告がなされた。気象庁や県から得ていた情報から洪水災害が確定的と思われたため、防災担当課・消防団に要援護者の情報提供を行った。

山形県大江町

避難

- 平成 26 年 7 月 9 日

12 : 57 大江町に大雨警報が発令され、10 日 2 : 22 に洪水警報が発令された。

- 平成 26 年 7 月 10 日

2 : 15 最上川が増水した百目木地区と月布川が増水により鹿子沢地区での被害拡大が予想されたため、百目木地区、鹿子沢地区、計 28 世帯 80 名に避難勧告を発令し、同時刻に「7.9 豪雨災害対策本部」を設置した。避難勧告を受け、左沢地区の町民ふれあい会館に避難所を開設。百目木地区、鹿子沢地区民が消防団、各区長、避難支援者等の呼びかけ、誘導等により避難を開始し、50 名が町民ふれあい会館に避難した。避難完了後、名簿登載者の避難状況を確認する。

京都府綾部市

情報

- 平成 26 年 9 月 5 日

避難所開設時に、避難所開設班員に、避難行動要支援者名簿を渡して要支援者の避難に備えた。

大阪府池田市

避難

○ 平成 26 年 8 月 24 日

集中豪雨の影響で避難勧告を発令し、避難所を開設した。自主避難が困難な避難行動要支援者に自宅と避難所間の送迎を実施した。

広島県広島市

安否

情報

○ 平成 26 年 8 月 20 日

避難行動要支援者の安否確認の状況について、被害のあった安佐南区及び安佐北区に対して照会を行った。

これを受けて各区役所では、避難行動要支援者について、避難所における避難状況の把握や市職員からの電話連絡による安否確認、避難支援等関係者（自主防災会、民生委員・児童委員等）への安否確認の依頼（個別に電話連絡や訪問など）を行った。

8 月 26 日に名簿登録者全員が無事であることを確認した。

平成 26 年 台風 11 号・12 号・19 号

岐阜県高山市

避難

○ 平成 26 年 10 月 13 日 14 : 00

台風 19 号の接近に伴い、登録のある町内会長宅に電話で連絡を取り、避難弱者の方の避難支援を呼びかけた。

鳥取県若桜町

安否

○ 平成 26 年 8 月 9 日～10 日

名簿をもとに、包括支援センターの職員が、85 歳以上の高齢者に対しての電話による安否確認を行った。1 名避難希望があり、関係者、関係機関へ連絡を取った。

高知県南国市

安否

○ 平成 26 年 8 月

避難指示対象地区で、避難行動要支援者がいる世帯に対して、避難状況の確認を行った。

平成 26 年 台風 8 号

沖縄県宮古島市

避難

- 平成 26 年 7 月 7 日

特別警報が発令されたため、全体計画に基づき名簿登録者に対し、避難を呼びかけた。

沖縄県中城村

避難

- 平成 26 年 7 月 7 日

名簿を活用し、一人暮らし高齢者宅に安否確認を行った。また、(自主) 避難所の案内を行った。

大雨・洪水警報

茨城県常陸太田市

その他

- 平成 28 年 8 月 23 日

市の防災対策課において、避難行動要支援者名簿により、発災があった地域に要支援者がいるかを確認した。

地震

平成 28 年 熊本地震

福岡県久留米市

安否

- 平成 28 年 4 月 16 日
 - 1 : 25 震度 5 強の地震発生
 - 2 : 00 避難所開設準備。各校区の自主防災組織等が、名簿を活用した安否確認を実施し、必要に応じて、避難所開設の情報を伝達した。
- 平成 28 年 4 月 25 日 12 : 00
避難所の閉鎖。
- 平成 28 年 6 月 20 日～22 日、7 月 12 日
大雨対応時に、市職員より土砂災害特別警戒区域内の要援護者に避難準備情報等を伝達した。

佐賀県佐賀市

情報

- 平成 28 年 4 月 16 日
 - 8 : 00 市より各校区民生委員へ避難行動要支援者の安否確認を依頼（対象者は、配付した名簿に記載されている者）。
校区会長より各委員へ連絡してもらい、会長より市へ報告してもらう。

熊本県熊本市

安否

- 平成 28 年 4 月 21 日
名簿情報は、「熊本市地域防災計画」に定めるすべての団体等に、一律に提供するものでなく避難支援に取り組むため、名簿情報の適正管理に関し覚書を締結した団体（消防機関、警察、社会福祉協議会以外）の長に提供することとしている。熊本地震では、覚書を締結している 53 団体のうち 32 団体へ提供した。

熊本県山鹿市

安否

- 平成 28 年 4 月 16 日～27 日
市内 3 か所の福祉避難所を開設した。4 月 27 日に最後の避難者が退所されるまで、安否確認等の対応を行った。9 名の方が福祉避難所に避難された。
- 平成 28 年 4 月 18 日～5 月 8 日
市内の自主避難所で、名簿をもとに安否確認等を行った。

熊本県宇土市

情報

- 日付不明

庁舎の倒壊により、名簿データを入れていたパソコンが中々使用できなかったが、各民生委員に渡していた名簿を基に要支援者を早い段階で対応できた。

熊本県宇城市

情報

- 平成 28 年 4 月 15 日（前震対応）

前震が発生した翌日に、民生委員・地元消防団を中心に避難行動要支援者名簿を活用した安否確認活動を行った。同日昼には全安否確認終了。例年、この活動について行政区嘱託員・民生委員・消防団の 3 者で訓練を行っていたため、迅速な確認が出来た。

- 平成 28 年 4 月 16 日（本震対応）

本震が発生した当日に、再度前日同様の安否確認を実施した。

熊本県南関町

情報

- 平成 28 年 4 月 16 日

熊本地震（本震）発災により、町から消防団に地区ごとの名簿を配布して安否確認及び避難誘導を依頼。社協からも民生委員に安否確認及び避難誘導するよう依頼。

深夜だったため、安否確認できなかった家には、社協とともに早朝から電話して確認。

避難に支援を要する人はいなかった。

熊本県大津町

情報

- 平成 28 年 4 月 15 日

4 月 14 日の前震発生直後に、同意・不同意関係なく全要支援者の避難行動要支援者名簿を出し、全行政区嘱託員へ配布し、安否確認を実施した。

また、その後の 4 月 16 日の本震においても、各行政区嘱託員・民生委員・児童委員に幾度も巡回確認を行っていただいた。

連絡が取れない要支援者については、町保健師や DMAT などが各避難所を回り、無事を確認している。

熊本県小国町

安否

- 平成 28 年 4 月 14 日～16 日

4 月 14 日から 16 日の 3 日間、避難行動要支援者名簿による安否確認を行った。

熊本県南阿蘇村

避難

- 平成 28 年 4 月 14 日

4 月 14 日から村では、消防団・社会福祉協議会・民生委員・児童委員と連携し避難状況の確認を行った。

熊本県南阿蘇村

その他

- 特定の日付なし

震災時、停電によってパソコン等の電子媒体が使えない状況となったが、資料を紙媒体で準備していたため、対応することができてよかった。

熊本県嘉島町

その他

- 平成 28 年 4 月 16 日～

本震直後は人員が不足しており、避難活動に対する対応のほとんどを自主防災組織や消防団にお願いした。直接行政として行ったことは、重度の障害や要介護度の高い方を優先して避難いただく避難所を設け、そこに保健師を配置したことなどである。実施に避難誘導や補助、安否確認などのほとんどを自主防災組織や消防団が行った。

熊本県芦北町

安否

- 平成 28 年 4 月 14 日・16 日

前震と本震が起きた後に、避難行動要支援者名簿が登録されている該当地区の区長へ電話連絡を実施し、安否確認と避難所への避難呼びかけを依頼した。

熊本県錦町

安否

- 平成 28 年 4 月 14 日

21:26 熊本震災の前震直後に各区長と職員で避難行動要支援者の安否確認を行った。

- 平成 28 年 4 月 16 日

1:25 熊本震災の本震直後に職員にて避難行動要支援者の安否確認を行い、翌朝から区長へも再度確認を依頼した。

熊本県湯前町

安否

- 平成 28 年 4 月 14 日・16 日
名簿対象者全員の安否確認を行った。

大分県大分市

情報

- 平成 28 年 4 月 18 日
民生委員に対して、要支援者（同意者）の名簿をもとに、可能な範囲で安否確認（電話連絡、訪問など）を依頼した。
不同意者の名簿については、熊本・大分地震における大分市内の被害状況は、家屋被害等がほとんどない状況であったため、不同意者の名簿を提供するまでの状態にないと判断し、提供を行わなかった。

大分県竹田市

その他

- 平成 28 年 4 月 16 日
水道水の給水停止に伴い、4 月 16 日に名簿を活用し、給水車の手配や飲料水の配付を行った。

大分県豊後大野市

情報

- 平成 28 年 4 月 18 日
名簿に掲載されている方の安否確認及びその方法について協議した。
市内自治委員へ安否確認の依頼を行った。

大分県由布市

情報

- 不明（震災後 1 週間後頃）
事前に提供していた名簿を元に、民生委員、自治委員に対象者の安否確認を依頼した。

平成 28 年 鳥取県中部地震

鳥取県倉吉市

安否

○ 平成 28 年 10 月 24 日

要支援者名簿をもとに市・県・県外派遣保健師等による要支援者宅への個別訪問を実施した。

鳥取県琴浦町

安否

○ 平成 28 年 10 月 21 日

14:07 名簿を使って福祉担当部局の職員による戸別訪問を行い、安否確認を行った。

平成 26 年 長野県神城断層地震

長野県白馬村

安否

○ 平成 26 年 11 月 22 日

災害時住民支え合いマップや地域コミュニティにより迅速な安否確認が行えた。

長野県小川村

安否

○ 平成 26 年 11 月 22 日

名簿登録者の安否を各自治会長に確認するよう依頼。平成 26 年 9 月の防災訓練時に初めて名簿を使用した訓練を実施したばかりであったこともあり、自治会長による安否確認まとめ作業をスムーズに行うことができた。

雪害

平成 28 年 寒波・大雪

岩手県軽米町

安否

- 平成 28 年 1 月 19 日～20 日

災害対策本部設置後、対象地区を絞り、要支援者（65 歳以上の単身世帯）を対象に電話で安否確認を実施。一部は社会福祉協議会で実施。

除雪希望者については、社会福祉協議会（ボランティア、シルバー人材センター）への相談を促した。

福岡県大牟田市

情報

- 平成 28 年 1 月 19 日～20 日

平成 28 年 1 月に、寒波により、各家庭の水道管が破損し、これに伴い市内全域で、緊急的に断水を行った。その際、避難行動要支援者の安否確認や飲料水の配布のため、民生委員、児童委員の方に対し名簿を提供した。

平成 26 年 寒波・大雪

徳島県つるぎ町

安否

避難

- 平成 26 年 12 月 5 日～15 日

平成 26 年 12 月 5 日徳島県西部 1 市 2 町において、水分を多く含んだ降雪により何日にもわたる停電、倒木による道路の寸断、また、希にみる降雪の影響で徒歩でも山間地域への立ち入りができなくなった。

登録名簿により登録の要支援者全員への安否確認、また酸素吸入者への酸素ボンベ等の支給を行い、避難所への避難希望者はなかったが、約 1 名が町と協定締結している福祉避難所の入所することとなった。

噴火

桜島 噴火警戒レベル4対応

鹿児島県鹿児島市

避難

- 平成 27 年 8 月 15 日
 - 10 : 15 レベル4引き上げ
 - 10 : 45 災害警戒本部設置
 - 11 : 15 災害対策本部設置
 - 11 : 50 避難準備情報発令
 - 13 : 00 避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者を消防と協力し、避難所へ車両輸送開始

2. 避難支援等関係者による名簿を活用した対応事例

水害

平成 28 年 台風 7 号・9 号・10 号・11 号

北海道帯広市

安否

- 平成 28 年 8 月 30 日

市内の一部に避難準備情報を発令。市では、ホームページや広報車、緊急速報メール、地区連合町内会組織への電話連絡等の手段により、市民周知を図るとともに、町内会組織等からの災害時要援護者への連絡や状況確認を行った。

- 平成 28 年 8 月 31 日

前日の避難準備情報を避難勧告に格上げし、同様の市民周知を行った。

北海道赤平市

その他

- 平成 28 年 8 月 20 日

14:00 市内、一部地域にて避難所開設、避難勧告発令地域の名簿を総務課が確認、該当者はいなかった。

北海道芽室町

安否

- 平成 28 年 8 月 30 日～31 日

台風に伴う大雨により河川が増水し、町内にある主要 5 河川のうち 4 河川の近隣住民に避難指示・避難勧告を発令した。

対処地域に住む避難行動要支援者に対しては、保健福祉課が個別に電話連絡をし、状況確認等を行った。

北海道池田町

避難

- 平成 28 年 8 月 30 日～31 日

自主防災組織・民生委員等による要支援者の見回り、福祉施設・社会福祉協議会による要支援者の送迎に活用した。

青森県八戸市

避難

- 平成 28 年 8 月 30 日

土砂災害への避難勧告が発令されたため、市からの連絡を受けた民生委員が、警戒区域に居住している災害時要援護者を避難所へ避難させた。

岩手県住田町

避難

- 平成 28 年 8 月 30 日

名簿を使って各民生委員が、担当地区で安否確認及び避難支援を実施した。名簿を使って社会福祉協議会が安否確認及び避難支援を行った。名簿を使って保健福祉課が安否確認を行った。

岩手県軽米町

安否

- 平成 28 年 8 月 30 日及び 9 月 8 日

町職員により安否確認を行うほか、介護保険事業所等へも依頼し、電話や訪問での安否確認実施。

茨城県ひたちなか市

その他

- 平成 28 年 8 月 23 日

14 : 24 大雨（土砂災害・浸水害）・洪水警報発表

15 : 50 土砂災害警戒情報発表

17 : 40 指定避難所 29 箇所開設

23 : 10 土砂災害警戒情報解除

- 平成 28 年 8 月 24 日

1 : 49 大雨警報解除→注意報へ

床上浸水 : 10 件

床下浸水 : 154 件

通行止め : 27 箇所

千葉県いすみ市

安否

- 平成 28 年 8 月 16 日
台風 7 号：避難行動要支援者に対し、健康高齢者支援課の担当職員が電話連絡等
- 平成 28 年 8 月 22 日
台風 9 号：避難行動要支援者に対し、健康高齢者支援課の担当職員が電話連絡等
- 平成 28 年 8 月 29 日
台風 10 号：避難行動要支援者に対し、健康高齢者支援課の担当職員が電話連絡等

静岡県函南町

安否

- 平成 28 年 8 月 21 日
 - 22 : 10 暴風警報発令
 - 22 : 45 災害警戒第一次配備体制
- 平成 28 年 8 月 24 日
 - 2 : 46 大雨、洪水、暴風警報発令
 - 8 : 00 災害警戒第二次配備体制移行
 - 10 : 43 土砂災害警戒情報発令
 - 11 : 00 日守地区に避難準備情報発令、避難所開設、自主防災組織に名簿の開示
自主防組織・民生委員児童委員による安否確認依頼
 - 12 : 23 避難者は 2 世帯 4 名
 - 15 : 05 土砂災害警戒情報解除
 - 15 : 25 避難所閉鎖
 - 15 : 26 民生委員により避難行動要支援者の無事を確認
 - 15 : 38 大雨警報継続、雷・強風注意報発令 第一次配備体制移行
 - 17 : 30 大雨警報解除、第一次配備体制解除

平成 28 年 台風 16 号

福井県大野市

避難

- 平成 28 年 9 月 20 日

水位の上昇が見られる河川沿いの地域に避難準備情報を発令。自主防災組織に対し、避難行動要支援者への声かけ等を求めた。

大阪府四條畷市

安否

- 日時不明

地区によっては、任意で台風が去ってから、避難支援等関係者により名簿に記載する要支援者への安否確認を実施していた。

平成 28 年 大雨災害

北海道利尻町

安否

- 平成 28 年 9 月 6 日～7 日

電話・訪問での安否確認や避難要望等の聞き取りを保健福祉部局の職員が中心となって行った。

平成 27 年 台風 11 号に伴う災害

鳥取県若桜町

安否

- 平成 27 年 7 月 16 日

名簿を活用し、高齢者は包括支援センター職員、障害者は保健センター職員が手分けして電話による安否確認を行った。

高知県大豊町

安否

避難

- 平成 27 年 7 月 15 日

名簿に基づき、安否確認、避難支援に活用した。

平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨災害

栃木県宇都宮市

安否

- 平成 27 年 9 月 9 日～10 日

各地区の状況に応じ、地区支援班の判断により、災害時要援護者の安否確認を行った。

栃木県鹿沼市

情報

- 平成 27 年 9 月 9 日

避難準備情報が発令された時点で該当地区の名簿を手元に準備し自治会長や民生委員の問い合わせに活用した。

- 平成 27 年 9 月 10 日

避難所へ来た人の中に要支援者がいるかの確認に名簿を使った。

栃木県下野市

安否

- 平成 27 年 9 月 11 日 8 : 30

地域包括支援センターにおいて、避難行動要支援者名簿に基づいて電話による安否確認を実施。電話で確認できなかったものについて訪問による安否確認を実施。安否確認のできなかったものについて市へ連絡。各民生委員が担当地区内の名簿登載者の安否確認を実施。

平成 26 年 豪雨災害

山形県大江町

避難

- 平成 26 年 7 月 10 日

避難勧告を受け、各区長、避難支援者が協力しながら名簿登載者の避難を促した。

新潟県新発田市

避難

- 平成 26 年 7 月 9 日

避難準備情報の発令地区の消防団の分掌者、自治会長に電話にて情報共有し、同意者名簿を基に避難行動要支援者の避難支援を担ってもらった。

長野県南木曾町

安否

- 平成 26 年 7 月 9 日

18 : 00 町・消防団・行政区（区長・民生委員）と連携を図り安否確認を行った。

京都府綾部市

避難

- 平成 26 年 9 月 5 日

足の不自由な高齢者を民生委員が自家用車で高齢者福祉施設に送迎した。

平成 26 年 台風 8 号

沖縄県宮古島市

避難

- 平成 26 年 7 月 7 日

名簿登録の避難支援関係者へ連絡し、要支援者への避難の連絡、対応をお願いした。

大雨・洪水警報

千葉県いすみ市

安否

- 平成 28 年 9 月 22 日

健康高齢者支援課の担当職員が電話連絡等を行った。

風水害

新潟県上越市

その他

- 特定の日付なし
小規模の風災害時に対象地区に要支援者がいないか、その都度確認している。

三重県伊勢市

避難

- 平成 27 年 8 月 25 日、9 月 8 日
台風接近時に避難勧告等が発令されている地区の自治会長や民生委員に対し、電話や FAX であらかじめ情報共有をしている名簿を基に安否確認や避難誘導を依頼した。

浸水被害

和歌山県紀の川市

安否

- 平成 26 年 8 月 9 日～10 日
避難支援関係者への平時からの情報提供に同意されている人には、紀の川市の職員が個別で電話を行い、安否確認を実施した。

地震

平成 28 年 熊本地震

佐賀県佐賀市

安否

- 平成 28 年 4 月 16 日 8 : 00

各民生委員は、担当地域内にいる避難行動要支援者の安否確認を行った。

熊本県宇土市

安否

- 平成 28 年 4 月 15 日

4 月 14 日の前震を受け、各民生委員、嘱託員が名簿登録者の安否確認を行った。

- 平成 28 年 4 月下旬～5月上旬

他地方公共団体からきた応援職員（保健師）と民生委員が一緒になって名簿登録者の現況確認を行った。

熊本県南阿蘇村

避難

- 平成 28 年 4 月 14 日～

村からの資料をもとに消防・民生委員・児童委員が各地区を周り安否確認した。

大分県大分市

安否

- 平成 28 年 4 月 18 日～

民生委員が担当地区内の要支援者（同意者）に対して、可能な範囲で安否確認（電話連絡、訪問など）を実施した。

大分県豊後大野市

安否

- 平成 28 年 4 月 16 日

市対策本部より依頼を受け、自治委員が主体となり、民生委員等と協力し安否確認をした。

平成 28 年 鳥取県中部地震

鳥取県倉吉市

安否

- 平成 28 年 10 月 21 日

地震発生後、すぐに日頃から情報提供をしている要支援者名簿をもとに民生児童委員が担当区域の要支援者の安否確認を実施した。

担当民生児童委員⇒地区民生児童委員会長⇒市福祉課へ報告

平成 26 年 長野県神城断層地震

長野県長野市

安否

- 平成 26 年 11 月 22 日

民生委員による安否確認。

雪害

平成 28 年 1 月 23 日 寒波・大雪

鳥根県浜田市

その他

- 平成 28 年 1 月 23 日～

被害の大きかった地域では、民生委員・児童委員は、要支援者の安否確認及び必要な方への水の配布等を実施した。

消防団は、要支援者の安否確認と水の配布を実施した。

除雪も実施したところもある。

噴火

口永良部島新岳噴火

鹿児島県屋久島町

避難

- 平成 26 年 8 月 3 日・平成 27 年 5 月 29 日

要支援者名簿をもとに、町職員及び消防団員が避難所等の手配を行った。

火災

竜飛地区火災

青森県外ヶ浜町

避難

- 平成 28 年 9 月 21 日
 - 9 : 30 頃 要支援者の避難誘導（健康チェック・血圧測定）
 - 10 : 30 頃 登録名簿を活用し町外に家族がいる要支援者の家族へ外ヶ浜町地域包括支援センターの保健師が電話連絡
 - 12 : 00 頃 地区会が昼食準備、提供
 - 15 : 00 頃 認知症のある一人暮らし高齢者を福祉避難所へ福祉避難所の施設担当者(介護支援専門員が移動させる
(2名宿泊・県外の家族が来町するのを待つ)
- 平成 28 年 9 月 22 日
 - 1名は特別養護老人ホーム(ショートステイ利用)
 - 1名は親戚宅へ（後日、グループホーム入所）

糸魚川市駅北大火

新潟県糸魚川市

情報

- 平成 28 年 12 月 22 日
 - 平時には同意者のみ自治会長、民生委員には名簿情報を提供していたが、今回の災害では避難支援等関係者に対して名簿提供ができなかった。避難勧告区域全てにおいて見回り、避難確認を行ったので、名簿は活用されていない。

3. 認識された課題

水害

平成 28 年 台風 7 号・9 号・10 号・11 号

北海道 A 市

その他

準備した名簿が、リアルタイムのものでないことがあることから、災害時等に利用する際に迅速に、リアルタイムのものを準備することが今後の課題と考えられる。

⇒P 69 I. 1. (4) 名簿の更新を効率的に行うための取組

北海道 B 町

情報

防災担当と名簿情報の共有がうまくできなかった。

⇒P 69 I. 1. (4) 名簿の更新を効率的に行うための取組

北海道 C 町

情報

水位下降の兆しにより、避難勧告等の発令には至らなかったが、要支援者名簿は避難準備情報の発令時などに有効であるため、今後も名簿の定期的な更新を行い、支援機関などへの事前提供も検討していく。

⇒P 69 I. 1. (4) 名簿の更新を効率的に行うための取組

⇒P 169 I. 4. 外部との連携・協力に関する取組

北海道 D 町

情報

該当地域への広報車による情報伝達はできたが、要支援者・支援者への個別情報伝達は不十分であった。

⇒P 173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

北海道 E 町

情報

災害対策として以前から独居や在宅酸素患者、透析患者等について把握していたり、保健師も地区別負担制により受持ち地区の安否確認を要する方々を把握できていた。しかし、災害が実際に起きると現場対応に追われ、職員や担当者が情報共有することが難しいということを改めて知った。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

北海道 F 市

その他

市から発令する防災情報が市民に行き渡らず、緊急時の市民周知の体制に課題を残した。

⇒P173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

北海道 G 町

安否

要援護者台帳を作成していたので避難勧告時、電話での状況確認や避難勧奨に対応できたが、要援護者とする対象が狭く、要援護者名簿だけでは支援を要する人の把握が不十分であった。

⇒P1 I. 1. (1) 住民が自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求められるような取組

岩手県 H 町

その他

支援者が受け持つ要配慮者の人数を少なくしないと動くことができない。動きだしの早期化が必要である。

⇒P97 I. 2. (4) 避難行動要支援者の活動を助ける取組

岩手県 I 町

安否

民生委員及び社会福祉協議会の対応は迅速であったが、名簿登録者の中で安否確認されなかった方がいたので、課題となった。

⇒P140 I. 3. (1) 制度の周知に関する取組

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

岩手県 J 市

安否

災害時の安否確認の方法として、各地区の民生委員に避難行動要支援者名簿を活用して安否確認をしてもらい、それを報告いただいていたが、本災害の様な電話が不通になるような状況において、どのような対応ができるのか検討が必要であると感じた。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

岩手県 K 町

その他

名簿の一覧は保管していたが、地区ごとの名簿や地図は準備しておらず、また一時停電もあり、システムからの出力に時間がかかった。事前に準備が必要と感じた。消防団の協力を得られたことは良かった。

⇒P204 I. 6. 名簿提供不同意者への対応に関する取組

山形県 L 村

避難

土砂災害警戒区域に囲まれた地域のため、土砂災害に対して警戒していたが、時間雨量 71mm を超える集中豪雨のため、河川氾濫による水害での避難勧告となった。1時間で 2 m 近く水位が上昇するという時間的に余裕がない中で、河川付近の住民を避難させるためには、いちいち要支援者名簿による確認をする時間が無かった。いわゆる消防団員による全戸訪問での避難確認を行うことの方が、実効性があった。

時間的に余裕がある場合は、避難行動要支援者名簿による避難誘導は実効性があるが、緊急を要する場合は、避難の確認でしか使用できなかった。

⇒P97 I. 2. (4) 避難行動要支援者の活動を助ける取組

茨城県 M 市

安否

地域によって冠水被害等も多く発生し一部では、床上浸水等も起こった中、前年の反省も認識した中で、要支援者の安否確認も行なうべきだったが、情報収集や電話対応、市内各地での対応に追われ、自主防災会への依頼ができなかった。自主防災会が自発的に行動できるような意識啓発が重要だと改めて実感した。

⇒P169 I. 4. 外部との連携・協力に関する取組

埼玉県 N 市

その他

個別避難支援計画書のひな形がまだ作成できておらず、市と協定を締結している避難支援等関係者である自治会や民生委員でも具体的な対応が決まっていなかったため、避難行動要支援者への支援は行われなかった。要支援者が各自必要に応じて避難を行った。

⇒P214 I. 7. (1) 策定方法に関する取組

埼玉県 O 市

安否

広報担当課に協力してもらい、初期の段階から市民の電話対応と指揮命令系統を分離して対応することができた。また、保健師も地区別負担制により受持ち地区の安否確認を要する方々を把握できていたが、現場に派遣した各班との連絡が思うように取れず、人員の交代や現場対応に混乱が生じた。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

埼玉県 P 町

その他

防災担当課に電話問合せが集中してしまい、避難行動要支援者への対応が行き届かなかった。

⇒P169 I. 4. 外部との連携・協力に関する取組

東京都 Q 市

安否

初めて実際の安否確認作業を行ったことは良かったが、急傾斜地崩壊危険箇所に対する避難準備情報という事態を想定しておらず、該当地域の要支援者の抽出に時間を要した。また、震災時以外の安否確認方法が定められておらず、市職員のみで安否確認を行った。今後、さらに広範囲にわたる避難準備情報等が発表された場合、安否確認等に対応しきれるか疑問である。そもそも、土砂災害警戒情報等が出ている地域へ安否確認や避難支援のために民生委員や自治会の支援者を向かわせることが適当か。対応方法の検討が必要である。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

東京都 R 市

情報

土砂災害の恐れがある地域が 2 箇所、7 世帯のうち 6 世帯は家族同居であった。1 世帯は「一人暮らしなので連絡をもらって安心した」との声をいただいたのは良かった。(避難所への避難行動は、それぞれの世帯の判断により行わなかった。)しかし、土砂災害の恐れがある 1 箇所の地域は、自治会、防災会と協定を結び、支援者の特定や個別プランも作成していたが(今回該当した避難行動要支援者のうちプラン作成者は、1 人)、自治会に「避難準備情報発令」の情報がうまく伝わらず、地域の協力体制等活用できなかった。今後、情報伝達について、検討の必要がある。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

平成 28 年 台風 13 号・16 号

群馬県 S 市

情報

避難所開設が夕方となり、要配慮者への連絡が夜間となってしまった。

⇒P173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

大阪府 T 市

安否

任意で台風が去ってから、名簿に記載する要支援者への安否確認をした地区があり、要支援者にとっては心強いのではないかと。任意で名簿を活用して、取組をして下さる地区が増えるように制度の周知などに努めていきたい。

⇒P140 I. 3. (1) 制度の周知に関する取組

宮崎県 U 市

情報

結果的に名簿の提供はなかったが、対策本部や消防など複数の避難支援等関係者への提供となった場合は、紙ベースの名簿は 1 部しかないことから提供依頼があった時点からの印刷であったので、提供するまでに時間を要する恐れがあった。

⇒P207 I. 6. (3) 名簿の発災時における提供方法に関する取組

宮崎県 V 市

その他

今回初めて、市内全域に避難準備情報が発令された。しかし、避難所は一部しか開設されなかった。また、災害時は災害対応に追われ人手が足りず、連絡方法や連絡のタイミングも確立されていないため、避難支援等関係者への情報伝達がなされなかった。

⇒P173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

平成 28 年 8 月 24 日 海岸町地区土砂崩れ

北海道 W 町

避難

体調不良や移送が必要な要支援者の早期対応が行えた。通信手段が途絶えた際、現地の協力者等の連絡が随時行えなかった。

⇒P173 I. 5. 災害時における取組

平成 28 年 大雨災害

岡山県 X 町

その他

コミュニティのつながりの強い地域であることから民生委員や地元の方同士で安否確認を行ってくれたことは良かった。避難所となった公民館から要支援者名簿システムを見ることができなかった点に課題を感じた。

⇒P81 I. 2. (1) 避難支援等関係者を確保するための取組

熊本県 Y 町

情報

災害発生後すぐに関係機関の協力が得られたので、迅速な対応ができた。登録後の経過が長いと協力員（近所の人）が協力員であることを忘れていたケースがあった。

⇒P140 I. 3. 制度の周知・研修・訓練等に関する取組

平成 27 年 台風 11 号に伴う災害

香川県 Z 市

その他

登録されている要支援者の連絡先電話番号や、支援者の情報が古く、連絡がつかなかった。この事例の反省から、避難行動要支援者名簿の更新作業にとりかかることにした。

⇒P 69 I. 1. (4) 名簿の更新を効率的に行うための取組

愛媛県 A 市

避難

早朝（深夜）であったため、電話に出なかった人が多数。電話に出ても、勧告に応じた人はいなかった。台風接近に備え、日中のうちに自主避難所を開設し広報するなどの対応はしていたが、早めかつ安全に避難できる時間帯に避難行動を促すような配慮・情報発信（「避難準備情報」の発令など）が必要であった。

⇒P 173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

高知県 B 町

避難

平成 27 年は、タイムラインに基づき、早めの対応で避難準備情報を役場職員から要配慮者に電話連絡し避難を呼びかけたところ、多数の避難者が福祉避難所に避難した。どの段階で誰が誰をどのように避難支援するのかの検討が必要（個別計画）。

⇒P 224 I. 7. (3) 作成促進に関する取組

高知県 C 町

その他

形式的な要件で策定した名簿には載っていない要配慮者もいることが分かり、地区内でどのように支援していくのか、各地区でのタイムライン策定時に合わせ考える必要がある。

⇒P 1 I. 1. (1) 住民が自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求められるような取組

平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨災害

宮城県 D 市

安否

局地的に地域全体が被災する災害で、当初考えていた地域での安否確認までは至らなかった。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

宮城県 E 町

その他

避難行動要支援者の対象者が明確になり、避難誘導や避難支援の際に事前準備や適切な対応ができ、迅速な避難行動につながる。ただし名簿対象者を事前に把握しておかないと有効的な活用が困難である。※事前把握は難しい場合もあり

⇒P173 I. 5. 災害時における取組

茨城県 F 市

安否

避難勧告発令時、ただちに要支援者の安否確認を自主防災会に依頼しなければならないが、災害情報の収集や市民からの電話対応に追われ、自主防災会への安否確認指示が遅れてしまった。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

茨城県 G 市

その他

混乱して情報伝達など伝わらなかった。

⇒P173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

栃木県 H 市

その他

浸水想定区域内の避難行動要支援者名簿の準備や、避難勧告発令区域における避難行動要支援者の把握もするべきだったとの反省があった。名簿管理システムを改修し、地図情報の登録を行った。

⇒P17 I. 1. (2) 避難行動要支援者名簿の作成時における取組

⇒P183 I. 5. (2) 避難支援に関する取組

平成 26 年 豪雨災害

山形県 I 町

その他

避難行動要支援者名簿は整備されているものの、その後の対応が地区によってまちまちであり、有効的に活用されるよう研修や訓練を実施することが課題である。

⇒P 153 I. 3. (2) 名簿を活用した研修・訓練に関する取組

新潟県 J 市

その他

避難準備情報の発令で事が済んだため、経験のない中であることを考慮すればスムーズに対応できたと考えられる。しかしながら、避難勧告を発令する事態になっていた場合には相当数の職員の動員が必要になったと考えられるため、その場合の課題は残った。

⇒P 169 I. 4. 外部との連携・協力に関する取組

京都府 K 市

情報

要支援者が避難されてきた場合の対応等具体的な対策について決まっていなかったため、名簿を受け取った班員が戸惑った。

⇒P 125 I. 2. (5) 避難支援後の避難所における避難支援等関係者による引継ぎに関する取組

広島県 L 市

安否

地区によっては、安否確認の実施主体（広島市、自主防災会、民生委員・児童委員等）が決まっておらず、発災後に調整することとなったため、スムーズとは言えず安否確認に時間がかかった。

⇒P 192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

平成 26 年 台風 11 号・12 号・19 号

岐阜県 M 市

その他

このケースでは、日中の対応ができたが、台風襲来の時間帯によっては、対応できる職員の確保できるかが重要である。

⇒P 169 I. 4. 外部との連携・協力に関する取組

大阪府 N 市

その他

風水害の対応として名簿提供と安否確認を実施する基準を設けていなかったため、今後、検討を進めていく。

⇒P 192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

⇒P 205 I. 6. (2) 発災時における情報提供の判断の考え方に関する取組

鳥取県 O 町

安否

安否確認の電話は、高齢者の不安解消につながり良かった。1名避難希望があり、送迎について取り決めをしていなかった。

⇒P 183 I. 5. (2) 避難支援に関する取組

高知県 P 市

その他

避難指示対象地区で、避難行動要支援者がいる世帯に対して、避難状況の確認を行ったところ、「避難をした」「避難の準備をしている」という世帯が大変少なく、ほとんどの世帯は避難を考えていなかった。名簿の作成だけでなく、「避難をする」という住民の意識を高める必要があると感じた。

⇒P 163 I. 3. (3) 避難行動支援に係る地域づくりに関する取組

平成 26 年 台風 8 号

沖縄県 Q 市

その他

避難支援者の確保ができておらず、避難情報伝達体制を構築することが困難である。

⇒P81 I. 2. (1) 避難支援等関係者を確保するための取組

⇒P173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

沖縄県 R 市

その他

避難情報伝達体制の整備が整っておらず、避難行動要支援者名簿を活用した対応は行えなかった。

⇒P173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

地震

平成 28 年 熊本地震

福岡県 S 市

その他

災害時の名簿の活用方法については、継続した啓発が必要である。

⇒P140 I. 3. 制度の周知・研修・訓練等に関する取組

佐賀県 T 市

安否

情報

夜中の地震だったため、民生委員への連絡は明朝行ったが、民生委員によっては夜中に既に安否確認をしていた委員もあり、連絡するタイミングの難しさを感じた。

⇒P173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

熊本県 U 市

その他

地震後に、市役所は停電していたため、避難行動要支援者名簿を使用することができなかった。

⇒P207 I. 6. (3) 名簿の発災時における提供方法に関する取組

熊本県 V 市

情報

災害が発生してからの名簿提供となるため、避難行動要支援者の情報共有が困難であった。そのため、平時からの情報共有を図る必要があるものの、本人同意を進める必要があるが、具体的施策がない。

⇒P21 I. 1. (3) 本人同意を得るための取組

熊本県 W 市

その他

システム機器が停電していたため、名簿の使用ができなかった。

⇒P207 I. 6. (3) 名簿の発災時における提供方法に関する取組

熊本県 K 市

安否

市全域でほぼすべての方が被災されており、避難支援等関係者が思うように活動できない中、消防団については毎年安否確認に関する訓練を行っていたことと、個々人ではなく組織で対応されたことにより、早期対応と迅速な活動により、要支援者の早期把握ができた。しかしながら、消防団及び民生委員の方々も被災された方が多数いたが、早期対応を依頼したことから、精神的・肉体的に酷使した活動となり、支援関係者への配慮に欠けていた。

⇒P97 I. 2. (4) 避難行動要支援者の活動を助ける取組

熊本県 Y 市

その他

地震発生直後は、各避難所との連携は取れたが、全般をとおしての連携が不足したので、今後検討する。

⇒P125 I. 2. (5) 避難支援後の避難所における避難支援等関係者による引継ぎに関する取組

熊本県 Z 町

その他

地震が夜中に起きたため、区長への連絡が取るのが困難であった。区長を通して避難の呼びかけを行ったが、避難をされない方が殆どであった。避難行動要支援者が避難する場合の避難移動手段を前もって考えておく必要があった。区長に新たになられた方に前任者からの名簿引継がされていなかった

⇒P214 I. 7. 個別計画に関する取組

熊本県 A 町

安否

名簿の初動配布は早かったものの、要支援者が指定避難所以外の避難所に避難されていたケースも多くあり、最終的な安否確認まで時間を要した。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

熊本県 B 町

その他

夜間の作業だったので、朝になってようやく連絡が取れた方が多かった。

⇒P173 I. 5. (1) 避難支援等関係者への発災情報提供に関する取組

熊本県 C 町

情報

災害発生後すぐに関係機関の協力が得られたので、迅速な対応ができた。登録後の経過が長いと協力員（近所の人）が協力員であることを忘れていたケースがあった。

⇒P140 I. 3. 制度の周知・研修・訓練等に関する取組

熊本県 D 町

その他

避難行動要支援者名簿が出力できず、また名簿担当者が災害対策本部対応に追われ、住基情報などを基に自衛隊・警察・消防によるローラー作戦（全棟調査）と災害対策本部医療班（保健師・DMAT 等で構成）による戸別訪問調査で安否確認を実施した。

⇒P207 I. 6. (3) 名簿の発災時における提供方法に関する取組

大分県 E 市

安否

自主防災組織を中心とした地域における支援体制の整備を依頼する前に、発災したため、民生委員に対応を依頼せざるを得なかった。本来であれば、行政からの要請を待たずに、同意者名簿をもとに自主防災組織による自発的な安否確認が行われる状態にあるのが望ましいと考えている。

⇒P192 I. 5. (3) 安否確認に関する取組

大分県 F 市

安否

名簿情報の提供を同意している方みの確認となった。

⇒P204 I. 6. 名簿提供不同意者への対応に関する取組

大分県 G 市

その他

民生委員が被災者でもあり、早急な対応を求めるのは困難である。

⇒P89 I. 2. (2) 避難支援等関係者に対する安全確保に関する取組

⇒P97 I. 2. (4) 避難行動要支援者の活動を助ける取組

平成 28 年 鳥取県中部地震

鳥取県 H 町

情報

平日の昼間だったこともあり、訪問する人員には困ることはなかったが、名簿の活用や自主防災組織、自治会等との連携がうまくとれなかった。（役場から要請するのか、要請がなくても自主的に安否確認等を行うのか）

⇒P153 I. 3. (2) 名簿を活用した研修・訓練に関する取組

雪害

平成 28 年 寒波・大雪

島根県 I 市

その他

地域により、対応できたところとできなかったところがあった。

⇒P140 I. 3. 制度の周知・研修・訓練等に関する取組

福岡県 J 市

情報

民生委員の方の情報や他の名簿等の情報が混在し、現場で混乱が生じてしまった。

⇒P140 I. 3. 制度の周知・研修・訓練等に関する取組

平成 26 年 寒波・大雪

徳島県 K 町

安否

登録台帳により登録者全員の安否確認ができたが、登録内容について登録時とは違って
いた点があり、更新作業が重要と感じた。

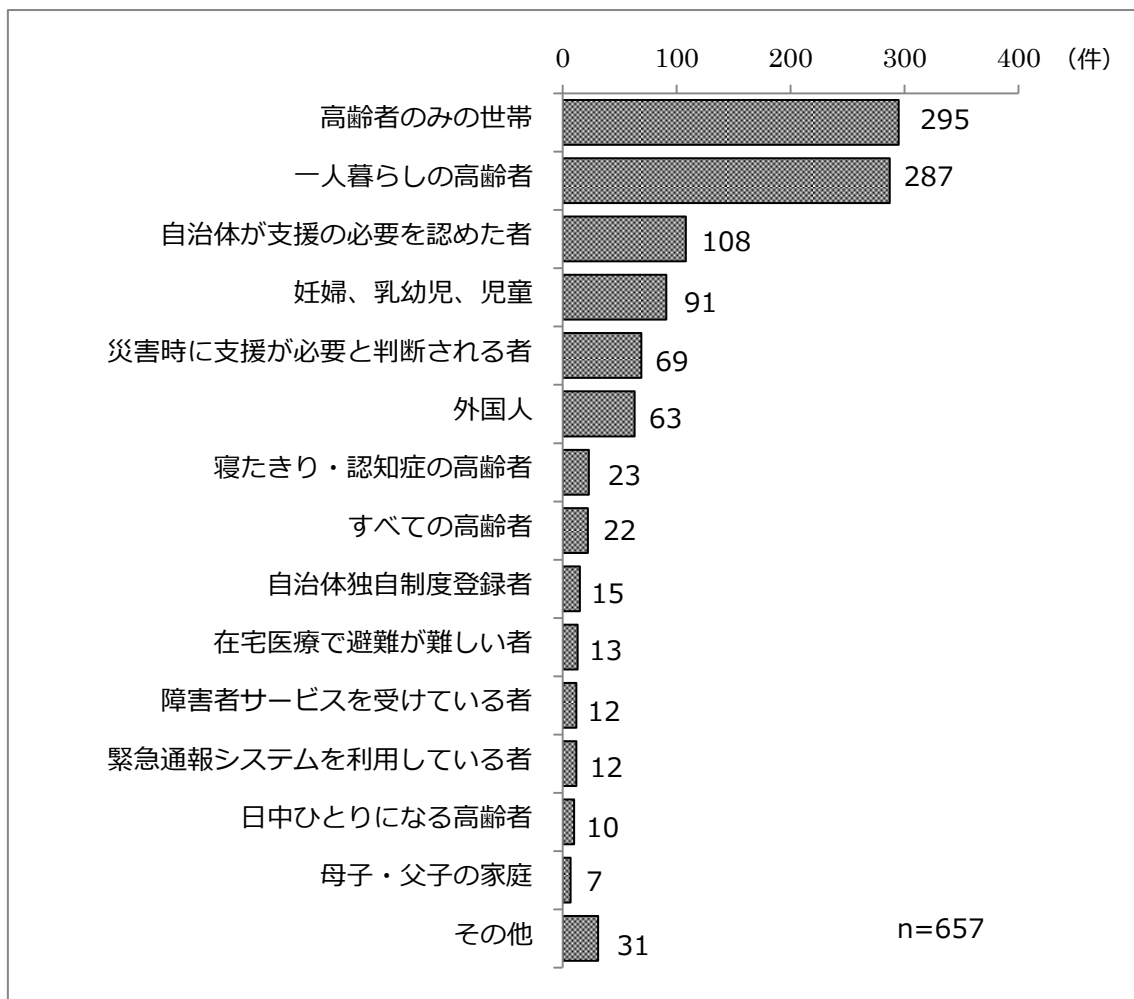
⇒P69 I. 1. (4) 名簿の更新を効率的に行うための取組

**Ⅲ. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の
うち「その他」の状況**

Ⅲ. 避難行動要支援者名簿に掲載する者のうち「その他」の状況

平成 28 年 12 月 6 日に公表された消防庁「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果」において、「避難行動要支援者名簿に掲載する者」のうち「その他」に該当がある自治体に具体的な内容を伺ったところ、「高齢者のみの世帯」が 295 件、「一人暮らしの高齢者」が 287 件、「自治体が支援の必要を認めた者」が 108 件となっている。

Q. 平成 28 年 12 月 6 日に公表されました、消防庁が実施した「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果」において、「避難行動要支援者名簿に掲載する者」として「その他」に該当がある市区町村に伺います。「その他」の具体的内容について、以下に御記入ください。

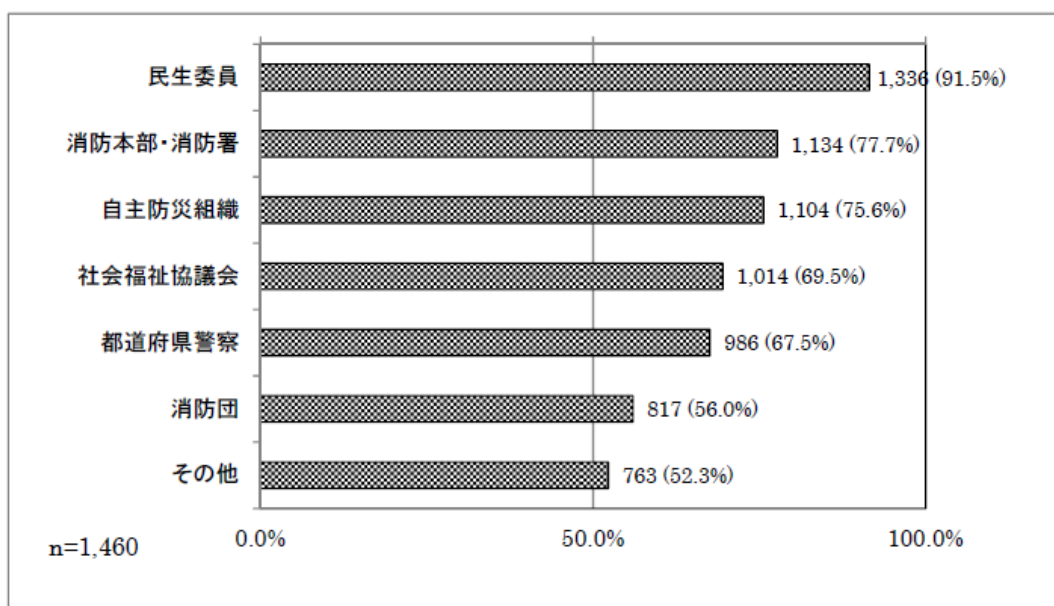


【参考】「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果」（抜粋）

（平成 29 年 12 月 6 日 消防庁）

3 平常時における名簿情報の提供先

・名簿作成済の 1,460 市町村のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている団体は 91.5%と最も多く、以下、消防本部・消防署 77.7%、自主防災組織 75.6%の順に多い

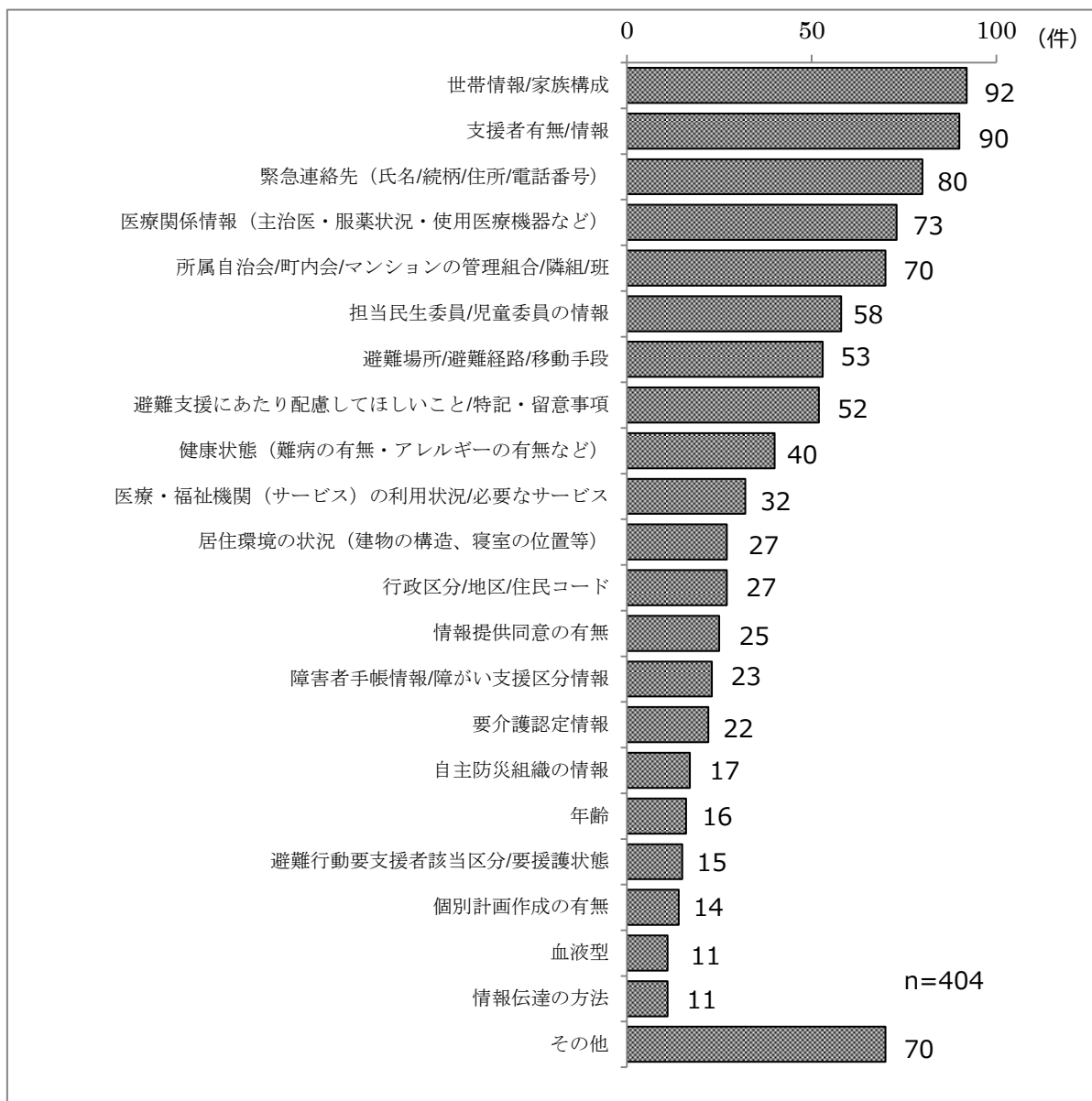


IV. 各市町村において必要と認める 名簿情報

IV. 各市町村において必要と認める名簿情報

避難行動要支援者名簿に登録されている情報のうち、災害対策基本法49条の10第2項7号に基づき地域防災計画等に定めている内容について伺うと、「世帯情報/家族構成」が92件で最も多く、次いで「支援者有無/情報」が90件、「緊急連絡先（氏名/続柄/住所/電話番号）」が80件、「医療関係情報（主治医・服薬状況・使用医療機器など）」が73件、「所属自治会/町内会/マンションの管理組合/隣組/班」が70件となっている。

Q. 貴市区町村で避難行動要支援者名簿に登録されている情報の内、災害対策基本法49条の10第2項7号（前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項）に基づき地域防災計画等に定めている内容について、以下に御記入ください。



V. 資料

V. 資料

1. 災害対策基本法（抄）

第一章 総則

（施策における防災上の配慮等）

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

第四章 災害予防

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めすることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

2. 運用通知

災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の
災害対策基本法等の運用について（抄）

平成 25 年 6 月 21 日 府政防 559 号 消防災第 246 号 社援総発 0621 第 1 号
各都道府県防災主管部長宛 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省社会・援護局総務課長 通知

避難行動要支援者関係

第一 災害対策基本法の一部改正関係

IV 災害予防

5. 避難行動要支援者名簿（法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 まで関係）

（2）名簿の作成（法第 49 条の 10 関係）

① 名簿の作成（第 1 項）

ア) 名簿の登載対象者

避難行動要支援者名簿への登載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、このような「避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）」に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、①警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定される。一方、避難支援の必要性については、例えば、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無のほか、各市町村における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況、災害関連情報の発信方法（緊急速報メール等の視覚情報での発信や外国語での発信など）等に着目して判断することが想定される。

イ) 名簿の作成方法

避難行動要支援者名簿は、「地域防災計画の定めるところ」により作成することと

しており、地域防災計画には名簿作成の具体的な方法・手順を定める必要がある。

具体的には①名簿に登載する者の範囲、②名簿作成に関する関係部署の役割分担、③名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、④名簿の更新に関する事項を定めることが一般的に考えられる。なお、これらの事項を地域防災計画に定める際には、細目的な部分を下位計画等に委任することとしても差支えない（以下5.において同じ。）。

ウ) 名簿の用途

避難行動要支援者名簿の作成目的は「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」ことである。

ここでいう「避難」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に危難を避けることをいう。災害の中には、台風や津波などその原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでの間に一定の時間的猶予があるものもあり、こうした災害については、その発生のおそれが明らかになった時点で、名簿情報に基づき速やかに避難支援を行い、要支援者を指定緊急避難場所等の安全な場所へと避難させることが重要となる。

一方、地震のように突発的に被害をもたらす災害が発生した場合には、自力での避難が著しく困難である要支援者は被災家屋に取り残されている蓋然性が高いことから、このような場合には、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、その結果に基づき的確な救出活動を実施することが重要となる。

「その他の…必要な措置」としては、安否確認に基づいた救出・救助の実施のほか、災害発生時に迅速な避難支援等が行えるよう、平常時からの避難訓練や防災訓練の実施等に名簿を活用することも想定される。

エ) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであり、これを市町村において常に完全に把握することはおよそ困難であると考えられるが、可能な限り実態に即し、公平・的確な名簿作成に資するため、本項では、当該市町村に居住する要支援者の把握に努めることを市町村長に義務付けている。

各市町村においては、名簿作成の担当部局と福祉部局等の連携を密にし、要支援者に関する情報を適時に共有するとともに、これに基づき定期的に名簿を更新するよう取り計らわれない。

② 名簿の記載事項（第2項）

本項第1号から第4号までに掲げる事項は、いわゆる住民基本台帳の4情報であり、要支援者本人の特定に必要な基本的な情報である。

第4号の「住所」とは、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。一方、「居所」とは、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所をいう。本法に基づく名簿は市町村内に居住する者を対象とするものであり、その居住場所が講学上の住所であるか居所であるかを問わないことから、本号では両者を並列して規定したものである。

第5号の「電話番号その他の連絡先」は、災害の発生時又は発生するおそれがある場合における迅速な安否確認に必要となるものであり、「その他の連絡先」としては、携帯電話のメールアドレス等が想定される。

第6号の「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度、要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となる情報である。

第7号は、市町村長の裁量により名簿に記載・記録する追加的事項である。このような追加的記載事項としては、例えば、同居家族の連絡先を記載し、災害発生時の安否確認手段の複線化を図ることが考えられる。

③ 名簿作成に必要な個人情報の利用（第3項）

ア) 個人情報保護条例との関係

現在、全国の市町村の全てで個人情報保護条例が制定されており、それらの条例では、本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという構成を採用している。

各市町村の個人情報保護条例では、こうした例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、本項の規定は、市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものである。

なお、各市町村の個人情報保護条例によっては、「法令に基づく場合」を個人情報の目的外利用に関する例外類型として規定しておらず、条例による規定と法律による規定とが相互に矛盾抵触することもあり得るが、このような場合には、「地方公共団体は、…法律の範囲内で条例を制定することができる」との憲法第94条の規定と、本法律の趣旨から、本法律の規定が条例の規定に優越することとなり、各市町村においては、いずれにせよ名簿の作成等に必要な個人情報を取り扱うことが可能である。

イ) 利用範囲

「避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度」とは、地域防災計画に定められた要件に該当する要支援者の個人情報を取得する場合のほか、地域防災計画において

名簿に登載する者の範囲を定めるために必要となる、いわば検討段階において必要な個人情報の取得も含むものである。名簿作成に係る上記のような個人情報の利用の態様に鑑み、本項に基づき市町村内部で目的外利用することができることとする情報の範囲については、結果的に要支援者には該当しない可能性のある者まで含むものとして「要配慮者に関する情報」としている。

「内部で利用」とは、地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」の間での相互利用である。このため、市町村の機関であっても、教育委員会等はこちらでいう「内部」に含まれず、これらの機関が保有する個人情報を利用するためには、第4項による情報提供の求めを行う必要がある。なお、各市町村において具体的にどの機関が内部組織に該当するかについて疑義が生じる場合も想定されるが、こうした場合には、当該市町村の個人情報保護条例に規定する「実施機関」の区分に則り、市町村長とは別の実施機関として列挙されている主体については、内部組織に含まれないと解するのが適当である。

ウ) 市町村内部での目的外利用が想定される個人情報

名簿作成に必要な個人情報として市町村内部での目的外利用が想定されるものとしては、例えば、福祉部局が保有する要介護認定情報、障害者手帳情報などが想定される。

なお、名簿の作成に当たっては市町村が保有する住民基本台帳を活用し、独り暮らし高齢者等を把握することも想定されるが、住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、…その他の住民に関する事務の処理の基礎とする」ことを目的（同法第1条）として作成するものであり、本項に基づく目的外利用によらず、住民基本台帳作成の目的の範疇に属するものとして、名簿作成のため市町村内で活用することが可能である。

④ 名簿作成に必要な個人情報の取得（第4項）

ア) 個人情報保護条例等との関係

本項は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村長から依頼を受けた市町村外部の機関・団体が要配慮者に関する個人情報を市町村長に提供する場合における個人情報保護法制上の根拠を設けたものである。

名簿作成に当たり市町村長が外部の機関・団体に情報提供を求める際には、求めを受けた都道府県については当該都道府県の個人情報保護条例、市町村の機関については当該市町村の個人情報保護条例、民間事業者については個人情報保護法がそれぞれ適用され、これらの条例又は法律においては、「法令に定めがある場合」等を

除いて、本人の同意を得ずに個人情報の目的外利用や第三者提供を行うことを禁止しているが、本項の規定による求めに応じて行う情報提供については、「法令に定めがある場合」等に該当するものとして、条例上又は法律上許容されることとなる。

イ) 情報提供の依頼先

「関係都道府県知事その他の関係者」としては、障害者手帳の保有に関する情報や公費助成を受けている難病患者に関する情報等を保有する都道府県の福祉医療部局等が想定されるほか、必要に応じて民間事業者に情報提供を求めることも可能である。

なお、本項による情報提供の求めは、個人情報保護法制との関係を整理する観点から法令の根拠を設けることを目的として規定したものであり、情報提供を求められた者に対して応諾義務を課すものではないが、市町村長から情報提供を求められた者が、個人情報保護法制における「法令に定めがある場合」に該当するものとして、要配慮者に関する個人情報を市町村に提供することを可能とするものである。

ウ) 留意事項

要配慮者に関する情報提供の依頼及びこれに対する情報の提供に際しては、個人情報保護法制との関係を整理する観点から、「法令の定め」に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすることが望ましい。

(3) 名簿の利用及び提供（法第49条の11関係）

市町村においては、かねてより「災害時要援護者名簿」等の名称で本法の避難行動要支援者名簿に類似する名簿が整備されてきたところであるが、東日本大震災に際しては、かかる名簿を有効に活用し、要支援者の命を救うことができた事例があった一方、名簿を地域の支援者に事前に提供していなかった、名簿が発災後の安否確認に利用できることに考えが及ばなかったなど、作成後の名簿の活用について必ずしも十分でない事例も見受けられた。

こうした事例の背景としては、名簿情報の利用に関し個人情報保護条例との関係整理が十分になされていないこと等が指摘されているところであるが、本法に基づく避難行動要支援者名簿制度の創設趣旨は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、要支援者の生命・身体を災害から保護することにあることは言うまでもない。

このため、本条では、市町村長が作成した名簿に登載された要支援者に関する情報が地域の支援者等にも適切に提供され、災害発生時に名簿情報が最大限活用されるよう、名簿情報について市町村内部での利用及び市町村外部への提供に関する取扱いを法律上規定することとしたものである。

① 市町村内部における名簿情報の利用（第1項）

第49条の10第3項又は第4項の規定により、市町村長は、名簿の作成に必要な限度で要配慮者の個人情報を市町村の内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等から情報提供を受けることが可能となるが、これらの規定は、福祉部局等が保有していた要支援者に関する個人情報について、その本来的な利用目的（社会保障給付に関すること等）を変更することなく、名簿の作成という別の目的に限って目的外利用等することを認めたものであり、名簿に集約された個人情報を避難支援等という更に別の目的に利用することは、これ自体個人情報保護条例上の「目的外利用」に当たる。

本項は、こうした点を踏まえ、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が名簿情報を内部利用することができるよう法律に根拠を設けたものであり、本項に基づく個人情報の利用については本人の同意を得ることを要しない。

なお、本項に基づき市町村の内部において具体的に想定される名簿情報の利用用途としては、i) 名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡、ii) 防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供、iii) 災害発生時又は発生のおそれがある場合の情報伝達、避難支援、iv) 災害発生時の安否確認・救助等が考えられる。

この際、市町村の内部組織である消防部局においては、本項に基づき、本人同意の有無にかかわらず、避難支援等に必要な限度で平常時から名簿情報を利用することができるので留意されたい。

② 平常時における名簿情報の外部提供（第2項）

本項に基づく名簿情報の事前提供は、これを受領した民生委員等の地域の避難支援者が要支援者と個別に面談すること等を通じて、災害発生時における避難方法や避難支援の内容等を事前に検討し、個々の要支援者ごとに実効性の高い個別避難計画を準備しておくことを可能とすることを主たる目的としたものである。

ア) 名簿情報の提供先

本項で名簿情報の提供先として列挙した主体は、避難支援等に携わる行政機関、特別公務員及び民間団体をそれぞれ例示したものであり、いずれも、消防庁が実施した実態調査「災害時要援護者の避難支援対策の調査結果」（平成24年7月3日）において、名簿提供先の上位に挙げられた者である。

これらの者はあくまで例示として列挙したものであり、これらの者に必ず名簿情報を提供することを求める趣旨ではなく、また、これら以外の者に対して名簿情報を提供することを禁止するものでもない。市町村においては、要支援者の人数や所在、必要な避難支援の態様など地域の実情を適切に勘案しつつ、名簿情報の提供先及び方法を地域防災計画に具体的に定めるよう取り計らわれたい。

イ) 「必要な限度」について

名簿情報の外部提供に当たっては、要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供することが原則

である。例えば、市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の名簿情報を提供することは、実際の避難支援等に活用され得ない情報までをも含んだものとして、「必要な限度」を逸脱するものと考えられる。一方、災害発生時の避難支援等には直接携わらないものの、個別避難計画の事前策定を通じて間接的に避難支援等に関与する者に名簿情報を提供すること等は、ここでいう「必要な限度」に含まれる。

ウ) 同意の取得

名簿情報の提供については、心身の機能の障害等に関する情報を他者に知られることにより、要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあることから、平常時から行うものについては、事前に要支援者本人の同意を得ることを必要としている。

この際、「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない。

エ) 条例による特例措置

本項に基づく名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。

このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当する。

③ 災害発生時等における名簿情報の外部提供（第3項）

本項は、災害により要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、要支援者本人の同意を得ることを要せずに、名簿情報を外部提供できることを定めたものである。

ア) 名簿情報の提供先

本項に基づく名簿情報の提供先としては、第2項による事前提供と同様の消防機関、自主防災組織等といった避難支援等関係者のほか、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊等が想定される。また、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、発災後に要支援者の安否確認

を迅速に行うため、障害者団体等に名簿情報を提供するといったことも考えられる。

イ) 運用上の留意点

本項に基づく名簿情報の外部提供は、発災時等であれば無条件に認められるものではない。例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水予想区域内にいる要支援者の名簿情報を同意なく外部提供することは本項の趣旨に合致すると考えられるが、およそ浸水可能性がない地区に居住する要支援者の分までも同意なく一律に提供するようなことは適当でない。

市町村においては、本項の趣旨を十分に踏まえ、予想される災害の種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、「要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断するよう留意されたい。

(4) 名簿情報を提供する場合における配慮（法第49条の12関係）

本法に基づく名簿情報の外部提供は、要支援者に対する避難支援等に必要範囲内で、消防機関や警察機関等の行政機関、民生委員等の個人、市町村社会福祉協議会や自主防災組織等の民間団体に対して幅広く行われることとなる。

この際、名簿情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとしている（法第49条の13）ところであるが、名簿情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するためには、このような個人単位での措置はもとより、名簿情報を受け取る団体そのものにおいても、名簿情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、名簿情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講じられることが求められる。

このため、名簿情報の取扱いについてその適正管理に万全を期す観点から、名簿情報の受領者個人に対する守秘義務と両輪をなすものとして、市町村長に対し、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じることを名簿情報の提供先に求めるなど個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けるものである。

① 努力義務の内容

本条に基づき市町村長に課せられる努力義務は、名簿情報を外部提供する際に、その提供先に対して名簿情報の漏えい防止等に必要な措置を講じるよう求めることなど、要支援者とその家族等の権利利益を保護するために必要な措置を講じることである。なお、本条に基づく努力義務は、発災時に緊急に名簿情報を提供する場合も対象としているが、平常時から名簿情報を保有しない者に対する名簿情報の提供についても本条の対象としているのは、使用後の名簿情報の廃棄・返却等について求めることも念頭に置いたものである。

「名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置」としては、組織の内部で名簿情報

を取り扱う者を限定することや必要以上の名簿情報の複製の禁止、名簿情報の保管方法の指定、名簿情報の取扱状況の報告、使用後の名簿情報の廃棄・返却等が考えられる。

また、「その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置」としては、受領した名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することを禁止することのほか、名簿情報の適正な管理を促進するため、市町村において名簿情報の提供先を対象とした研修を実施すること等も想定される。

なお、名簿情報の提供先に対してどのような情報管理措置を求めるかは、提供する名簿情報の量や提供方法（紙媒体・電子媒体の別）、受領者の特性（行政機関・民間団体の別や個人情報保護条例等の適用の有無）等を総合的に勘案して判断するべきであることから、その具体的な内容については地域防災計画で定めることとしている。このため、市町村においては、名簿情報の提供先を地域防災計画に定めるのにあわせて、名簿情報の提供先に対して求める情報管理措置の内容等についても一体的に定めるよう留意されたい。

② 市町村内における名簿情報の適正管理

本条は、市町村が外部の避難支援者に名簿情報を提供する際の努力義務を規定したものであるが、市町村内部においても名簿情報が適正に管理されるべきことは言うまでもない。

市町村内部における情報管理については、かねてより、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取扱方法等を定めた情報セキュリティポリシー及び具体的な実施手順（マニュアル）が各自治体で策定されているところであり、各市町村においては、要支援者個人の秘密を含んだ避難行動要支援者名簿についても適正な情報管理が行われるよう、改めてこのセキュリティポリシー等の遵守を徹底されるよう配慮されたい。

(5) 秘密保持義務（法第49条の13関係）

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実に・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

本条は、こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等

のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課すものである。

市町村においては、本条の趣旨・内容を十分に承知の上、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図られたい。

① 義務の内容

本条に基づく秘密保持義務の内容は、市町村から直接又は間接に名簿情報の提供を受けた個人について、それによって知り得た要支援者に関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らさないことである。

ここでいう「秘密」とは、一般に『非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう。』と解されており（最判昭和52年12月19日）、本法の要支援者に関しては、心身の機能の障害に関する情報や疾病その他の健康状態に関する情報等が典型的に該当するものと考えられる。また、名簿情報として直接的に知り得るこれらの秘密に加え、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密に該当する。

ただし、本条による秘密保持の対象となるのは、名簿情報の提供を受けたことによって直接又は間接に知り得た秘密であり、本法に基づき名簿情報の提供を受ける以前から地縁関係等を通じて同様の事実を既に知っていた場合には、ここでいう知り得た秘密には該当しない。

「正当な理由がなく」とは、要支援者に対する避難支援等に必要のない理由で秘密を漏らすことを禁止する趣旨である。このため、例えば、名簿情報の提供を受けていた者が、災害発生時に、要支援者の避難支援等に必要ない応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられ、本条の守秘義務違反を構成しない。

一方、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することについては、以下の理由から「正当な理由」に該当しない。すなわち、本法においては、個人情報の保護と利用のバランスを図る観点から、平常時からの名簿情報の提供については、その相手方をあらかじめ地域防災計画で定めるとともに、要支援者本人の同意を得ることを条件としている。このため、市町村長から名簿情報の提供を受けた者が、市町村及び要支援者の関知しない者に独断で名簿情報を提供することはこれらの規定の趣旨を没却することになるほか、こうした再提供先には本条の秘密保持義務が課せられていないことに鑑みても適当でないためである。

② 義務の対象者

本条による秘密保持義務が課せられる対象者は、第49条の11第2項又は第3項の規定により、市町村長から名簿情報の提供を受けた者又は名簿情報の提供を受けた団体の職員等であって、実際に名簿情報を取得した者である。

本法による名簿情報の提供は、地域防災計画に基づき平常時からなされる場合と災害が発生した場合等に緊急になされる場合があるが、いずれの場合にも名簿情報を取得した者についても、本条による義務が課せられる。一方、④で例に挙げたような場合に、避難支援等の応援のために緊急的に名簿情報の提供を受けた住民等については、本条の義務は課せられない。

「名簿の提供を受けた者」とは、第49条の11第2項又は第3項の規定により市町村長から直接的に名簿情報の提供を受けた者を指すものであるが、名簿情報の提供は個人に対して直接的に行われる場合だけでなく、社会福祉協議会等の市町村内の一定の区域を管轄する法人に対してなされることも想定されることから、このような場合には、名簿を受領した法人に対してではなく、実際に名簿情報を取り扱う役員又は職員に対して義務が課せられる。また、名簿情報を受領する主体としては、法人格を有していない自主防災組織等の団体も想定される場所であり、このような場合における当該団体の構成員は、社会通念上、当該団体の役員又は職員とは観念されないことから、こうした者についても本条による義務が課せられるよう「その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者」と規定したものである。

なお、本条による秘密保持義務は、名簿情報を活用した避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても引き続き課せられるものであり、この点条文上も「又はこれらの者であつた者」と明確にされているので、留意されたい。

③ 義務の違反

名簿情報を提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、仮にこれらの者が名簿情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が課せられる。

一方、自主防災組織の構成員など、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる民間人については、名簿情報の受領について過度な心理的負担を課し、「共助」による避難支援等の裾野自体を限定的なものとするのしないよう、本法では守秘義務違反に対する罰則を設けていない。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいし、民事上の損害賠償訴訟が提起された場合には、本条の義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得るのでその旨留意されたい。

(6) その他の留意事項

これまで「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が、本法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。ただし、この場合においても、名簿の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があるのでその旨留意されたい。

また、改正法の施行の際現に名簿情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該名簿情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行い、法律に基づく義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれたい。

3. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（概要）

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示したもの。

<構成と主な内容>

第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。
(要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求められることができること)

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- ・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
- ・情報管理を図るよう必要な措置を講じること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと。
(聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)

(2) 避難行動要支援者の避難支援

- ・ 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- ・ 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。
- ・ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。

(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

- ・ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- ・ 安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおくこと。

(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第4 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。

第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、

- ・ 高齢者や障害者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと
- ・ 民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検すること

などを適切に取り組むこと

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/hinansien.html>

4. 避難勧告等に関するガイドライン（概要）

避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月改定）

これまでの主な改定経緯

- 平成17年 3月** 平成16年の一連の災害で、多数の要配慮者が亡くなったこと、避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの策定
- 避難勧告等の発令基準、避難すべき区域の設定の考え方
 - 一般の居住者の避難準備と要配慮者の避難開始という2種類の意味をもつ「避難準備情報」を規定 等
- 平成26年 4月** 東日本大震災や平成21年の兵庫県佐用町における避難途中での被災の教訓等を踏まえ、ガイドラインの全面改定
- 家屋内に留まって安全を確保すること（屋内安全確保）も「避難行動」の一つとして明示
 - 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを強調
 - 市町村の防災体制の段階移行に関して基本的な考え方を明示
 - 避難勧告等の判断基準を具体的かつわかりやすい指標で明示
 - 避難勧告等の発令基準の設定等について、助言を求める相手の明確化 等
- 平成27年 8月** 平成25年の伊豆大島、平成26年の広島市の大規模な土砂災害等における避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、ガイドラインの一部改定
- 避難準備情報の活用（避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨）
 - 災害が切迫した状況では、緊急的な待避場所への避難、屋内での安全確保措置も避難行動として周知
 - 居住者への情報伝達では、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせて多様化・多重化 等
- 平成29年1月** 今回の改定
- 平成28年 3月 中央防災会議「水害時の避難・応急対策検討WG」報告（H27関東・東北豪雨）
 - 平成28年12月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」報告

主な変更点

避難情報の名称

- 平成28年台風第10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかった。
 - これを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した。
- | | |
|----------|-------------------|
| （変更前） | （変更後） |
| 「避難準備情報」 | → 「避難準備・高齢者等避難開始」 |
| 「避難勧告」 | → 「避難勧告」 |
| 「避難指示」 | → 「避難指示（緊急）」 |

主に以下の点について、内容の充実

避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

- 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること
- 平時から居住者等に対してその土地の災害リスク情報や、災害時にとるべき避難行動について周知すること
- 近年の被災実績に捉われず、これまでになかった災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと
- 地域での声かけ、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること

要配慮者の避難の実効性を高める方法

- 要配慮者利用施設は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、災害計画を作成することとなっている。施設毎の規定については、災害計画は自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画とすること
- 要配慮者利用施設へ情報が確実に伝達されるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと
- 災害計画の実効性の確保や、避難訓練の確実な実施を徹底するとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること

躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築

- 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
- いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと
- 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと

ガイドラインの名称及び避難勧告等の発令基準の改善、簡易パンフレットの添付及び参考事例の紹介

- 市町村の避難勧告等の判断・伝達だけでなく、受け取る側も含めた総合的な取組みとしたため、ガイドラインの名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更
- 洪水等に対する避難勧告等の発令基準に関し、様々な判断要素について解説し、地域の実情に応じた基準が作成できるように改善
- 災害時にとるべき避難行動等を簡潔にまとめたパンフレット（雛形）の添付
- 避難勧告等の具体的な発令基準策定に係る市町村支援、市町村長へのホットライン、居住者等への伝達方法、避難先等に関する参考事例の紹介

避難勧告等に関するガイドライン(概要)

本ガイドラインは、市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、市町村担当者が参考とすべき事項を示したものの(H17に策定、H26に全面改定、H27に一部改定、H29に改定)

避難行動

- (居住者・施設管理者等に対して求める避難行動)**
- 自然災害に対しては、行政に過度な期待や依存をすることなく、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に陥ることなく、**居住者等が自らの判断で避難行動をとること**
 - 想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、**自発的かつ速やかに避難行動をとること**
 - 施設管理者等は、**市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を回り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫**をすること
 - **入院患者や施設入所者等、移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこへの経路を確認しておくとともに、移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への適切な移動手段が確保できないような場合や事態が急変した場合に備え、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保をとれるよう、緊急集合に応じた複数の避難先を平時から確保**すること
 - 防災知識の継続的な普及を図るため、映像等を用いたわかりやすい資料により、児童を含めた**防災教育を積極的に進める**こと
- (指定緊急避難場所と指定避難所)**
- 市町村は**早期に指定を完了**させるとともに、切迫した災害の種別に対応した指定緊急避難場所に避難すべきことについて、**居住者・施設管理者等に十分に周知をはかる**こと
 - 自市町村内で指定緊急避難場所や避難経路を確保できない場合においては、**市町村の区域を越えた避難の在り方を検討**すること
 - 行政職員の到着を待たずとも、**自主防災組織をはじめとする地域の居住者等によって開設等ができるようにしておく等、工夫**をすること

情報伝達

- (避難勧告等を受け取る立場に立った情報提供の在り方)**
- 市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災経験に捉われず、これまでにない災害リスクにも対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して**災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知**すること
 - 災害発生時の危険性が高まった場合には、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等の発令の見直し、発令時に対象者がとるべき避難行動等について、**時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返しわかりやすい言葉で伝達**すること
 - 避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、**対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達**すること
 - 要配慮者利用施設等の災害計画には、**自然災害からの避難を盛り込んだ計画としなければならないことを平時から施設管理者に周知**すること
- (伝達手段と方法)**
- 防災情報の伝達は、広く確実に伝達するため、また、機器やシステム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を**可能な限り多様な伝達手段を組み合わせて伝達**すること
 - 伝達手段を最大限活用できるよう、平時から**各伝達手段の点検や、災害を想定した操作訓練等**を行うこと

発令基準

- (避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方)**
- 避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず**避難勧告等を発令**すること。そのためには、**具体的でわかりやすい判断基準を設定**すること
 - 土砂災害や水位周知河川、その他河川等による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難なことが多いため、**避難勧告等の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難勧告等を発令**すること
 - 避難準備・高齢者等避難開始を発令したからといって必ずしも避難勧告・指示をださなければならないだけでなく、**危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わる**こともあり得る。このような認識の下、**時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令**すること
 - 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の順に発令する必要はなく、状況に応じて、**段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、柔軟に対応**すること
 - たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状態であったも、災害が切迫した状態であれば、**原則として避難勧告等を発令**すること
- (判断基準の設定にあたっての関係機関の助言)**
- 指定行政機関や都道府県等は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知識を有していることから、**災害発生時の危険性が高まった場合だけでなく、避難勧告等の判断基準を設定する際にも、積極的に助言を求める**こと

防災体制

- (全庁をあげた防災体制)**
- 災害時は職員への対応能力を大幅に上回る業務が発生する。このため、平時から災害時において**優先すべき業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確**にしておくこと
 - 上記の優先業務を遂行するため、**全庁をあげた役割分担の体制を構築**しておくこと
 - 避難場所の運営費用等の懸念から、避難勧告等の発令を躊躇することがないよう、実際に支出した指定緊急避難場所の運営費用を補償する**民間の保険制度を活用**すること等により、**避難場所を迅速に開設し、避難勧告等を適時適切に発令**できるようにしておくこと
- (河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築)**
- いざという時に**河川管理者や気象台からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求める仕組み**を構築すること
 - 防災体制を強化するとともに、水位上昇に一定の時間を要する大河川と、急激に水位が上昇する中小河川の河川特性を考慮した、よりの確な避難勧告等の発令基準とするため、地域防災計画をはじめとする各種計画や発令基準の策定段階から、**河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制を構築**しておくこと
- (訓練及び研修)**
- 様々な災害発生状況を考慮した避難勧告等の**訓練を定期的に実施**すること
 - 市町村職員は、都道府県等が実施する**訓練に参加**するよう努めること
 - 上記全般について、**訓練や実践を通して改善を重ねる**こと

避難勧告等に関するガイドライン(概要)

伝達文の例(洪水)

- 1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例**
 - 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
 - こちらは、〇〇市です。
 - 〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
 - 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
 - 次に該当する方は、避難を開始してください。
 - お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいっしょの方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。
 - 川沿いにお住まいの方(急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及)については、避難を開始してください。
 - それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
 - 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- 2) 避難勧告の伝達文の例**
 - 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
 - こちらは、〇〇市です。
 - 〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
 - 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
 - 速やかに避難を開始してください。
 - 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。
- 3) 避難指示(緊急)の伝達文の例**
 - 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
 - こちらは、〇〇市です。
 - 〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。
 - 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
 - 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
 - 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。
 - 〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

立退き避難が必要な居住者等に求める行動	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。

※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等
 ※2 屋内安全確保:その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動
 注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

避難勧告等に関するガイドラインの改定(平成29年1月)

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/index.html